規制改革に関する第３次答申

～多様で活力ある日本へ～

平成 27 年 6 月 16 日

規 制 改 革 会 議

目　次

Ⅰ　総論

１．規制改革の目的

（１）規制改革の必要性 …… 1

（２）現下の規制改革の意義 …… 1

（３）規制改革会議における検討 …… 1

２．今期の審議における重点項目

（１）内閣の重要施策の実現の阻害要因となっている規制の改革 …… 2

（２）これまでに取り組んだ改革の総仕上げ（重点的フォローアップ） …… 3

（３）各府省における規制レビューの着実な推進 …… 5

３．本答申の実現に向けて …… 5

４．次のステップへ …… 5

Ⅱ　各分野における規制改革

１．健康・医療分野

（１）規制改革の目的と検討の視点 …… 7

①医薬分業推進の下での規制の見直し …… 7

②医薬品に関する規制の見直し …… 8

③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し …… 8

④遠隔モニタリングの推進 …… 9

⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し …… 9

⑥食品の表示制度の見直し …… 9

（２）重点的フォローアップ …… 10

（３）具体的な規制改革項目

①医薬分業推進の下での規制の見直し

ア　薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し …… 10

イ　政策効果の検証を踏まえた PDCA サイクルの実施とそれに基づく制度の見直し …… 11

ウ　保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立 …… 11

エ　ICT 技術を活用した服薬情報の一元化 …… 12

②医薬品に関する規制の見直し

ア　新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し …… 12

イ　市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し …… 12

ウ　スイッチ OTC の更なる推進 …… 13

③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し

ア　レセプト情報・特定健診等情報データベースの研究利用の法的位置付けの検討 …… 13

イ　レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける民間利用の拡大 …… 13

ウ　レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける探索的研究の充実 …… 14

エ　レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける最少集計単位の検討 …… 14

オ　レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける地方公共団体の利用手続簡素化 …… 14

カ　レセプト情報・特定健診等情報データベースよる分析の効率化 …… 15

キ　医療データの活用に向けた検討 …… 15

ク　地方厚生局が保有するデータの活用 …… 15

ケ　DPC データの活用 …… 16

コ　病床機能報告制度の活用 …… 16

④遠隔モニタリングの推進

ア　有用な遠隔モニタリング技術の評価 …… 16
イ　遠隔診療の取扱いの明確化 …… 17
ウ　遠隔診療推進のための仕組みの構築 …… 17
⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し
ア　空室を利用したショートステイサービスの要件の見直し …… 18
イ　介護保険事業（支援）計画における特定施設の利用者数の適切な見込量設定の支援 …… 18
⑥食品の表示制度の見直し
ア　特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し
ａ　えん下困難者用食品の区分に応じた許可表示の見直し …… 18
ｂ　審査の効率化 …… 19
ｃ　恒常的な審査体制の整備 …… 19
ｄ　許可基準の周知（低たんぱく質食品） …… 19
ｅ　許可基準の見直し（えん下困難者用食品） …… 19
ｆ　とろみ調整食品などの新たな食品区分の追加 …… 20
イ　特定保健用食品における審査手続の見直し
ａ　同時並行審査方式への見直し …… 20
ｂ　製品見本の試験検査時期の自由化 …… 20
ｃ　消費者庁による許可要件の判断基準の明確化 …… 20
ｄ　適切な標準的事務処理期間の設定 …… 21
ｅ　審査手続の予見性向上 …… 21
ｆ　消費者委員会による申請者への議事録開示 …… 21
ｇ　消費者委員会による議事録の公開 …… 22
ｈ　特定保健用食品（規格基準型）及び特定保健用食品（再許可等）の法令上の位置付けの明確化 …… 22
ｉ　特定保健用食品（規格基準型）の要件の見直し …… 22
ｊ　特定保健用食品（規格基準型）及び特定保健用食品（再許可等）の保健の用途の表示の確認の省略 …… 23

２．雇用分野
（１）規制改革の目的と検討の視点 …… 24
（２）具体的な規制改革項目
①多様な働き方の実現 …… 25
②円滑な労働移動を支えるシステムの整備
ア　雇用仲介事業の規制の再構築 …… 26
イ　労使双方が納得する雇用終了の在り方 …… 27

３．農業分野
（１）規制改革の目的と検討の視点 …… 29
（２）重点的フォローアップ …… 29
（３）具体的な規制改革項目
①農地中間管理機構の機能強化
ア　農地中間管理機構の実績等の公表 …… 29
イ　農地中間管理機構の体制の改善 …… 30
ウ　農地の集積・集約化の環境整備 …… 30
エ　遊休農地等に係る課税の強化・軽減等及び転用利益の地域の農業への還元 …… 30
オ　農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化 …… 31
②農地情報公開システムの機能向上 …… 31
③農業協同組合改革の確実な実施 …… 31

４．投資促進等分野
（１）規制改革の目的と検討の視点 33
（２）重点的フォローアップ 34
①ビッグデータ・ビジネスの普及 34
②流通・取引慣行ガイドラインの見直し 34
③外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し 35
④老朽化マンションの建替え等の促進 35
⑤次世代自動車関連規制 35
（３）具体的な規制改革項目
①廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し
ア　店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進
a　廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化 36
b　再生利用指定制度の活用推進 36
c　一般指定の推進 36
イ　企業グループにおける産業廃棄物の在り方の見直し 36
ウ　土壌汚染対策法の見直し
a　国際制度比較調査の実施 37
b　形質変更時の届出要件の見直し 37
c　自然由来物質に係る規制の見直し 37
エ　県外産業廃棄物流入規制の見直し 38
オ　廃棄物処理法の実地確認に係る運用の統一 38
カ　産業廃棄物収集運搬業許可に係る申請書類様式の統一化 39
②エネルギーの安定供給
ア　「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し 39
a　通知等による周知徹底 39
b　セミナー等での周知徹底 39
c　ガイドラインの改訂 39
イ　国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの検討
a　建築物の高さ制限の検討 40
b　特別保護地区・第一種特別地域の区域外からの傾斜掘削の容認 40
c　優良事例の考え方 40
③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し
ア　出張理美容に係る規制の見直し
a　「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の明確化 41
b　「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の拡大 41
c　実施主体の拡大 41
イ　理美容業の在り方に係る規制の見直し
a　理容及び美容の範囲 41
b　理容所、美容所の重複開設の容認 42
c　両資格の取得の容易化 42
d　国家試験及び養成施設の教育内容 42
④次世代自動車の普及拡大促進
ア　水素スタンドにおけるセルフ充填の許容 43
イ　市街化調整区域への水素スタンドの設置許可
a　第一種製造者 43
b　第二種製造者 43
ウ　水素スタンドの保安基準の見直し 44

エ　パッケージ機器に係るコンテナの取扱いの緩和 …… 44
オ　水素スタンド用蓄圧器へのフープラップ式複合圧力容器の使用 …… 44
カ　温度上昇を防止する装置（散水基準）の見直し …… 45
キ　プレクール設備の無人運転の許容 …… 45
ク　水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和 …… 45
ケ　圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加 …… 45
コ　液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加 …… 46
サ　適切な保安検査方法の整備 …… 46
シ　検査充填に用いる容器の取扱い見直し …… 46
ス　蓄圧器の製造に関する検査に係る包括申請の適用範囲の見直し …… 47
セ　海外規格材料及び同等材の例示基準への追加 …… 47
ソ　国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進 …… 47
　a　IEC 規格との整合の迅速化 …… 47
　b　IEC-Ex の枠組みによる型式検定の合理化 …… 48
タ　外国登録検査・検定機関制度の早期普及 …… 48
⑤ロボット利活用の促進
ア　新たな電波利用システムの整備 …… 48
イ　小型無人機に係る規制制度の整備 …… 48
ウ　インフラの維持・保守におけるロボットの活用 …… 49
　a　公共インフラ …… 49
　b　産業インフラ …… 49
エ　搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行 …… 49
オ　新医療機器の審査の迅速化 …… 50
カ　介護保険給付対象の迅速な拡大 …… 50
キ　消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備 …… 50
⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化
ア　在留期間更新許可申請の受付可能期間の周知 …… 50
イ　在留資格「経営・管理」における手続の明確化 …… 51
ウ　日本語教育機関の開設条件の緩和 …… 51
エ　GPS を主要計器とする運航の解禁 …… 51
オ　港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管に係る運用の統一 51
カ　コンテナ輸送用シャーシの共用に係る運用の統一 …… 52
キ　研究の用に供する指定検疫物の輸入に係る規制の見直し …… 52
ク　デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制の明確化 …… 52
ケ　銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和 …… 53
コ　投資専門子会社（特定子会社）の業務範囲の拡大 …… 53
サ　改正個人情報保護法の円滑な施行 …… 54
シ　アクセシビリティに関するサービスに係る著作権法上の整理 …… 54
⑦その他民間事業者等の要望に応える見直し
ア　老朽化マンションの建替え等の促進 …… 54
イ　「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（セーフ・ハーバーの検討） …… 55
ウ　蓄電池に係る消防法による規制の見直し …… 55
エ　延べ面積が 300 ㎡以下の建築物に関する建築士法第 24 条の８の書面交付義務の取扱いの明確化 …… 55
オ　特定敷地内における電波法規制の緩和 …… 56
カ　主任無線従事者の講習受講機会の拡充 …… 56
キ　展覧会における美術品損害の補償契約の手続の合理化 …… 56
ク　イモビライザの装着義務化 …… 57
ケ　銀行代理業を行う銀行における許可申請書変更届出の簡略化 …… 57

コ　確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化 …… 57
サ　確定給付企業年金、厚生年金基金における実施事業所（設立事業所）の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し …… 58
シ　エアラインチャーター便の運航に係る要件の見直し …… 58
ス　操縦士学科試験の受験機会の更なる拡充 …… 58

５．地域活性化分野
（１）規制改革の目的と検討の視点 …… 59
①空きキャパシティの再生・利用 …… 59
②地域における道路の多面的機能の発揮 …… 60
③主に自治体が所管する規制の改革 …… 60
④その他地域活性化に資する規制改革 …… 60
（２）重点的フォローアップ …… 61
①ダンスに係る風営法規制の見直し …… 61
②改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討 …… 62
（３）具体的な規制改革項目
①空きキャパシティの再生・利用
ア　建築物の用途変更時等における規制の見直し
a　廃校の利活用促進 …… 62
b　既存不適格建築物の用途変更時に係る規制の運用の整理・明確化 …… 62
c　既存不適格建築物の増築時に係る規制の見直し …… 63
d　検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善 …… 63
e　用途変更を伴う建築行為に係る基準の見直しと運用の改善 …… 64
イ　用途地域における建築物制限の緩和
a　住居専用地域における住民介護・看護用の事務所設置 …… 64
b　遊休期間の別荘貸出し …… 64
ウ　都市公園の利活用促進
a　賑わい空間としての活用 …… 64
b　住民による維持管理の取組促進 …… 65
②地域における道路の多面的機能の発揮
ア　道路の利活用促進
a　道路空間の利活用に関する取組の促進 …… 65
b　道路使用・道路占用の許可制度の弾力的な運用に係る周知 …… 65
c　協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置 …… 66
d　アーケードの取扱いに関する通達の位置付け等に係る周知 …… 66
e　立体道路制度の活用促進 …… 67
③主に地方自治体が所管する規制の改革
ア　小規模宿泊業のための規制緩和
a　イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和 …… 67
b　農林漁家民宿の対象範囲の拡大 …… 67
c　インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供 …… 67
イ　複数業種・臨時飲食店営業の許可要件の周知
a　飲食店など複数の業種を営む場合の営業許可についての周知 …… 68
b　臨時的に食品を提供する際の規制についての周知 …… 68
④その他地域活性化に資する規制改革
ア　移動・輸送手段の多様化

a　自家用有償旅客運送における貨物の運送 …… 68
b　福祉有償運送の対象者、対価の明確化 …… 69
c　運営協議会の改善 …… 69
イ　着地型観光を促進するための旅行業の見直し
a　第三種旅行業者の範囲の拡大 …… 70
b　地域限定旅行業等の登録の容易化 …… 70
c　旅行業務取扱管理者試験の見直し …… 70
ウ　建設業許可基準の見直し
a　経営業務管理責任者としての一定の経験が必要な「役員」の範囲の見直し …… 70
b　経営業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し …… 71
c　経営業務管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることの証明書類等の合理化 …… 71
d　建設業の許可基準の在り方の見直し …… 71
エ　建設業に係る技術者専任要件の見直し
a　現場ごとの技術者専任に係る請負金額要件の見直し …… 72
b　適正かつ効率的な技術者の確保、配置のための制度・運用の見直し …… 72
オ　都市再開発における手続の合理化
a　都市計画決定及び市街地再開発組合の設立認可に係る手続の合理化 …… 72
b　市街地再開発組合の設立に係る地権者の合意形成の在り方の検討 …… 73
c　市街地再開発事業に係る施行区域要件の整理 …… 73
d　市街地再開発事業によって実現される公共性の在り方の再整理 …… 73
カ　深夜酒類提供飲食店の営業開始届出の運用合理化 …… 74
キ　古物商における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大 …… 74

III　規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー等）
１．規制レビューの必要性 …… 75
２．規制レビューの具体的な実施方法
（１）規制レビューの実施状況
①当面優先的に作成すべき規制シートの範囲 …… 75
②規制シートの規制改革会議への提出状況（平成 27 年 5 月 18 日現在） …… 75
（２）今後作成すべき規制シートの範囲 …… 76
（３）規制の見直し期限の設定及び公表について …… 76
３．留意事項 …… 76

IV　今期規制改革会議の審議経過
１．審議体制 …… 77
２．機動的な意見の表明 …… 77
３．公開ディスカッションの開催 …… 77
４．規制改革ホットライン …… 77
５．他の会議との連携 …… 78
６．国際先端テストの実施 …… 78

（参考資料１）委員及び専門委員名簿 …… 80
（参考資料２）規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過 …… 82

Ⅰ　総論

１．規制改革の目的

（１）規制改革の必要性　～　なぜ規制改革が必要か

我が国においては、法令から通達などの運用レベルのものまで多数の多様な規制が存在しているが、これらの多くは、規制創設当時においては一定の合理性を有していたものである。

しかしながら、我が国を巡る国際情勢が時代とともに変化し、また、国内の社会・経済構造も転換していく中、その規制が適切かどうか、不断の検証が必要である。かつて合理性を有していた規制が、現在では過剰に事業者の創意工夫を阻害している可能性がある。また、安全性確保を目的とするある規制を見直すことにより、より効率的な手法で同水準以上の安全性を確保できることもある。

近年、内外情勢の変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が国際社会の中で、豊かで活力ある国であり続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献、並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることこそが規制改革の目的である。

（２）現下の規制改革の意義　～　成長戦略の鍵、国民にとっての多様な選択肢の提供

（１）で示したように、規制がある限り、そして社会経済構造等が変化する限り、規制改革の取組による政策見直しを常に進めていく必要がある。

加えて、近年の規制改革に求められる意義として、その経済政策としての位置付けが挙げられる。すなわち、20 年以上も続いた経済低迷から回復するため、いわゆる「三本の矢」のうち第三の矢である成長戦略に基づく政策が進められているが、規制改革はまさにその中核を成すものである。規制改革の推進により、ヒト・モノ・カネ・情報が成長に向かって動き出すような状況を整備していくことが重要な課題となっている。

合わせて、国民生活に密接な関係を持つ諸分野における規制改革を通じて、国民ニーズに対応した多様な選択肢を提供できる環境を整備することも必要である。

このため、規制改革により、

①経済環境の変化に適応して、イノベーションを喚起する、

②技術革新等による新製品・新サービスを国民が享受できるようにする、

③女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を発揮できる社会を実現するとともに、人口減少社会が進む中、経済を再生して成長力を強化する視点から円滑な労働移動を支えるシステムの整備を進める、

④地域活性化の阻害要因となっている規制を取り除く、

等の実現を図る。

（３）規制改革会議における検討　～　その検討経緯と特徴

規制改革会議は、規制改革を総合的に調査審議するための内閣総理大臣の諮問機関として、平成 25 年１月に政令に根拠を持つ審議会として発足した。

その審議においては、制度所管府省や関連業界などの関係者から十分に意見を聴取し、

規制改革の要否につき多角的な視点から熟議を重ねた。有識者による諮問機関という立場から、「しがらみ」にとらわれることなく、規制の「あるべき論」を追求して骨太な考え方を取りまとめてきた。

一方で、規制改革ホットラインなどの仕組みを通じて国民各層からの要望を幅広く受け止め、その声をできる限り多く検討の俎上に乗せてきた。これまで答申に盛り込まれてきた規制改革事項は、今期答申を含め延べ 544 項目に及ぶ。規制改革は、制度所管省庁自身、あるいは他の会議体においても検討・審議されているが、このように分野横断的に、かつきめ細かく検討を行っているのは規制改革会議の特色と言える。

規制改革会議においては、発足以降、平成 25 年１月から同年６月まで、平成 25 年７月から平成 26 年６月まで、平成 26 年７月から現在までの三期にわたって取組みを進めてきた。前二期においては、永年にわたり改革が実現できていない、いわゆる「岩盤規制」の改革を含め、精力的な検討を行った上で二次にわたって答申を内閣総理大臣に提出した。これらの答申の内容は、各々その直後に閣議決定された「規制改革実施計画」の基となっており、これにより政府の規制改革の取組が進められている。

今期においても、第２次答申提出以降、多くの分野に関連する規制改革を検討してきた。本答申は、その検討結果を取りまとめ、「第３次答申」として内閣総理大臣に提出するものである。

２．今期の審議における重点項目

（１）内閣の重要施策の実現の阻害要因となっている規制の改革

～　「多様な働き方の実現」「地域活性化」

規制改革会議においては、民間のダイナミックな創意工夫の中から多様性あふれる新たなビジネスを生み出していくための成長戦略の推進、人口減少・地域経済縮小の克服や、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立など、内閣の重要施策を実現していく上で阻害要因となっている規制の改革に重点的に取り組んだ。

今期は特に、女性や若者・高齢者などにとって多様で柔軟な働き方の選択肢を拡大するための規制改革を重要課題に掲げ、規制改革ホットラインを通じて国民各層の声を直接受け止めるとともに、多くの関係者を招いて意見交換を行い、これらを踏まえて、「『多様な働き方を実現する規制改革』に関する意見」を取りまとめ、今後取り組むべき課題について提言を行った。

また、“地域が主役”との観点から、規制改革ホットラインを活用しつつ、より地方の実情に沿った要望をくみ取った上で、地方自治体が所管する規制にまで対象を広げて幅広く審議・検討を進めた。地方の現場で地域活性化に取り組んでいる有識者からのヒアリング結果も踏まえ、地域活性化分野における規制改革の視点として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という４つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革事項を取りまとめた。

（具体的な検討結果については、Ⅱを参照。）

（２）これまでに取り組んだ改革の総仕上げ（重点的フォローアップ）

～　確かな改革の実現に向けて

規制改革については、これまで何度となく答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースもまま見られる。規制改革会議として、政府から規制改革実施計画の進捗状況の報告を受け、フォローアップしていくことは改革を現実に進めていく上で不可欠の取組であるが、設置期間の後半を迎えるに当たり、今期においては、特に過去２年の規制改革実施計画に盛り込まれた事項等のフォローアップに精力的に取り組んだ。

例えば、平成26年６月に閣議決定された規制改革実施計画においては、約60年ぶりの農業協同組合の抜本改革や患者本位で治療の選択肢を拡大する「患者申出療養」の創設などについて方向性が提示されたものの、より具体的な制度の内容についてはその後の法案策定プロセス等に委ねられていた。これらを含めた主要な改革がその趣旨を損なうことなく十分な内実を伴うものになるよう、規制改革会議として以下の事項を「重点的フォローアップ項目」として定め、関連府省における法制化などの検討状況や運用状況を確認し、必要に応じて意見表明などを行った。

（具体的なフォローアップ結果については、Ⅱ及び付属１を参照。）

①制度検討の内容をフォローしたもの

・新たな保険外併用の仕組み（患者申出療養）の創設
・介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフッティング確立
・革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善
・医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築
・一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備
・保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入
・ジョブ型正社員の雇用ルールの整備
・有料職業紹介事業等の規制の見直し
・労使双方が納得する雇用終了の在り方
・ダンスに係る風営法規制の見直し
・ビッグデータ・ビジネスの普及
・流通・取引慣行ガイドラインの見直し
・農業委員会、農地を所有できる法人、農業協同組合など農業関連規制の見直し
・外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し
・改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討

②制度改正後の運用状況をフォローしたもの

・介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフッティング確立
・一般用医薬品のインターネット販売
・老朽化マンションの建て替え等の促進
・次世代自動車関連規制
・農地中間管理機構の創設

なお、過去二次の答申に盛り込まれた事項のほとんどは、その提言内容を踏まえた形で直後の規制改革実施計画に反映されており、その後のフォローアップの対象となっているが、以下の２事項については、規制改革実施計画策定過程において答申の提言内容から変更が加えられている。これらについて、答申以後の状況は下記のとおりである。

これらの関連分野についても、今後は、関連制度の整備状況を見極めつつ、規制改革の必要性について不断に議論を深めていくことが重要である。

ア．一般用医薬品のインターネット販売

ａ．規制改革に関する答申（平成 25 年６月５日）の内容

従来の規制に代わる新たなルールとして、販売形態の特性や、業界の自主的なガイドラインも踏まえ、安全性を適切に確保する仕組みを設けた上で、インターネット等で全ての一般用医薬品の販売を可能とし、これらの制度的枠組みを遅くとも平成 25 年９月までに整える。

ｂ．その後の関連制度の整備状況

平成 25 年６月に閣議決定された規制改革実施計画では、①消費者の安全性を確保しつつ、適切なルールの下で一般用医薬品のインターネット販売を認めることとされ、併せて②医療用医薬品から一般用医薬品に移行して間もない「スイッチ直後品目」と毒性や劇性が強い「劇薬指定品目」については、慎重な販売や使用を促す仕組みを検討することとされた。

その後、厚生労働省において、①については「一般用医薬品の販売ルール策定作業グループ」による検討が、②については「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合」による検討が、それぞれ進められ、特に、後者②の報告書では、「スイッチ直後品目」及び「毒薬・劇薬指定品目」については、薬剤師が対面で情報提供や指導を行う必要があるとされた。これらの報告書を受けて、厚生労働省において医薬品の販売制度の見直しが行われ、①一定のルールのもとで一般用医薬品のインターネット販売を認めるとともに、②一般用医薬品に分類されていた医薬品のうち「スイッチ直後品目」及び「毒薬・劇薬指定品目」を新たに「要指導医薬品」として指定し、薬剤師による対面販売を必要とする改正薬事法案が平成 25 年 11 月 12 日に閣議決定された。

改正薬事法は平成 26 年６月 12 日に施行され、この結果、一般用医薬品のインターネット等での販売が可能となった。

なお、改正薬事法においては、処方せんにより調剤される薬について、薬剤師が直接対面して販売しなければならないということが法律に定められた。当会議としては、かかる販売規制の合理性について、今後も留意していきたい。

イ．労働時間規制の見直し

ａ．規制改革に関する第２次答申（平成 26 年６月 13 日）の内容

労働時間規制の見直しについては、第２次答申において、労働時間の長さで成果を測ることが難しい仕事分野が目立って増えてきているといった新しい環境の中で労働時間の長さや時間帯と賃金のリンクを切り離した「新しい労働時間制度」が必要で

あり、他方で、健康を徹底して守るため、「労働時間の量的上限規制」及び「休日・休暇取得促進に向けた強制的取組」の導入が必要であるとの観点から、これら３つの改革を三位一体で進めるべきとする提言が盛り込まれた。また、対象者の範囲については、国が目安を示した上で、基本的には企業レベルの集団的な労使自治に委ねるべきであることも併せて提言した。しかし、直後の規制改革実施計画には反映されなかった。

なお、同答申においては、今後、三位一体の新しい労働時間制度の実現に向けて、規制改革会議において議論を深めるとともに、労使双方への更なる働きかけなどを通じて、引き続き粘り強く議論と検討を重ねていくとしている。

ｂ．その後の関連制度の整備状況

労働時間規制の見直しについては、「『日本再興戦略』改訂 2014」（平成 26 年６月 24 日閣議決定）において、一定の年収要件（例えば少なくとも年収 1000 万円以上）等を満たす労働者を対象として「新たな労働時間制度」を創設することとされ、これを受けて、厚生労働省に設置されている労働政策審議会において検討が行われ、平成 27 年通常国会に労働基準法等の一部を改正する法律案が提出されている。

（３）各府省における規制レビューの着実な推進　～　政府全体での規制改革推進

各府省が所管する多数の規制をより適時に実効性ある形で見直していくためには、規制改革会議などの会議体がいわば外から提言を行っていくだけではなく、所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築することが重要である。

規制レビューを定着、推進する観点から、規制改革会議では、当面各府省において優先的に規制シートを作成すべき事項を決定し、各府省から送付された規制シートについてその内容を確認した。（詳細はⅢ参照）

３．本答申の実現に向けて

規制改革会議として、本答申を取りまとめ、内閣総理大臣に提出する。ここからは、「実施」のステージである。取り上げたそれぞれの規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現を図っていかなければならない。

このため、改革実現までの工程表、すなわち平成 25 年６月及び平成 26 年６月の「規制改革実施計画」と同様の計画を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは、トレードオフ、利害対立の構造を内包しており、これが規制所管府省の消極姿勢につながり、改革が進まない主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者を説得・調整し、その構造を突破していくことが求められる。これは、ひとえに政治のリーダーシップにかかっている。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

４．次のステップへ

本答申提出後、規制改革会議としての活動を再開するに当たっては、まず、取り上げるべき重点分野、その審議体制等について整理し、改めて規制改革会議としての活動方針を定め、

産業競争力会議、まち・ひと・しごと創生本部、経済財政諮問会議などとのより効果的・効率的な連携の下、平成27年7月以降更なる改革に取り組んでいく。

その際には、次期が規制改革会議の設置の最終期間であることを念頭に置きつつ、今期以上に、これまでの改革の総仕上げを重視する。関係府省から過去の規制改革実施計画の進捗について見直し状況の報告を受け、その内容を確認していくとともに、特に重要な項目は重点フォローアップ項目として、関係者からのヒアリングなどを基に本会議や各ワーキング・グループで実施状況をフォローする。

特に、今期重点的フォローアップを実施した事項の中には、現時点でなお関連する法整備等が完了しておらず、更なるフォローアップが求められる事項も存在する。規制改革会議としては、これらの事項も含め今後とも粘り強くフォローを行い、改革の実行に至るまで見届けていく必要がある。

また、規制改革の不断の取組が滞らないよう、規制改革会議設置期限後の検討に円滑に移行できるような課題の整理も行っていくことが必要になる。

Ⅱ　各分野における規制改革

１．健康・医療分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

病気や介護を予防し、健康で長生きすることは、全国民の共通の願いであり、世界に先駆けて超高齢社会を迎える日本では、国民が健康と生活の質を維持しながら長寿を享受できる健康長寿社会の実現が急務となっている。他方、少子高齢化の進展により社会保障に係る負担は毎年増加しており、限られた財源の中で必要な医療・介護サービス等を確保するためには、国民の健康増進や疾病予防などの取組のほか、給付の効率化や費用の最適化の取組などが求められている。

健康・医療ワーキング・グループでは、これらの課題に対処するため、国民の安心・安全の確保を前提に、「国民の利便性向上」、「医療や福祉サービスの発展による経済の活性化」、「保険財政の健全化」の３つを基本的な考えとして規制改革に取り組み、第３次答申の検討に当たっては、以下の６つの検討項目について個別具体的な規制改革項目を取りまとめた。

①医薬分業推進の下での規制の見直し

我が国では、薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服用薬について一元的・継続的に把握して薬学的管理を行い、これにより、処方内容をチェックし、多剤・重複投薬の防止や残薬削減など、患者の薬物療法の安全性・有効性の向上や医療費の適正化につながることを目指して、長年にわたり報酬にインセンティブを付与して医薬分業が推進されてきた。しかしながら、現状では医薬分業についての政策評価が十分に実施されておらず、医療機関の周りにいわゆる門前薬局が乱立し、患者の服薬情報の一元的管理など、薬局に求められる機能が必ずしも発揮できていないなど、患者本位の医薬分業になっていないとの指摘がある。さらに、薬局の構造規制によって医療機関から薬局に移動するには公道等を経由する必要があり、高齢者や車いすの患者などに不便を強いているとの指摘がある。

このため、医薬分業は、その理念に立ち戻り、医師と薬剤師の協働の下で、ICT を有効に活用して患者が薬剤師による一元的･継続的な薬学的管理を受けられるシステムへの質的な転換をはかるべきである。

調剤報酬については、薬局の機能やサービスに応じた報酬体系への抜本的な見直しを行い、努力した薬局・薬剤師が評価される仕組みに改める。また、患者が薬局やサービスの要否を選択できるよう、薬局において分かりやすくサービスと価格を表示するほか、サービスの提供の在り方を検討する。なお、地域包括ケアの中でチーム医療の一員として専門性の発揮が期待されている「かかりつけ薬局」については、その要件を明確化する。

さらに、医薬分業について、医療の質の向上と保険財政の健全化の観点から、定性・定量両面で政策目標や評価指標を明確化し、PDCA サイクルの構築と実践により政策の継続的な検証と改善を図る仕組みとする。併せて、患者の安全や利便性に十分に配慮し薬局の構造規制について見直しを行う。

②医薬品に関する規制の見直し

医薬品のうち保険給付の対象になってから１年間の新医薬品は、処方日数の上限が14 日間とされている。そのため、患者は医薬品の処方を受けるため月２回の通院を余儀なくされるが、働きながら治療を受ける場合や遠方から医療機関に通う場合には通院の負担が大きく、高い効果が期待できても新医薬品の使用をあきらめるケースがあるとの指摘がある。また、すべての新医薬品について 14 日間の処方上限を設定することの根拠は明確ではない。

このため、新医薬品の処方日数制限について、新医薬品を利用しやすい環境を整備するよう検討を行う。

また、医薬品のうち市販の一般用医薬品と同じ成分を含む医療用医薬品（市販品類似薬）は、保険給付によって患者の自己負担が少なく済むため、同じ成分を含む市販品を購入するよりも低い負担額で入手可能である。一方、セルフメディケーションとして一般用医薬品を購入する場合は全額自己負担であるため、安易な医療機関の受診などのモラルハザードが生じやすく、負担の不公平や、過剰な保険給付につながり得るとの指摘がある。

このため、市販品類似薬を含めた医療用医薬品の給付及び使用について、残薬削減等による保険給付の適正化の観点から、次期診療報酬改定に向けて方策を検討し、結論を得る。また、医療用医薬品から一般用医薬品への転用が進むよう、その検討に当たって多様な主体からの有用な意見が適切に反映される仕組みを構築する。

③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し

国が保有するレセプト情報・特定健診等情報データベース（※）は、我が国の医療需要等に関する悉皆性の高いデータベースであるにもかかわらず、研究利用を法律上明確に位置付けていないため、研究者等へのデータ提供が抑制的に運用されており、十分活用されていない。

このため、レセプト情報・特定健診等情報データベースのデータの法律上の位置付け等に関する検討のほか、現在認められていない民間企業による利用枠組みの構築等を行う。

また、医療機関の機能に関するデータ等が、厚生労働省内で相互利用されていないため、内容が重複した調査が実施されており、医療機関の負担になっている。

このため、厚生労働省内に部局横断的なワーキング・グループを設置し、各種医療データの省全体での利用を可能とする方策の検討に加え、医療機関の負担軽減につながる各種調査の見直し等を行う。

なお、当会議としては、政府全体の医療・健康分野における ICT 化の動きを踏まえつつ、その推進の阻害要因となり得る規制の見直しについて、今後、引き続き検討していきたい。

（※）レセプト情報・特定健診等情報データベース：医療機関等から健康保険組合等に請求された診療報酬明細書の情報と特定健診の情報を、個人を特定できないよう処理を行った上で搭載したデータベースのこと。通称を NDB（National Database）

という。

④遠隔モニタリングの推進

我が国では、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことができるとされているが、特定の診療行為以外は遠隔診療が認められないとの誤解があるほか、医療機器において遠隔モニタリングの技術や便益が十分に評価されていないとの指摘がある。

このため、疾病に対して一応の診断を下し得ると医師が判断すれば、遠隔診療を行うことが可能という取扱いを明確化するほか、厚生労働省が遠隔診療を主体的に推進し、学会との連携の強化等、安全性・有効性に関するエビデンスを積極的に確立する仕組みを構築する。

⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し

家族の介護負担の軽減などのため、要介護者が一時的に施設に入所して日常生活上の介護を受けるショートステイのニーズは多いが、そのサービスを提供する施設が不足している地域がある。現在、介護付有料老人ホームの空室をショートステイ施設として利用することはできるが、介護報酬を算定するための要件が厳しく、利用が進まないとの指摘がある。

このため、介護付有料老人ホーム等がショートステイサービスを提供できるようにするため、介護報酬算定要件の見直しを行う。

⑥食品の表示制度の見直し

超高齢社会を迎える中、疾病によって低たんぱくの食事を必要としたり、えん下（※）が困難になったりする高齢者が増加している。このような病気の方等を対象とした食品として、特別用途食品制度があるが、表示や許可基準等が分かりにくく、許可取得が進んでいないほか、新しい食品区分が追加されておらず普及が進んでいない。

このため、利用者にとって分かりやすい表示の見直しや、許可基準に必要な資料の明確化等を行うとともに、新たな食品区分を追加する仕組みを検討する。

また、特定保健用食品の審査については、それぞれの委員会等における審議が段階的に行われるため時間がかかるとの指摘や、審議スケジュール等が明らかにされていないため、事業者にとって申請から承認までの予見性が低く、制度が使いにくいとの指摘がある。

このため、それぞれの委員会等における審査を同時に行うことで承認までの期間の短縮化を図るとともに、標準的事務処理期間の設定等により審査手続の予見性の向上を図る。

（※）えん下：食物が、口腔、咽頭、食道を通過して胃に至る過程のこと。

（２）重点的フォローアップ

平成 26 年６月の規制改革実施計画に記載された事項から、「新たな保険外併用の仕組みの創設」「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフッティング確立」、「革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善」、「医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築」、「保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入」を、平成 25 年６月の規制改革実施計画に記載された事項から、「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」、「一般用医薬品のインターネット販売」を重点的フォローアップ対象事項として、制度の構築に向けた検討状況や制度の運用状況について検証した。

重点的フォローアップ事項のうち「新たな保険外併用の仕組みの創設」と「介護・保育事業等の経営管理の強化とイコールフッティング確立」については、規制改革会議において厚生労働省から制度の検討状況についてヒアリングを行うなど、規制改革実施計画に記載された内容に沿って検討が行われていることを確認した。今後は、国会に提出される法律の改正案などをしっかりと確認していくほか、それぞれの具体的な規制改革項目に関係する政省令等の変更や制度の構築が適切に行われるか、引き続きフォローアップを行っていく。

また、「一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの整備」については、健康・医療ワーキング・グループにおいて消費者庁から制度の検討状況についてヒアリングを行うなど、着実なフォローアップを行った。さらに、「保険者が診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入」については、厚生労働省から検討状況についてヒアリングを行ったが、現在、制度を利用する関係当事者間で利用手数料等の調整が継続しており、制度の導入に向けて、引き続きフォローアップを行っていく。その他の事項についても、規制改革実施計画に記載された内容に沿った検討が進められているか確認を行っており、引き続き制度の構築に向けてフォローアップを行っていく。

（３）具体的な規制改革項目

①医薬分業推進の下での規制の見直し

ア　薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直し【薬局全体の改革の方向性の検討は平成 27 年度検討・結論、調剤報酬の見直しは平成 27 年度検討・結論、次期診療報酬改定において措置、サービス提供の在り方の検討は平成 27 年度検討・結論、平成 28 年度措置、リフィル処方せんの導入の検討は平成 27 年度検討・結論】

医薬分業を推進するため、院外処方の診療報酬にインセンティブが付され患者の負担が大きくなっている。しかしながら、患者の服薬情報の一元的管理などの薬局に求められる機能が必ずしも発揮できておらず、また、医療機関の周りにはいわゆる門前薬局が乱立しており、負担の増加に見合うサービスの向上や分業の効果などを実感できないとの指摘がある。さらに、薬剤師の業務について、調剤や情報提供にとどまらず、活躍の場を広げるべきではないかとの指摘がある。

したがって、地域包括ケアの推進において、薬局及び薬剤師が薬学的管理・指導を適切に実施する環境を整える観点から、かかりつけ薬局の要件を具体的に明確化するなど、薬局全体の改革の方向性について検討する。

あわせて、薬局の機能やサービスに応じた診療報酬となるように、調剤報酬の在り

方について抜本的な見直しを行い、サービスの質向上と保険財政の健全化に資する仕組みに改める。門前薬局の評価を見直すとともに、患者にとってメリットが実感できる薬局の機能は評価し、実際に提供したサービスの内容に応じて報酬を支払う仕組みに改めるなど、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにする。

また、薬局においてサービス内容とその価格を利用者に分かりやすく表示し、利用者が薬局を選択できるようにする。さらに、利用者がサービスごとに利用の要否を選択できるよう、提供されたサービスを利用者が確認することも含めてサービスの提供の在り方を検討する。

さらに、リフィル処方せん(※)の導入や分割調剤の見直しに関する検討を加速し、結論を得る。

（※）リフィル処方せん：一定期間内に繰返し利用できる処方せんのこと。

イ　政策効果の検証を踏まえた PDCA サイクルの実施とそれに基づく制度の見直し【政策目標や評価指標の明確化は平成 27 年度検討・結論、制度の見直しへの反映は平成 27・28 年度検討・結論、平成 29 年度措置】

医薬分業の目的は、医師の処方内容に対する薬剤師の独立したチェックにより多剤併用や重複投薬の抑制等を通じて、医薬品による治療の安全性・有効性の向上に貢献することである。また、残薬削減の取組や後発医薬品の使用促進により保険財政の効率化にも寄与する。日本では、院外処方の診療報酬にインセンティブが付され患者の負担が大きくなっているが、患者や保険者の負担の増加に対し、医薬品による治療の安全性向上や薬剤費を含めた保険財政の効率化についての目標や指標がなく、達成状況が明確でない。現実の状況を踏まえて、効果的かつ効率的な医薬分業の推進への見直しを行うことが不可欠との指摘がある。

したがって、医薬分業の政策効果について、医薬品による治療の安全性向上と保険財政の効率化の観点から、定性・定量両面で検証を行い、検証結果等を踏まえて、今後の医薬分業推進における政策目標や評価指標を明確化する。

また、政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCA サイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。

ウ　保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立【平成 27 年度検討・結論、平成 28 年度措置】

医薬分業においては、薬剤師が処方医とは独立した立場で患者に対する薬学的管理を行う必要がある。このため保険薬局と保険医療機関は、一体的な経営だけでなく、一体的な構造も禁止され、公道等を介さずに専用通路等により患者が行き来する形態であってはならないとされている。この規制が、車いすを利用する患者や高齢者等に過度な不便を強いているのではないかとの指摘がある。また、行政相談を受けた総務省行政評価局の厚生労働省へのあっせんにも、同趣旨の考え方が紹介されている。

したがって、医薬分業の本旨を推進する措置を講じる中で、患者の薬局選択の自由

を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保険医療機関の間で、患者が公道を介して行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改める。

保険薬局と保険医療機関の間の経営上の独立性を確保するための実効ある方策を講じる。

エ　ICT 技術を活用した服薬情報の一元化【平成 27 年度検討・結論】

医薬分業では、薬剤師が患者の服用薬について一元的に薬学的管理を行うために、薬局による患者の服用薬など患者情報の一元的・継続的管理が期待されている。しかし実際には、多くの患者は複数の薬局を利用しており、現行の服薬管理では複数のお薬手帳を一覧することが困難である。医薬分業を効果的に推進するためには、マイナンバー制度の活用などにより、患者一人ひとりの服薬情報の一元化を確立することが必須であるとの指摘がある。

したがって、ICT の有効活用により、患者自身および薬局が服薬情報の管理を行い、他の薬局及び医療機関等と情報連携をより効果的、効率的に行うことができる仕組みの構築について検討し、結論を得る。

②医薬品に関する規制の見直し

ア　新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し【平成 27 年度検討・結論】

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」において、薬価収載日の属する翌月の初日から 1 年間を経過していない新医薬品の処方期間については、14 日を限度とする旨が定められている。

しかし、投薬のために 14 日に 1 度通院することは患者やその付添いにあたる保護者にとって負担が大きく、特に、働きながら困難な病気と闘う患者やその保護者は、新医薬品の選択をあきらめることがあるとの指摘がある。

したがって、新医薬品の処方日数制限について、副作用の早期発見など、安全性確保に留意の上、中央社会保険医療協議会において検討し、結論を得る。

イ　市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し【医療用医薬品の給付及び使用の方策は平成 27 年度検討・結論、調査の公表は平成 27 年度措置】

市販品類似薬は、保険給付されることによって同じ成分を含む市販の薬よりも低い負担額で入手可能である。そのため、類似の薬を使用する場合でも、医療機関を受診した場合とそうでない場合で、負担に不公平が生じているとの指摘がある。また、安易な医療機関の受診などのモラルハザードが生じやすく、大量・重複処方や、その結果として残薬が発生すること等により、健康保険の不健全な運営につながるとの指摘がある。

なお、市販品類似薬の一つとされるビタミン剤は、平成 24 年度診療報酬改定において「単なる栄養補給目的」での投与は保険適用除外とされており、また、うがい薬に関しては、平成 26 年度診療報酬改定において、治療目的の場合を除き、うがい薬

のみの投与は保険適用除外とされている。

したがって、市販品類似薬を含めた医療用医薬品の給付及び使用について、残薬削減等による保険給付の適正化の観点から次期診療報酬改定に向けて方策を検討し、結論を得る。その際、特に市販品類似薬については負担の不公平等が生じやすいとの指摘を踏まえ、実効性のある適正給付の在り方を検討する。

また、これまでの診療報酬改定で対応したビタミン剤とうがい薬の医療費適正化の検証として、例えば医療機関別、地域別等の観点から給付額の増減について調査を行い、結果を公表する。

ウ　スイッチ OTC（※）の更なる推進【平成 27 年度措置】

医療用医薬品から一般用医薬品への転用（スイッチ OTC）については、従来の「個別企業からの申請」という枠組みに加え、日本薬学会でスイッチ OTC が適当と考える成分を取りまとめ、公表するというスキームが導入されているが、更なる促進を図るためには、より多様な主体からの意見が反映される仕組みが必要である。

したがって、「『日本再興戦略』改訂 2014」を踏まえ検討中の新たな仕組みにおいては、多様な主体が意見を提出できるようにし、その検討プロセスの透明性を確保するなど、有用な意見を適切に反映する仕組みを確実に構築する。

（※）OTC（over the counter）：医師の処方せんがなくても、薬局・薬店で購入できる医薬品を示す。

③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し

ア　レセプト情報･特定健診等情報データベースの研究利用の法的位置付けの検討【「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しに合わせて検討・結論】

「統計法」では、データの研究利用が法律上可能であるのに対し、レセプト情報・特定健診等情報データベース（以下、「NDB」という。）の根拠となる「高齢者の医療の確保に関する法律」では、NDB データの研究利用が法律上明確に位置付けられていない。このため、研究利用を目的とした NDB データの提供については抑制的な運用が行われており、提供が認められにくいとの指摘がある。

したがって、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しの検討状況を踏まえ、NDB データの公益目的での研究利用の法律上の位置付けや制度的枠組みについて検討し、結論を得る。

イ　レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける民間利用の拡大【平成 27 年度検討・結論、平成 28 年度措置】

「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」において、NDB データの提供依頼申出者の範囲は、公的機関、大学、公益法人等に限定されている。

したがって、民間企業でも公益性の高い研究は可能であることから、民間企業に所属する研究者であっても、NDB データの公益目的での利用が可能となるよう、民間企業からの提案に基づき、厚生労働省において NDB データを基にした集計表を作成する

枠組みを構築する。

ウ　レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける探索的研究の充実【「サンプリングデータセット」の内容の充実は平成 27 年度措置、オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立は平成 27 年度措置、オンサイトリサーチセンターの特性を生かした活用方策は平成 28 年度検討・結論】

NDB の研究利用においては、事前に研究計画を作成し「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」の意見を聴いた上で厚生労働大臣がデータ提供する仕組みとなっており、データの内容が事前に確認できないため、研究計画の作成が難しいとの指摘がある。

また、厚生労働省が一律にデータを抽出した「サンプリングデータセット」を利用した場合に限り探索的研究が認められているが、全ての傷病名や診療行為等のデータの提供は承認されないため、精度の高い研究がしにくいとの指摘がある。

したがって、これまで「サンプリングデータセット」を提供した関係者等の意見も踏まえつつ、探索的研究が可能な「サンプリングデータセット」の内容の充実を図る。

また、平成 27 年４月に開設されたオンサイトリサーチセンターについて、システムの安定的な稼働に資する検証を行いつつ、利用者の範囲や利用方法などの運用ルールの確立を図る。その上で、精度の高い研究の実施に資するようなオンサイトリサーチセンターの特性を生かした活用方策を検討し、結論を得る。

エ　レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける最少集計単位の検討【平成 27 年度検討・結論】

NDB を利用した研究成果は公表することとされているが、集計単位が市区町村の場合には、患者数等が 100 未満になる集計単位は公表できないこととされている。このため、社会的に有意義な研究成果を公表できない場合がある。

したがって、研究成果の公表に当たり、集計単位が市区町村の場合に患者数等が 100 未満になる集計単位が含まれていないことを条件とすることの妥当性について、提供依頼申出者の意見を聴いた上で検討し、結論を得る。

オ　レセプト情報･特定健診等情報データベースにおける地方公共団体の利用手続簡素化【措置済み】

NDB の利用においては、提供依頼申出者が地方公共団体であって、医療計画の策定を目的とする場合であっても、厚生労働大臣による事前審査時に「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」の意見を聴かなければならないことから、政策的な業務の迅速な遂行に支障を来しているとの指摘がある。

したがって、提供依頼申出者が地方公共団体である場合の NDB データの提供の枠組みの在り方について、その利用目的等に応じた再整理を行うとともに、特に迅速にデータ提供を行う必要がある場合には、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」の意見聴取を省略することを検討し、結論を得る。

カ　レセプト情報・特定健診等情報データベースよる分析の効率化【NDB のシステム改修は措置済み、NDB データの分析に役立つ情報の公表は平成 27 年度検討・結論、平成 28 年度措置】

現行の電子レセプトの形式が紙レセプトを前提としたものとなっているために、必要な情報が省略されているなど、データ分析に最適な形式ではないとの指摘がある。これに伴い、研究者等が NDB を使って分析をする際にデータの加工が必要となっている。

さらに、項目毎の出現率などのデータ精度に関する情報が明らかにされていないため、研究者等が自らの研究に NDB データを活用することが可能か事前に判断できないという問題がある。

したがって、NDB を活用したレセプトデータ分析がより容易になるよう、電子レセプト上で省略されている各診療行為等の点数や回数、診療識別を補完する等、NDB のシステム改修を行う。

また、研究者等が自らの研究に NDB データを活用することが可能か事前に判断できるようにするため、項目毎の出現率などのデータ精度に関する情報等、NDB データの分析に役立つ情報について精査し、公表する。

キ　医療データの活用に向けた検討【ワーキング・グループの設置は措置済み、調査項目の見直しは統計調査の定期的な見直し（病院報告は平成 28 年度、医療施設調査及び患者調査は平成 29 年度）に合わせて措置】

医療機関の機能に関するデータや診療報酬に関するデータが、厚生労働省の地方厚生局や、本省内の複数の部局にまたがって管理されており、相互利用が十分に行われていない。

そのため、内容が重複した調査が実施され、調査対象となる医療機関の負担となっているとの指摘がある。

したがって、厚生労働省内において、各種医療データのデータベース化の進捗管理や、省全体でのデータ利用を可能とする方策の検討、医療機関の負担軽減につながる各種調査の見直し、医療機関へのフィードバックを含む第三者提供の在り方に関する検討等を行うため、部局横断的なワーキング・グループを設置する。

また、「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の医療分野の統計調査について、調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、病床機能報告制度、NDB 及び DPC データ（※）との重複を整理し、抽出できる情報の活用について検討を行った上で、調査事項の見直しを行う。

（※）DPC（Diagnosis Procedure Combination）データ：診断群分類ごとに１日当たりの包括的な診療報酬を設定する「DPC 制度」を導入している病院等から、退院患者ごとの簡易診療録情報、診療報酬請求情報、施設情報等を収集したデータ。

ク　地方厚生局が保有するデータの活用【平成 27 年度中に検討開始、平成 29 年度にシステムを稼働させることにより措置】

厚生労働省の地方厚生局においては、診療報酬の不正受給の有無等を確認するため、各医療機関に対し診療報酬の算定状況に関する詳細な報告を求めている。

しかしながら、当該報告データがデータベース化されておらず、厚生労働省内での活用が十分に行われていない。

したがって、厚生労働省の地方厚生局が実施する、診療報酬の施設基準の届出状況等の報告について、中央社会保険医療協議会の意見に基づく調査への活用等、省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築し当該データベースの活用推進を含めた所要の措置を取る。

ケ　DPC データの活用【平成 29 年度措置】

我が国では、診断群分類ごとに１日当たりの包括的な診療報酬を設定する DPC 制度を導入しており、厚生労働省において、診断群分類の妥当性の検証、診療内容の変化、医療機関の機能の変化等を調査するため、DPC 制度の対象医療機関から詳細な医療データを収集している。

しかしながら、当該データがデータベース化されておらず、厚生労働省内での活用が十分に行われていない。

したがって、DPC データについて、厚生労働省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築する。

コ　病床機能報告制度の活用【都道府県ホームページでの結果公表は平成 27 年度措置、既存の調査との重複の見直しは医療施設調査及び患者調査の見直し時期等に合わせ、平成 29 年度措置】

平成 26 年 10 月から、「病床機能報告制度」が新設され、医療機関は、その有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟ごとの病床数や患者数等を都道府県に報告することとなった。

一方で、「病床機能報告制度」は開始したばかりであるため、結果の公表が行われていない。また、既存の調査との重複についての検討が行われていない。

したがって、「病床機能報告制度」により報告された医療データの活用促進のため、都道府県ホームページにて結果を公表する。

また、調査対象となる医療機関の負担軽減につながるよう、「病院報告」、「医療施設調査」、「患者調査」等の既存の調査との重複を整理し、NDB のレセプトデータ等から抽出できる情報の活用についての検討も行った上で、必要に応じ制度の見直しを行う。

④遠隔モニタリングの推進

ア　有用な遠隔モニタリング技術の評価【平成 27 年度措置】

我が国では、医療機器における遠隔モニタリングの技術が十分評価されておらず、遠隔で生体情報や使用状況が把握できる場合も医療機関への受診が求められるなど、遠隔モニタリングの便益性が生かされていないとの指摘がある。

したがって、在宅酸素療法及び CPAP 療法（※）について、安全性、有効性等につ

いてのエビデンスを確認した上で、患者の利便性向上や医療従事者の負担軽減の観点から対面診療を行うべき間隔を延長することも含めて、遠隔でのモニタリングに係る評価について、中央社会保険医療協議会において検討する。

また、遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理料について、安全性、有効性等についてのエビデンスを確認した上で、対面診療を行うべき間隔を延長することを中央社会保険医療協議会において検討する。

（※）CPAP（Continuous Positive Airway Pressure）療法：人工的な呼吸療法の一つ。自発呼吸の状態のまま鼻に装着したマスクから圧力を加えた空気を送り込み、状態をモニターしながらある一定の陽圧が気道にかかった状態を保つ療法。

イ　遠隔診療の取扱いの明確化【平成 27 年度措置】

局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」では、医師法第 20 条等における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいうとされている。一方、同通知において、診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本とされていることから、遠隔診療の普及の妨げとなっているとの指摘がある。

したがって、局長通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」における遠隔診療の取扱いを分かりやすくするため、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものであれば、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、医師の判断により、遠隔診療を行うことが可能であるという取扱いを明確化する。

ウ　遠隔診療推進のための仕組みの構築【エビデンスを積極的に確立する仕組みの構築は平成 27 年度検討・結論、平成 28 年度措置、推進策の取りまとめは平成 27 年度検討・結論】

厚生労働省は、遠隔診療を直接の対面診療を補完するものと整理しているため、我が国の通信技術が高度に発展しているにもかかわらず、医療分野での活用が進んでいない。

また、遠隔モニタリングの普及促進を通じて、我が国の先進的な技術を生かした新たな産業分野の育成などが期待できるものの、厚生労働省においてこれらを推進する体制が十分でない。

したがって、遠隔診療の推進が政府の健康・医療戦略として位置付けられていることから、厚生労働省は、医療資源の適正化や産業振興の観点からも、遠隔診療を主体的に推進し、遠隔医療技術に関する評価及び学会との連携の強化等、安全性・有効性に関するエビデンスを積極的に確立する仕組みを構築する。

また、医療資源の適正化や産業振興の観点から重点的な推進が求められる遠隔診療技術について、その具体的な推進策を取りまとめる。

⑤介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し

ア　空室を利用したショートステイサービスの要件の見直し【特定施設の事業経験年数要件は措置済み、入居者率基準は措置済み、利用者率基準は平成 29 年度検討・結論】

介護報酬算定基準である「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において、指定特定施設（特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム（「介護付有料老人ホーム」）等）が空室を利用したショートステイサービスを提供することにより介護報酬を算定するには、主に以下の要件を満たす必要がある。

・特定施設の指定日から３年以上経過している

・入居者率が、入居定員の 80 パーセント以上である

・ショートステイ利用者率が、入居定員の 10 パーセント以下である

しかし、これらの要件は、特定施設入居者生活介護事業者による空室を利用したショートステイサービスの提供を抑制する要因になっているのではないかとの指摘がある。

したがって、特定施設（介護付有料老人ホーム等）の事業経験年数に関する要件について、他の事業所における経験や他の介護保険サービスの経験も含めた事業者としての経験年数に変更する。

また、特定施設本来の需要があれば、事業者にショートステイサービスを選択する経済的合理性はないため、特定施設の入居者率に関する基準を撤廃する。

さらに、特定施設のショートステイの利用状況や介護付有料老人ホーム等の事業者の意向も踏まえて、特定施設のショートステイ利用者率に関する基準の在り方について検討し、結論を得る。

イ　介護保険事業（支援）計画における特定施設の利用者数の適切な見込量設定の支援【措置済み】

平成 23 年度以前は、特定施設の空室を利用したショートステイサービスを提供できなかったため、第５期介護保険事業（支援）計画（平成 24～26 年度）では、その利用実態を勘案した特定施設入居者生活介護の適切な見込量の設定ができなかった。

したがって、平成 24 年度から特定施設の空室を利用したショートステイサービスを提供できるようになったことを踏まえ、各地方公共団体が第６期介護保険事業（支援）計画（平成 27～29 年度）の作成時に、特定施設の利用者数の適切な見込量を定められるよう支援する。

⑥食品の表示制度の見直し

ア　特別用途食品における申請手続・表示制度の見直し

ａ　えん下困難者用食品の区分に応じた許可表示の見直し【平成 28 年度結論】

「特別用途食品の表示許可基準」において、えん下困難者用食品の許可基準は３区分あるが、申請者が任意に設定し、許可されている許可表示文言に区分による違いはなく表現は一つであり、消費者から見て違いが分かりにくいとの指摘がある。

したがって、えん下困難者用食品について、消費者から見て各区分の食品の違い

が分かりやすい表示の在り方について検討し、結論を得る。

b　審査の効率化【事前相談記録の交付は平成 27 年度検討・結論、それ以外は平成 27 年度措置】

特別用途食品の審査において、所轄庁から追加資料や規格試験のやり直し等の要求が多いことや、保健所が許可申請について誤った解釈を行い申請が受理されなかった事例があるとの指摘がある。

したがって、許可申請や許可基準に関する通知及びガイドラインにおいて、栄養成分等の分析値の幅表示が可能であることや基準適合を証明する資料についての明確化等を図り、都道府県等の保健所に周知する。

また、申請者が消費者庁において事前相談を行えることを消費者庁のホームページ上や保健所を通じて周知する。

さらに、申請者の希望に応じた事前相談記録の交付を検討し、結論を得る。

c　恒常的な審査体制の整備【平成 27 年度検討・結論】

特別用途食品の申請が行われた場合、消費者庁は、医学的・栄養学的知見を有する者等から構成される検討会をその都度招集し、許可判断の参考にする運用を行っている。検討会は常設でないため、審査に時間を要する原因になっている。

したがって、特別用途食品の審査について、特定保健用食品と同様に恒常的な審査体制の整備を検討し、結論を得る。

d　許可基準の周知（低たんぱく質食品）【平成 27 年度措置】

「特別用途食品の表示許可基準」（以下、「同基準」という。）において、同種の食品が存在しない場合は成分含量の比較を行わず、個別に判断して許可をすることとされている。しかし、申請を受け取る保健所において、同種の食品が存在しないことを理由に、不許可になるとの助言を受けるとの指摘がある。

また、同基準において、低たんぱく質食品の許可基準として「日常の食事の中で継続的に食するもの」であることが定められている。しかし、保健所において精米やパンのように通常毎日食す食品以外は、基準を満たさないとの助言を受けるとの指摘がある。

したがって、低たんぱく質食品の許可申請をした食品と同種の食品が存在しない場合や通常毎日は食さない食品の場合でも許可対象になることを、都道府県等の保健所に周知する。

e　許可基準の見直し（えん下困難者用食品）【平成 27 年度措置】

試験方法で定められている試料規定サイズより小さい製品を申請する場合に、規格に適合していることを確認する試験を実施できない。

したがって、えん下困難者用食品の試験方法に、試料規定サイズより小さい製品の試験方法に関する規定を追加する。

ｆ　とろみ調整食品などの新たな食品区分の追加【平成 28 年度結論】

医療・介護の現場では、えん下機能の弱い方に有用なとろみ調整食品（肺への誤嚥を防止する目的で利用する粉末状の調整食品）が使われているが、特別用途食品に位置付けられていない。また、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病に対応した食品や、腎臓病患者向けの冷凍弁当等の新たな病者向け食品についても、適切な表示ができるようにすべきではないか、との指摘がある。

したがって、とろみ調整食品を特別用途食品に位置付けることについて、品質及び安全性を担保する規格も含めて検討し、結論を得る。

また、医療・介護現場等からの要望に基づき、糖尿病食等の新たな食品区分を追加する仕組みを検討し、結論を得る。

さらに、新たな食品区分の追加や既存の基準の見直しに当たっては、医学的・栄養学的知見を有する者、医療・介護関係者、製造者、販売者及び患者団体等から構成される検討会において検討を行う。

イ　特定保健用食品における審査手続の見直し

ａ　同時並行審査方式への見直し【平成 27 年措置】

特定保健用食品の審査の手順は、消費者庁で申請書を受け付けた後、まず、消費者委員会新開発食品評価調査会で有効性の審査を行い、次に、関与成分が新規の場合及び一日摂取目安量あたりの関与成分量が既許可品より多い場合は食品安全委員会で安全性の審査（食品健康影響評価）を行い、その後、消費者委員会新開発食品調査部会で有効性及び安全性の審査（食品健康影響評価に係るものを除く）を行い、最後に、厚生労働省が医薬品的な表示に抵触しないことを審査している。

順番に審査を行うため許可までに時間を要しているが、消費者委員会、食品安全委員会及び厚生労働省の審査範囲は異なっている。

したがって、消費者庁は、特定保健用食品の審査の手順について、消費者委員会、食品安全委員会及び厚生労働省の審査を同時並行で行う方式への変更を検討し、必要な措置を行う。

ｂ　製品見本の試験検査時期の自由化【平成 27 年措置】

「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」において、製品見本の試験検査は、消費者委員会からの答申後に消費者庁より指示を受け、申請者が依頼することとされている。そのため申請者は試験検査の依頼から結果受領まで約１か月待たなければならない。

したがって、消費者庁は、製品見本の試験検査について、審査により試験検査が無駄になった場合や再検査が必要になった場合でも、試験検査の手数料は返却しない旨を申請者が承諾すれば、許可申請後いつでも試験検査依頼を行えるようにする。

ｃ　消費者庁による許可要件の判断基準の明確化【平成 27 年措置】

特定保健用食品の表示許可審査において、消費者庁が許可要件の判断基準について十分には明確にしていなかったために、許可判断が遅延した事案が存在するとの

指摘がある。

したがって、消費者庁は、特定保健用食品の許可要件の判断基準について、以下の点を「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」又はそのガイドラインにおいて明確化する。

（1） 当該申請食品がその摂取者に与える影響に係る科学的知見に基づいて判断を行うこと

（2） 許可要件「食生活の改善が図られ、健康の維持増進に寄与することができるものであること」以外の要件を全て満たす場合において、不許可の判断を行う場合は、十分な科学的知見に裏付けられた相当程度に明確かつ直接的な根拠に基づいて行うこと

（3） （1）、（2）の場合の「科学的知見」とは、「許可判断時点における医学・栄養学等の諸学問の水準を初めとした、その他食品の安全性及び効果を判断するに当たって影響を及ぼし得る科学的知識であり、かつ、客観的に社会に存在するもの」であること

d 適切な標準的事務処理期間の設定【消費者庁の標準的事務処理期間の短縮は平成27 年措置、消費者庁による標準的事務処理期間内処理の達成状況や取組の公表は平成28年度措置、消費者委員会への要請は平成27年度上期措置】

消費者庁と食品安全委員会は標準的事務処理期間を設けているが、消費者委員会は設けていない。

したがって、消費者庁は、審査全体での事務処理期間を勘案の上、消費者庁における標準的事務処理期間を短縮する。あわせて、消費者庁は、標準的事務処理期間内処理の達成状況や達成に向けた取組を公表する。

消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、申請書類が提出された特定保健用食品の審査について、審査全体での事務処理期間を勘案した上での適切な標準的事務処理期間の設定について検討し、平成27年中に結論を得るよう要請する。あわせて、消費者委員会による標準的事務処理期間内処理の達成状況及び達成に向けた取組の公表を検討し、平成27年中に結論を得るよう要請する。

e 審査手続の予見性向上【平成27年措置】

申請者は、申請書提出から消費者委員会及び食品安全委員会での審査開始までを予測できないため、販売計画等に支障をきたしているとの指摘がある。

したがって、消費者庁は、消費者委員会及び食品安全委員会と連携し、いつ申請すればいつ各委員会で審査が開始されるか「見える化」を図る。

さらに、消費者庁は、審査開始時期の見通しを申請者に示す。

f 消費者委員会による申請者への議事録開示【平成27年度上期措置】

消費者委員会新開発食品評価調査会の審査において指摘事項がある場合、申請者は回答又は申請内容を修正することとなっているが、調査会の審査は非公開であるため指摘事項となった経緯が分からず、的確な回答又は修正ができない場合がある

との指摘がある。

したがって、消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、申請商品の審査に関する該当箇所の議事録の申請者への速やかな開示を検討し、平成 27 年度上期中に結論を得るよう要請する。

g　消費者委員会による議事録の公開【平成 27 年度上期措置】

消費者委員会新開発食品評価調査会は、議事要旨のみ公表し議事録を非公開としているが、議事要旨では申請を検討する者の参考となりにくいとの指摘がある。

また、消費者委員会新開発食品調査部会の議事録が、過去に速やかには公開されなかった事例があった。

したがって、消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、新開発食品評価調査会の議事録について、必要な処理をした上で公開することを検討し、平成 27 年度上期中に結論を得るよう要請する。

また、消費者委員会事務局は消費者委員会に対し、新開発食品調査部会及び新開発食品評価調査会の議事録公開の時期について、食品安全委員会の安全性審査に関する議事録公開と同等の期間（１か月以内）とすることを検討し、平成 27 年度上期中に結論を得るよう要請する。

h　特定保健用食品（規格基準型）及び特定保健用食品（再許可等）の法令上の位置付けの明確化【平成 28 年度上期措置】

「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」（以下、「内閣府令」という。）第４条第１項では、特定保健用食品の安全性及び効果について消費者委員会の意見を聴くことと定められているが、あらかじめ定められた規格基準等を満たす申請食品（「規格基準型」及び「再許可等」）については、通知により消費者委員会の意見を聴いたものとして取扱うこととし、実質的に消費者委員会の審査を省略する運用を行っている。

したがって、特定保健用食品（規格基準型）及び特定保健用食品（再許可等）の審査については、現在の運用実態にあわせ、内閣府令上も明確化する。

i　特定保健用食品（規格基準型）の要件の見直し【平成 28 年度上期措置】

特定保健用食品（規格基準型）として認められる関与成分の要件は、平成 21 年５月 29 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で了承されたスクリーニング基準により、①保健の用途の許可数が合計 100 件を超えていること、②最初の許可から６年を経過していること、③複数の企業が許可を取得していることとされている。しかし、法的根拠が弱いことや、食品形態が異なると許可件数として合算しない運用が行われてきたため、規格基準型の関与成分数が増加しにくいとの指摘がある。

したがって、消費者庁は、特定保健用食品（規格基準型）として認める関与成分の条件について、平成 21 年５月 29 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会で了承されたスクリーニング基準を参考に、食品形態等に関する要件

や定期的な見直しも含めて検討し、政令、府令又は通知で定める。

j　特定保健用食品（規格基準型）及び特定保健用食品（再許可等）の保健の用途の表示の確認の省略【平成 27 年措置】

特定保健用食品（規格基準型）における保健の用途の表示は定型文化されている。また、特定保健用食品（再許可等）は既許可品と同一の保健の用途の表示である。しかし、審査手続において、保健の用途の表示が医薬品的な表示に抵触しないか、申請毎に確認を行っている。

したがって、特定保健用食品（規格基準型）及び特定保健用食品（再許可等）の保健の用途の表示が医薬品的な表示に抵触しない旨を既に確認している関与成分については、既に許可を受けた表示と同一の表示を行う場合に限り、確認を省略できる運用とする。

２．雇用分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

一昨年（平成 25 年６月）及び昨年（平成 26 年６月）の答申においては、雇用改革の全体像を示した上で、労働時間規制の見直し、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、労働者派遣制度の合理化等について提言を行い、ジョブ型正社員の雇用ルール検討の前倒しなど重点的フォローアップを行いながら改革に向けた取組が着実に進行している。

多様な働き方を選択できること、質の高い雇用機会が創出されることは国民一人ひとりに関わる重要な課題である。現在の労使の立場の相違を超え、双方の利益を高める視点に立って、抜本的な検討を行うことが必要である。当会議としても、今後、関係省庁の取組状況を注視し、必要に応じて意見を示すなど、改革の進展をめざして積極的に審議を進めることとする。

三年目の本年は、①多様な働き方を実現するために何が必要かを再検討して問題を抽出することに加えて、昨年の答申で取り組んだ「円滑な労働移動を支えるシステムの整備」を更に進めるべく、②雇用仲介事業の規制の再構築及び③労使双方が納得する雇用終了の在り方について重点的フォローアップ事項として定め、精力的に審議を行った。取組みの視点と審議の過程は以下のとおりである。

第一の「多様な働き方を実現する規制改革」について、規制改革会議では、これまで制度面から雇用の検討を積み重ね、様々な提言を行ってきたが、本年は改めて、働き方についての現実の多様なニーズからスタートし、それを阻害する要因は何かという視点から規制の在り方を議論するという、これまでとは逆のアプローチで雇用制度を捉えなおした。

女性が活躍し、若者や高齢者も含めて全ての人が能力を発揮できる社会を実現するためには、多様な働き方が選択可能でなければならないが、実際には、男性・フルタイム・新卒一括採用・職務無限定といった旧来からの働き方が制度の暗黙の前提になっており、多様な働き手の希望や将来のキャリア変更の可能性などが制度に反映されているとは言い難いからである。

具体的には、昨年 10 月以降、多様な働き方に関する関係者を招き意見交換を行い、本年２月に公開ディスカッションを開催するなどして議論を深め、本年３月に規制改革会議の意見を取りまとめた。

第二の「雇用仲介事業の規制の再構築」については、求職・求人のニーズが増加し、かつ、多様化している現状を踏まえて、職業紹介、労働者派遣、委託募集、求人広告等の就労マッチングを担う雇用仲介事業の関連制度を根本から問い直すこととした。

民間の雇用仲介事業については、戦後間もない昭和 22 年に制定された労働基準法は、「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」と原則禁止の考え方に立っており、その上で業態ごとの事業規制が行われている。例えば、昭和 22 年に制定された職業安定法の許可制によって例外的に職業紹介事業を認め、平成９年に、有料の職業紹介事業の取扱職業の範囲について、取扱いできない職業を定めるネガティブリスト方式を採用し、平成 11 年には禁止業務を大幅に削減する法改正を行っている。また、昭和 60 年に制定された労働者派遣法及び同年の職業安定法改正によって労働者派遣事業を認めている。

しかし、法制定から 60 数年を経た今日、社会経済の状況は大きく変わり、求職者・求人

者のニーズも多様化している。IT 化の進展も著しく、法制度はこうした環境変化に対応できていない。しかも、昨今、転職や再就職の機会が増え、人材不足が顕在化する中で、民間人材サービスへのニーズは高く、その重要性は一段と高まっている。このような状況を踏まえると、雇用仲介事業の規制改革は喫緊の課題であり、昨年からの議論を加速させて、本年１月に規制改革会議の意見を取りまとめた。

第三の「労使双方が納得する雇用終了の在り方」については、現在、雇用終了時の紛争解決手段として「あっせん」などいくつかの制度が用意されているものの、解決までの期間や解決金がまちまちで、紛争解決の予測可能性が低いことを踏まえ、働く側にとっていかなる紛争解決手段の改善が必要かを審議することとした。

雇用終了時における紛争を未然に防止するためには、雇用開始時に終了事由を含めた就業規則や労働条件が明示され、労使双方が納得した上で労働契約が締結されることが何より重要であるし、実際に多くの場合は当事者の合意の下に雇用契約が終了に至っているが、紛争が生じた場合には、早期に納得のいく解決が得られることが、働く者にとって極めて重要だからである。

そこで、あっせんや訴訟など現在の解決手段の有効性や問題点を丁寧に検証し、働く者にとっての改善策について議論を深め、本年３月に規制改革会議の意見を取りまとめた。

（２）具体的な規制改革項目

①多様な働き方の実現

ライフスタイルの選択肢が増える中、働き方に関しても、多様な働き方を選択したいというニーズは強い。実際の働き方も多様になっている。しかし、これまでは、いわゆる日本型雇用の正社員が暗黙のうちに主流とされ、多様な働き方が“その他の働き方”として位置付けられてきた。

また、従来型の雇用慣行やそれを前提にした法制度は、時代の変化に追い付いておらず、働き手の能力を発揮する機会を妨げてきた。その結果、①正規・非正規間の不合理な待遇格差やキャリア形成機会の格差、②新卒一括採用中心の下での転職機会の少なさ、③育児や介護との両立の難しさや子育て退職後の就業機会の少なさ、④正社員の長時間労働といった問題が生じている。

「多様な働き方が実現する」ということは、働き手の視点からは、いかなる働き方であれ、単に働く機会を得るだけでなく、キャリア形成の機会が公平に得られ、適切に処遇され、能力を発揮できることである。また、企業の視点からは、働き手の多様なニーズを活かすことで、安定した労働力の確保にとどまらず、多様な視点が経営に生かされ、競争力が高まることである。どちらの視点から見ても、多様な働き方の実現は持続的成長に不可欠である。

そのための「働き方改革」は国民一人ひとりに関わる重要な課題であり、実現のための環境整備は、政府の役割である。一人ひとりの働き手が一段と貴重になる今後の日本を考えると、政府にとって優先度の高い課題でもある。しかし、現状では、様々な働き手の声や、働き方へのニーズが制度設計や政策決定の場に届いていない可能性が高い。多様な声をいかに受け止めるか、潜在的なニーズをどう拾っていくかという政策決定のプロセスにも目を向けることが必要である。

このような観点にたち、「『多様な働き方を実現する規制改革』に関する意見」（平成27年３月25日規制改革会議）を取りまとめ、次のＡからＤの提言を行った。Ａ及びＢの制度整備に加えて、Ｃのための政策決定プロセスの再検討を行い、Ｄの雇用法制の抜本的見直しに着手する必要がある。

Ａ　一定の手続の下で行われる転職やスキル形成に対し、政府が支援する制度の整備

Ｂ　雇用管理に関する情報開示の仕組みの整備

Ｃ　従来の主要な関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、重要な改革課題を全てテーブルにのせ、雇用制度全体を俯瞰しつつ整合性ある改革の実行

Ｄ　多様な働き方に柔軟に対応できる雇用法制への抜本的見直し

以上の観点から、次に取り組む。

ａ　労働移動支援助成金が事業規模の縮小・事業活動の縮小・事業の廃止のみではなく事業転換・再編においても活用できることを明確にして周知を図る。あわせて、そのような場合において、失業期間を最小限にするために早期に再就職支援を開始するインセンティブが働く仕組みについて検討を行う。

また、支援の対象となる労働者については、雇用保険の失業等給付において、解雇された者と同様の取扱いがなされるようにすることを含め、いかなる支援が可能かについて検討を行う。**【平成27年度中に結論。結論を得次第速やかに措置】**

ｂ　多様な働き手のニーズに応えていくため、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行う。**【平成27年度中に検討】**

②円滑な労働移動を支えるシステムの整備

ア　雇用仲介事業の規制の再構築

「失業なき労働移動」のためには、求人と求職の情報を豊富に持ち、ニーズに応じたマッチングを行う雇用仲介事業の役割が極めて重要である。しかし、現在、雇用仲介事業には様々な規制が設けられており、求人・求職情報が一部に偏在したり滞留したりして、貴重な就労機会が失われている。効果の高い仲介サービスによって就労マッチングが促進され、雇用機会の創出や拡大が実現するよう、関連規制の改革が必要である。

したがって、雇用仲介事業の規制について、厚生労働省で開催されている雇用仲介事業等の在り方に関する検討会において、「『雇用仲介事業の規制の再構築』に関する意見」（平成27年１月28日規制改革会議）にも掲げられた下記の観点を含め、検討を行う。

ａ　事業者間の連携・協業を促進し、利用者の立場に立ったマッチングを実現する規制改革

ｂ　時代の変化に即した規制体系への抜本的改革

ｃ　縦割りとなっている雇用仲介サービスに係る法制の垣根の解消

【平成28年夏までに検討会取りまとめ。その後、労働政策審議会において検討を行い、結論を得次第速やかに措置。ただし、法律改正を伴わない事項については、個々に検討を行い、平成28年夏を待たずに、可能なものから措置】

イ　労使双方が納得する雇用終了の在り方

現在、都道府県労働局や労働委員会における「あっせん」、裁判所における「労働審判手続(調停)」などの制度が整備され、裁判所における「訴訟」とともに目的や事情に応じた解決手段を選択できるようになっている。また、それぞれにおいて金銭的な解決も図られている。しかしながら、現実には解決までに要する時間的・金銭的なコストをどこまで負担できるかで選択できる手段が限られてしまうことが多い。

例えば、国民にとってより身近で利用しやすい制度である労働局のあっせんは、労使双方の当事者が参加した場合の解決率は高いが、現在は使用者側の参加率が低いことから全体の解決率も低く、不当な解雇でも解決金すら得られないことが珍しくない。厚生労働省においては、既に、本年３月、都道府県労働局に対し、あっせんの参加率向上のための効果的な事例の紹介や、参加勧奨用リーフレット案を示してその活用を指示する等の取組を開始している。使用者の自発的参加を促すために、あっせんの参加勧奨について更なる方策について検討すべきである。

労働委員会は労使の委員が説得に参加し、納得感の高い解決が得られるため、その機能（あっせん等）の活用・強化が重要である。厚生労働省においては、本年度、中央労働委員会事務局に「個別労働関係紛争業務支援室」を設置し、個別労働関係紛争業務に関する情報の収集・分析・提供等、中央労働委員会から都道府県労働委員会に対する支援を充実させていくとされている。労働委員会の機能を活用・強化するために、更なる方策を検討すべきである。また、訴訟において当事者同士の話し合いや和解による解決を目指す場合も、労働委員会の機能を効果的に活用できるよう、その方策を検討すべきである。

訴訟での長期にわたる係争が可能な場合には、原職復帰の意思がない場合であっても、有利な和解金を期待して、敢えて解雇無効（労働契約の継続）を求めて争うこともあると指摘されている。また、原職復帰の意思がある場合でも、その判断は企業に任されており、解雇無効の判決は必ずしも原職復帰を保証するものではない。企業との信頼関係が崩壊している場合などを含め様々な事情で復帰が困難な場合もある。

このため、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」（平成 27 年３月 25 日規制改革会議）に提示したように、解雇無効時において、現在の雇用関係継続以外の権利行使方法として、金銭解決の選択肢を労働者に明示的に付与し、選択肢の多様化を図ることを検討すべきである。

したがって、現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。

ａ　都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。**【平成 27 年度検討・結論。結論を得次第速やかに措置】**

ｂ　労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。**【平成 27 年度検討・結論。結論を得次第速やかに措置】**

ｃ　労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論

の場を速やかに立ち上げ、「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」（平成 27 年 3 月 25 日規制改革会議）に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。**【平成 27 年中、可能な限り速やかに検討開始】**

３．農業分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

我が国の農業は、世界に通用する安全、安心でかつ風味豊かな農畜産物を生み出すポテンシャルを有している一方で、農業生産額、農業者所得、基幹的農業従事者数等がいずれも減少傾向にあり、とりわけ農業従事者の高齢化と後継者不足が深刻な課題となっている。

このような状況から脱却し、若者が参画し、更なる発展が期待できる夢のある農業に変革するためには、現状維持の発想を転換し、農業以外の分野におけるイノベーションや多様な人材を取り込みながら、既存の制度を見直し、農業者や地域の農業団体が主役となって、生産性の向上や地域特性に応じた農畜産物の付加価値を高めるための創意工夫を行いやすくする必要がある。

平成 26 年６月の規制改革に関する第２次答申において、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合の在り方等について提言を行った。この答申を踏まえ、規制改革実施計画が閣議決定された後、政府及び与党における検討・論議を経て、改正法案が第 189 回国会に提出された。

このような農業改革を真に実りあるものとし、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、このたびの制度改正を今後ともきめ細かくフォローアップするとともに、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく輸出促進、６次産業化等の取組と合わせて、引き続き不断の改革を進めていく必要がある。今後取り組むべき規制改革項目を（３）のとおり取りまとめた。

（２）重点的フォローアップ

平成 26 年６月の規制改革実施計画に記載された、農地中間管理機構の創設、農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し、農業協同組合の見直しを重点的フォローアップ対象事項として、法制化に向けた検討状況や制度の運用状況について検証した。

農地中間管理機構については、平成 26 年度内に全都道府県に設置され、農地の集積・集約化が開始された点は評価できる。しかし、今後、農地の集積・集約化を一層加速するため、更なる取組が求められる。

農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し、農業協同組合の見直しについては、関係法の改正法案が国会に提出され改革が進んだ点は評価できる。農業協同組合については、これに加えて、規制改革実施計画に記載されている規制改革を確実に実施していくための環境整備が求められる。また、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合等に係る規制改革項目に関係するものについて、その内容及び運用が規制改革の趣旨に沿っているか、規制改革会議として引き続きフォローアップを行うこととする。

（３）具体的な規制改革項目

①農地中間管理機構の機能強化

ア　農地中間管理機構の実績等の公表【平成 27 年度以降順次措置】

農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するために、各都道府県の農地中間管理機構の取組状況を相対的に評価することにより、実績が上がっていない農地

中間管理機構に対して、取組の強化を促すべきである。

したがって、各都道府県の農地中間管理機構の農地の集積・集約化の実績をランク付けとともに公表する。

イ　農地中間管理機構の体制の改善【平成 27 年度以降順次措置】

農地中間管理事業の推進に関する法律は、農地中間管理機構の役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であること等を求めているが、農地中間管理機構において最適な体制が構築できていないために、農地の集積・集約化が停滞している可能性がある。

したがって、農地中間管理機構・都道府県に対し、抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求めることとし、それを踏まえて改善した農地中間管理機構における役員や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置（業務委託先における担当者の配置も含む。）等の体制を公表するよう農地中間管理機構等に要請する。

あわせて、農地中間管理機構等に対し、そうした改善状況を国に報告するよう求めるとともに、その内容を精査し、必要があれば一層の改善を要請する。

さらに、市町村に対し、農地の集積・集約化に向けた人・農地プランの見直しなど、地域内の農業者の話合いを着実に進め、農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、都道府県を通じて協力を要請する。

ウ　農地の集積・集約化の環境整備【平成 27 年度以降順次措置】

農地中間管理事業において、農地の出し手が著しく不足する状況の下、担い手の利用面積を 10 年間で全国の農地面積の８割にするという目標を達成するためには、農地中間管理機構が強い意識を持って地域に農地の貸付けを働きかけることが不可欠である。

したがって、

ａ　農地中間管理機構の農地の集積・集約化のインセンティブを高めるため、各都道府県の農地中間管理機構の優良事例を集めて、都道府県及び各農地中間管理機構の間で共有した上で、農業基盤整備との連携を強化するとともに実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する等、リーダーシップを発揮すべき都道府県知事に対して農地の集積・集約化を促す仕組みを構築する。

ｂ　農地中間管理機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行うため、市町村毎の人・農地の状況に関する情報が適時に収集され、公表される仕組みを構築する等、市町村・農業委員会による出し手の発掘に向けた取組を促す。

エ　遊休農地等に係る課税の強化・軽減等及び転用利益の地域の農業への還元【ａは平成 27 年度検討、可能な限り早期に結論を得る。ｂ①は平成 27 年度検討、ｂ②は平成 28 年度早期論点整理】

農地所有者の農地中間管理機構への農地貸付けについては、これまでに農地集積協力金等、相当のインセンティブを用意しているにもかかわらず農地の集積・集約化が

円滑に進んでいない。農地中間管理機構の体制・執行状況の改善が急務であるが、一方で、農地の保有コストが低いことから、農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がないにもかかわらず、農地を保有し続けることを可能としていることやそれによる転用期待が遊休農地の発生を助長し、農地流動化の促進を阻害しているとの指摘がある。

したがって、

ａ　農地を農地として効果的・効率的に利用する意思がない場合に、農地中間管理機構への貸出し等を通じて遊休農地を解消し、また、農業経営の規模の拡大等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資するため、農地の保有に係る課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する。

ｂ　農地転用利益の地域農業への還元等、公平で実効性のある方策について、

①有識者からなる検討会を開催し、関係者へのヒアリング、アンケート調査等を行いつつ検討を進める。

②検討会において①の検討を踏まえた論点整理を行う。

オ　農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化【平成 27 年度以降順次措置】

現在、農地の集積・集約化を担う組織が複数存在しているが、複数の組織が類似の取組を推進すると効率性に欠けるばかりか、農地の集積・集約化の推進を阻害する恐れもあるため、各組織の役割を明確にするとともに、機能の重複が生じないようにすべきである。

したがって、農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の５年後見直しに向けて検討する。

②農地情報公開システムの機能向上【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度措置】

インターネットにより誰もが農地に関する情報を横断的に確認するための農地情報公開システムが平成 27 年４月に稼働を開始したが、システムを有効に活用するためには、絶えず最新の農地情報が反映されている必要がある。また、農地の集積・集約化を推進するために、農地情報公開システムに登録する情報の拡充やレスポンスタイムの向上等により、利便性・効率性を更に向上させるべきである。

したがって、各農業委員会で整備している農地情報公開システムの一元化に際しては、引き続き農地中間管理機構等のシステム利用者等との協議を通じてそのニーズを把握した上で、利便性・効率性を更に向上させるとともに、現況に基づく最新の農地情報（耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等）をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。

③農業協同組合改革の確実な実施【平成 28 年度以降措置】

農業協同組合の見直しについては、地域の単位農協（単協）が主役となり、創意工夫を発揮して農業の成長産業化に全力投球できるようにするとともに、連合会が単協のサ

ポートに徹するとの考えの下、中央会制度の見直しや連合会・単協の選択による組織変更等を内容とする農業協同組合法の改正法案が第189回国会に提出された。規制改革会議としては本件について引き続きフォローアップしていく。改革を実りあるものとするためには、このような法制面の手当に加え、連合会・単協が自己改革を推進することが求められており、単協は創意工夫を発揮することにより、例えば、①加工品開発への進出（企業との連携を含む）、②地域ブランドの確立、③新たな需要を開拓するための輸出への取組等を加速し、また、連合会は単協の活性化のために、今後の事業を展開していく必要がある。

したがって、連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。

４．投資促進等分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

Ⅰ総論でも述べたとおり、規制改革は政府の成長戦略を進めていく上でも重要であり、規制改革を進めるに当たっては、規制改革ホットラインなどに寄せられる事業者等の意見を十分に踏まえ、幅広い産業における規制を見直すことが肝要である。

第１期のエネルギー・環境、創業等、前期の創業・IT 等、貿易・投資等の各ワーキング・グループにおいては、このような視点から、各種産業にわたる規制改革を幅広く検討した。その結果、過去２回の規制改革実施計画ではこれらの分野で累計 261 項目が取りまとめられたところである。今期においては、これらのうち重点的フォローアップ項目を中心に所管省庁からのヒアリング等を行い、検討状況や運用状況の確認を行った。その結果は（２）のとおりである。

さらに、規制改革ホットラインに寄せられた要望を中心に、事業者等の要望や所管官庁の見解等を幅広く聴取し、今後取り組むべき規制改革項目を新たに取りまとめた。その結果は（３）のとおりであり、大きく①廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し、②エネルギーの安定供給、③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し、④次世代自動車の普及拡大促進、⑤ロボット利活用の促進、⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化、⑦その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し、に分けられる。

①の環境関連規制については、現行の制度ではかえって廃棄物の処理が阻害されている、汚染土壌のリスクに対して過剰な規制になっている、といった指摘を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）や土壌汚染対策法に係る規制について改革項目をまとめた。事業者等の意見を踏まえつつ、規制を合目的的に見直し、処理を促進することが重要である。

②のエネルギーの安定供給については、東日本大震災以降の電力需給状況を踏まえ、再生エネルギーの一つであり世界第３位の資源量を有するものの十分に活用されていない地熱発電に係る規制や、急増している小規模火力発電に係るガイドラインなどを取り上げた。エネルギーの安定供給は我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であり、電力の安定性、経済性、環境保全及び安全性といった「3E (Energy Security, Economic Efficiency, Environment) +S (Safety)」の観点から検討し、結論を得ることが必要である。

③の理美容関係規制については、多様な事業主体、事業者組合、養成施設関係者等から幅広く意見を聴取し、改革項目を取りまとめた。我が国の理美容業は世界に誇りうる高い技術を有しており、高い付加価値を生み出す産業になりうる。事業者や就業者の利益や利用者の利便性といった観点から、既存の規制を見直すことが重要である。

④の次世代自動車については、平成 25 年６月の規制改革実施計画でも取り上げられ多くの規制が緩和・撤廃されてきたことを受けて、燃料電池自動車の市場投入や水素スタンドの全国での整備が実現したところである。今期においても、事業者の要望を踏まえ、水素スタンドの普及に資する更なる改革項目を取りまとめた。規制改革と技術開発を車の両輪として、「水素社会」を前進させることが重要である。

⑤のロボットについては、事業者の要望等を踏まえ、規制緩和、ルール整備の両面の観点から規制改革項目を取りまとめた。「ロボット社会」の実現に向けて、特に、ロボットの活用を前提としていない多くの制度についてロボットの先進的な活用を促す方向で改革し

ていくことが肝要であり、新たなルール作りと不必要な規制の撤廃等を同時に進めていくことが重要である。

⑥のヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化については、事業者の要望等を踏まえ、在留資格に係る制度の周知や、研究の用に供する指定検疫物の輸入規制の見直しなどを取り上げた。これらは対日直接投資や生命科学研究などにも資するものであり、着実な実施が望まれる。

①～⑥以外にも、⑦のとおり、事業者等から要望を受けている規制改革事項について幅広く改革項目を取りまとめた。これらの改革を通じたイノベーションの喚起、事業者の業務効率化等により、安定した経済成長の実現を目指すことが重要である。

（２）重点的フォローアップ

過去２年の規制改革実施計画に記載された項目のうち、ビッグデータ・ビジネスの普及、流通・取引慣行ガイドラインの見直し、外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し、老朽化マンションの建替え等の促進、次世代自動車関連規制、を重点的フォローアップ対象事項として、制度改正に向けた検討状況や制度の運用状況などに関する所管省庁からのヒアリング等に基づいて、規制改革会議や投資促進等ワーキング・グループで議論を行い、必要に応じて所管省庁に見直しを求めてきた。その結果、各項目とも、規制改革会議答申や規制改革実施計画が求めてきた方向性に沿った改革が着実に行われた。具体的には以下のとおりである。

①ビッグデータ・ビジネスの普及

国会に提出された個人情報保護法改正法案では、個人識別符号を削除するなどにより「匿名加工データ」に加工をすれば個人情報よりも自由な利活用ができる仕組みが新たに設けられた。この点は、『どの程度の加工等を実施すれば「個人情報」に該当しなくなるのか…が不明確であるため、収集した「個人情報」…を利用した新規ビジネスの創出を阻害している旨の指摘がある』とした第１次規制改革会議答申と整合的であり、「ビッグデータ・ビジネスの普及」に向けた対応がなされたものと評価できる。

一方で、今回の改正法案が真に新たな産業の創出に繋がるかどうかは、今後検討される細目や新制度の運用に依存するところであり、規制改革会議としても、引き続きフォローアップを行うこととする（（３）⑥サ）。

②流通・取引慣行ガイドラインの見直し

第２次規制改革会議答申及びそれに基づいた平成 26 年６月の規制改革実施計画を踏まえ、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正案がパブリックコメントに付され、投資促進等ワーキング・グループでの議論を経て、改正ガイドラインが平成 27 年３月に公表された。この改正により、答申及び規制改革実施計画が求めていた諸点の明確化がなされたことは評価できる。

一方で、セーフ・ハーバー（※）に関する基準や要件等については、検討の緒についたばかりであり、平成 27 年度内の結論及びその後の速やかな措置が求められるところである。規制改革会議としては、具体的な基準や要件等の妥当性も含め、引き続きフォ

ローアップを行うこととする（（３）⑦イ）。

（※）「流通・取引慣行ガイドライン」において、一部の非価格制限行為について、一定の基準や要件を満たす場合に、違法とならず規制の対象にならないとされる範囲をいう。

③外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直し

第２次規制改革会議答申及びそれに基づいた平成 26 年６月の規制改革実施計画を踏まえ、外国人が日本で外国企業の子会社を設立する際に日本に住所を有する代表者を求めていた規制が撤廃され、代表者となる外国人が日本に住んでいなくても外国企業の子会社を設立することが可能となった。また、外国人が外国企業の支店や子会社の代表となるために在留資格を取得しようとすると日本の子会社等の登記事項証明書が求められていた規定が改正され、新会社の設立がほぼ確実と認められれば在留資格を取得することが可能となった。これらの措置により、日本に住所を有しないと子会社等の設立が出来ない、法人登記がないと在留資格が取れないという、いわゆる鶏と卵の関係が解消されたことは評価できる。

今後、規制改革会議としては、これらの見直しの実施状況などを踏まえ、必要に応じて関係者等のヒアリングなどを行うこととしたい。

④老朽化マンションの建替え等の促進

「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」の改正により、「マンション敷地売却制度」、「容積率の緩和特例」、「住まいるダイヤル」が設けられたことは、平成 25 年６月の規制改革実施計画を踏まえたものであり、建替えを促進する方向に機能すると期待されるものであることは評価できる。

一方、今回の改正の対象以外のマンションへの対応を含め、更なる円滑化策を推進すべきとの指摘がある。このため、規制改革会議として、新たな改革の方向性を取りまとめた（（３）⑦ア）。

⑤次世代自動車関連規制

平成 25 年６月の規制改革実施計画では、次世代自動車の世界最速普及を目指す観点から、27 項目の規制改革事項が盛り込まれたところである。これらの事項の実施状況を検証したところ、平成 27 年度末までの時点で閣議決定に沿った対応が進められていること、事業者も現時点では適切に対応が進められているとしていること、が確認されたところであり、評価できる。

一方、27 項目の中には実施時期が平成 27 年度以降となっていること等により検討中のものもあり、これらについては規制改革会議として引き続きフォローアップを行うこととする。

さらに、事業者からは 27 項目以外にも更なる規制改革を推進すべきとの指摘がある。このため、規制改革会議として、新たな改革の方向性を取りまとめた（（３）④）。

（３）具体的な規制改革項目

①廃棄物等の処理促進に資する環境関連規制の見直し

ア　店頭回収されたペットボトル等の再生利用の促進

a　廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化【平成 27 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

スーパーやコンビニエンスストア等は、店頭で回収されたペットボトル及び発泡スチロールトレイ（以下、「店頭回収されたペットボトル等」という。）を再生利用することにより、資源のリサイクルに貢献している。しかし、店頭回収されたペットボトル等については、産業廃棄物か一般廃棄物かの判断が自治体によって分かれており、事業者が地域ごとに異なる対応を取らなければならないため、効率的なリサイクルが阻害されているとの指摘がある。

したがって、店頭回収されたペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化や都道府県等に対する通知の発出等について検討し、結論を得る。

b　再生利用指定制度の活用推進【平成 27 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

産業廃棄物である店頭回収されたペットボトル等は、産業廃棄物処理業の許可を得た事業者しか収集・運搬できず、このことが店頭回収されたペットボトル等の再生利用を阻害しているとの指摘がある。この点、一定の要件を満たした事業者により店頭回収されたペットボトル等の収集・運搬に関して、廃棄物処理業の許可が不要となる「再生利用指定制度」を活用することが考えられるが、指定要件等が不明確であり、制度自体の関係者への周知も徹底されていないことから、現時点で十分活用されているとは言えない。

したがって、「再生利用指定制度」の活用の促進に関し、同制度の趣旨、手続の流れ及び指定要件の明確化並びにそれらの周知徹底などについて検討し、結論を得る。

c　一般指定の推進【平成 27 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

「再生利用指定制度」には、指定を受けようとする者の申請を受けた上で都道府県等が審査・指定する「個別指定」と、指定を受けようとする者の申請によらず都道府県等が指定する「一般指定」がある。

「個別指定」では全国展開している小売業者から委託されて店頭回収されたペットボトル等を収集・運搬する事業者に多大な事務処理コストを強いることとなるため、店頭回収されたペットボトル等の再生利用を促進する観点からは、「一般指定」の活用を推進することがより望ましい。

したがって、一般指定制度の活用に関し、都道府県等に対する通知の発出や同制度の周知徹底などについて検討し、結論を得る。

イ　企業グループにおける産業廃棄物の在り方の見直し【平成 22 年改正廃棄物処理法附則に基づく施行５年後の見直しに合わせて措置】

廃棄物処理法により、事業者は産業廃棄物を「自ら」処理しなければならないこととされており（第 11 条）、産業廃棄物の運搬又は処分を「他人」に委託する場合には、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託しなければならない（第 12 条第 5 項）。しかし、同一の企業グループ内であっても異なる法人に処理を委託する場合には、「他人」に委託するものとして業許可が必要となり処理のコストがかさむこととなる。このように、産業廃棄物を「自ら」処理する場合と「他人」へ委託する場合とで許可の要否が分かれている現行の規制が、企業経営の効率化の観点から分社化やグループ化が進んでいる近年の企業活動の実態とそぐわなくなっているため、企業グループ内での産業廃棄物処理を「自ら」処理する場合と同じ扱いにすべきとの指摘がある。一方で、上記のような扱いにするためには、「自ら」処理する場合と同様の規制の担保の仕方や、排出事業者責任の共有の在り方などについて整理が必要となる。

したがって、企業グループ内における産業廃棄物処理の在り方について、事業者の現状及びニーズを明確化した上で、近年の企業の経営環境を踏まえた効率的かつ環境上適正な産業廃棄物の処理を推進する観点から、排出事業者責任の共有の在り方を含め、適切な産業廃棄物処理を担保する制度につき検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

ウ　土壌汚染対策法の見直し

a　国際制度比較調査の実施【平成 27 年度措置】

土壌汚染対策法により、国民の健康を保護することを目的として、有害物質使用特定施設の廃止時等の調査、汚染された土地の区域指定によるリスク管理、区域からの汚染土壌の搬出等に係る規制などが課されている。この規制を諸外国と比べると、規制が過剰になっているのではないかといった指摘がある。

したがって、土壌汚染に係る規制につき、国際的な制度比較のための調査を実施する。

b　形質変更時の届出要件の見直し【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】

現行の土壌汚染対策法では、土壌汚染の拡散を防止するため、3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合には、事業者に届出義務が生じる。しかし、3,000 ㎡以上の土地の形質変更であっても、都市計画法で規定される工業専用地域では工場が立地しており土壌汚染の可能性はあるものの、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接摂取するという健康リスクが低いため、工業専用地域の土地の形質変更については、人の健康へのリスクに応じた規制とすべきであるとの指摘がある。

したがって、工業専用地域の土地の形質変更に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。

c　自然由来物質に係る規制の見直し【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】

現行の土壌汚染対策法では、人為的な汚染土壌のみならず、自然由来物質による

汚染土壌についても規制の対象となっている。これについて、事業者等からは、リスクの大小を問わず一律で過剰な規制が課されており、事業活動に大きな影響を与えているとの指摘がある。具体的には次のとおりである。

・土壌溶出量基準（規制基準）が、地下水環境基準及び土壌環境基準と同じ値である。
・自然由来特例区域内の汚染土壌の区域外への搬出・処理に制限がある。
・区域外から土壌を搬出する際、例外的に土壌汚染対策法の規制を受けないよう認定するためには、区域指定された物質のみならずすべての特定有害物質を対象とする調査が必要となる。
・土壌の汚染のおそれがある場合、人への健康被害が生じるおそれがないとみなされる可能性がある土地（臨海コンビナート）においても、調査が求められうる。

したがって、自然由来物質に係る規制の在り方につき、事業者等の意見を踏まえつつ、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から検討し、結論を得る。

エ　県外産業廃棄物流入規制の見直し【平成 27 年度以降順次措置】

産業廃棄物を県外に搬出する場合、搬入先の都道府県等の多くにおいて条例・指導要綱に基づく事前協議が必要とされており、その対応に多くの時間と労力が費やされている。例えば、事前協議の内容（対象産業廃棄物、提出書類等）が都道府県等ごとに異なっているため、同一の処理を行う場合でも判断が異なることがある。これら流入規制は、事業者による広域的かつ効率的な処理、リサイクルを阻害する要因となっており、早急な実態把握と手続の簡素化に向けた検討が必要との指摘がある。

したがって、都道府県等による産業廃棄物の流入規制について実態調査を行う。加えて、廃棄物処理法の趣旨・目的を越えて定められた運用について、必要な見直しを行い適切に対応するよう、都道府県等に対して、通知や各種会議等を通じて周知徹底する。

オ　廃棄物処理法の実地確認に係る運用の統一【平成 27 年度措置】

廃棄物処理法上、排出事業者の委託先に対する実地確認は努力義務とされているが、自治体によっては、条例や要綱で実地確認を義務付けている場合がある。この点、環境省の通知（環廃産発第 110204002 号）により、「優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行うことができる」とされているが、実地確認を求める状況は変わっていないとの指摘がある。

したがって、廃棄物処理法上の実地確認について、優良認定事業者に処理を委託する際、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、産業廃棄物の処理状況の確認を当該公開情報等により間接的に行う方法も考えられることについて、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知徹底する。

カ　産業廃棄物収集運搬業許可に係る申請書類様式の統一化【平成 27 年度措置】

産業廃棄物収集運搬業の許可の申請書については、廃棄物処理法施行規則において全国統一的な様式が定められている一方で、都道府県知事に提出が必要な書類等については、未だ申請書類の様式が各都道府県で異なる。これにより手続に多くの手間と時間を要するため、各都道府県の申請書類の統一を図り、事務手続を簡素化すべきとの指摘がある。

したがって、産業廃棄物処理業の許可に係る申請書類について、廃棄物処理法施行規則等の様式を使用するよう、都道府県等に対して、各種会議等を通じて周知徹底する。

②エネルギーの安定供給

ア　「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し

環境省は平成 26 年 10 月 3 日、国の環境アセスメント制度の対象外となっている小規模火力発電所を対象に、「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン～自治体や事業者の方に広くご活用いただくための環境保全技術先進事例とりまとめ～」（以下「本ガイドライン」という。）を公表した。本ガイドラインは優良で先進的な環境保全に関する技術事例を収集・整理し、取りまとめたものであり、特徴・性能に係る数値として実際には達成されない場合もあるもの（カタログ値）も掲載されている。しかしながら事業者からは、タイトルが「ガイドライン」となっていること等の理由から、本ガイドラインが運用指針や規制の類であり、本ガイドラインに記載された数値は遵守しなければならないものであるとの誤解が生じるおそれがある、との指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

a　通知等による周知徹底【平成 27 年上期措置】

各都道府県、政令指定都市等（環境アセスメント条例保有自治体）に対して、本ガイドラインが法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、その趣旨に従った対応に留意すべきである旨の文書（通知）を発出するとともに、同通知を本ガイドラインと同一のホームページ上に掲載する。

b　セミナー等での周知徹底【平成 27 年度以降継続的に措置】

セミナーや説明会など各種の機会を捉えて、事業者や自治体に対して、本ガイドラインが法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを説明し、当該趣旨を周知徹底する。

c　ガイドラインの改訂【平成 27 年度検討・結論・措置】

事業者、自治体の意見を踏まえつつ、本ガイドラインを、法の運用指針や規制の類ではなく事例集であることを更に明確化しながら改訂する。その際、優良事例については商用運転しているものを含めるなど一定の幅を持たせた記載を行う。

イ　国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの検討

a　建築物の高さ制限の検討【平成 27 年度検討・結論】

現行制度では、景観保護のため自然公園内の建築物の高さは 13mを超えてはならないこととされている。熱源が豊富に存在する自然公園内に地熱発電を開発する際においても当該規制の対象となるが、地熱発電に係る建築物を 13m以下にするには、新技術を採用した上で、出力を 15MW 未満の規模に制限しなければならず、このことが大規模な地熱発電の導入を阻害しているとの指摘がある。

したがって、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、マスコミ等を含め公開で開催している「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」（以下、「本検討会」という。）において、自然公園内における地熱発電所の建築物の高さ制限の考え方を検討し、結論を得る。

b　特別保護地区・第一種特別地域の区域外からの傾斜掘削の容認【平成 27 年度検討・結論】

現行制度では、特別保護地区・第一種特別地域の区域外からの傾斜掘削は一切禁止されている。しかしながら、地表のつながり及び地下の地質構造的な連続性において相違ない第二種特別地域及び第三種特別地域にて数十年前から傾斜掘削を導入しているが、地表への影響はないため、特別保護地区・第一種特別地域においても傾斜掘削を制限する科学的合理性がなく、当該規制は特別保護地区・第一種特別地域に存在する有望な地熱資源の開発を阻害しているとの指摘がある。

したがって、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、本検討会において、「特別保護地区・第一種特別地域の区域外からの傾斜掘削を容認すること」との要望について検討し、結論を得る。

c　優良事例の考え方【平成 27 年度検討・結論】

環境省は、自然環境と共生した地熱開発のより一層の促進を図るため、引き続き自然環境との調和を図る上での課題等を整理し、優良事例形成の円滑化に資することを目的として、本検討会を開催しているが、事業者からは、逆に規制が強化され、地熱発電の開発が阻害されないよう留意すべきであるとの指摘がある。

したがって、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、次のような指摘があることにも留意しつつ、本検討会において、国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例を検討し、結論を得る。

①予見に基づく全国一律的な規制を設けるのではなく、個別地点毎に異なる諸条件に柔軟な対応をすべきこと

②調査の進展につれて熱源の出力や位置が明らかになる地熱開発の特性を考慮して、初期段階でのスクリーニングが行われないよう配慮すること

③景観保護の観点では、風景を積極的に作っていくエコロジカルランドスケープ

手法等も評価すること

③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

ア　出張理美容に係る規制の見直し

a　「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の明確化【平成 27 年度措置】

理容師・美容師は、衛生や安心・安全の確保のため、理容所・美容所以外の場所において、理容・美容の業をしてはならないが、理容師法施行令及び美容師法施行令によって、疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して理容・美容を行う場合等は、理容所・美容所以外の場所においてその業を行うこと（以下、「出張理美容」という。）が可能とされている。一方で、その判断基準が曖昧なため、例えば、骨折した人等明らかに理容所・美容所に来ることができない人であっても、自治体によっては出張理美容の提供はできないと判断されることもある。どの範囲まで現行制度で可能かが不明確であり、事業者の事業展開や利用者の利便性を阻害しているとの指摘がある。

したがって、現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。

b　「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の拡大【平成 27 年度検討・結論・措置】

出張理美容は、「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」が利用できるが、やむを得ない特別の事情がある場合に限定されている。

しかしながら、現代社会においては、社会環境、家庭環境など身体的な理由以外でもサービスを利用したいニーズ（介護をしている人、育児中の人など）があり、そうしたニーズと現行制度に大きなかい離が生じているとの指摘がある。

したがって、「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

c　実施主体の拡大【平成 27 年度措置】

「出張理容・出張美容に関する衛生管理について（健衛発 1225 第 1 号）」において、「出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしい」と通知がされている。しかし、雇用創出の観点から、衛生管理の徹底を前提として、理美容所の開設者以外の理美容師免許保有者にも、出張理美容を認めるべきであるとの指摘がある。

したがって、出張理容・出張美容に関して、誤解が生じないよう実施主体や衛生管理に関する過去の通知について、地方公共団体に対し改めて周知徹底する。

イ　理美容業の在り方に係る規制の見直し

a　理容及び美容の範囲【平成 27 年度措置】

「理容師法及び美容師法の運用について（昭和 53 年 12 月 5 日環指第 149 号）」によって、美容師は男性に対するカットのみのサービスは行ってはならず、理容師は女性に対するパーマを行ってはならない等とされている。一方で、美容室を利用する男性が増えているなど、多様なヘアスタイルや価値観がある現代社会において、性別によって提供できるサービスを限定する規制は、実情にそぐわないとの指摘がある。

したがって、利用者が男性か女性の性別に着目してサービス内容を定めている「理容師法及び美容師法の運用について（昭和 53 年 12 月 5 日環指第 149 号）」を改め、性別による職務範囲の規制を撤廃する。

b　理容所、美容所の重複開設の容認【①平成 28 年度措置②制度改正後５年後を目途に検討開始】

「理容師法の運用に関する件（昭和 23 年 12 月８日衛発第 382 号）」により、「理髪の施設と美容の施設はそれぞれ別個に設けなければならない」とされている。このため、理容師と美容師は混在して勤務することができない。しかし、混在勤務ができないことにより、例えば、美容師の資格をもつ子供が、親が経営する理容所でカットすることもできず、また、トータルビューティを目指す美容所で理容師による顔剃りのサービスを追加することもできない、理容師と美容師それぞれのカットスキルを生かした店舗運営ができない、などの支障が生じているという問題が指摘されている。

したがって、①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後５年後を目途に、①の効果を見極めつつ、見直しについて検討を行う。

c　両資格の取得の容易化【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】

理容師の資格を持った者が美容師の資格を取得しようとする場合（又はその逆の場合も）、現行の制度化では、一部養成施設での重複課目の履修が省略されるものの、初めて資格を取得しようとするものと同じ課程を修めなければならない。この点、両資格の養成課程における教育内容を更に見直すことにより、一方の資格を取得している者がもう一方の資格を取得する際の課程について、修業期間そのものの短縮などの容易化ができるのではないかとの指摘がある。

したがって、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

d　国家試験及び養成施設の教育内容【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】

理容師・美容師に係る国家試験及び養成施設の教育内容については、省令等の定める一定の基準のもと、業務受託機関等が具体的な細目を策定している。業務受託

機関等における策定プロセスにおいては、技術者や店舗経営者等が関わっているが、実際に現場で業務に従事する者からは、教育内容が実践的でないため、資格取得後早期に現場で施術できず、結果的に高い離職率に繋がっているなどの意見がある。現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、より実践的な教育内容に改めるなど、教育内容を見直すべきであるとの指摘がある。

したがって、国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより則した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

④次世代自動車の普及拡大促進

ア　水素スタンドにおけるセルフ充填の許容【平成 27 年度検討開始、平成 30 年度までに、結論を得次第速やかに措置】

高圧ガス保安法上、高圧ガスの充填は都道府県知事の許可を受けた事業所の管理下で行うこととされており、水素を充填する充填行為者に関する直接の規定がない。これに対し、今後燃料電池自動車が日常生活で利用される「水素社会」を実現するためには、一般ドライバーでも過度な負担なく安全かつ気軽に水素のセルフ充填ができるようにする必要性が指摘されている。

したがって、一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。

イ　市街化調整区域への水素スタンドの設置許可

a　第一種製造者【平成 27 年できるだけ早期に措置】

高圧ガス保安法上の第一種製造者の設置する水素スタンドについて、既に一部の都道府県では、都市計画法第 34 条第 1 項に該当するものとして市街化調整区域で開発できるとされている。燃料電池自動車が市販された状況も鑑み、こうした取扱いを速やかに拡大すべきとの指摘がある。

この点、高圧ガス保安法上の第一種製造者が圧縮水素スタンドを市街化調整区域に設置することについては、都市計画法第 34 条第 1 号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として、開発許可権者が当該地域における普及状況に応じて許可することが可能である。その明確化のため、燃料電池自動車の販売が開始されたことを踏まえ、同号の店舗等に「第一種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出する。

b　第二種製造者【平成 27 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

規制改革実施計画（平成 25 年 6 月閣議決定）に基づき、高圧ガス保安法上の第二種製造者にあたる圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備が行われており、今後、ディーラーや整備工場等での小規模な圧縮水素スタンドが普及していくものと見

込まれているため、その普及状況を踏まえ、ａ第一種製造者と同様に、都道府県知事による市街化調整区域内の開発行為の許可対象とすることが望ましいとの指摘がある。

したがって、高圧ガス保安法上の第二種製造者が設置する圧縮水素スタンドについて、技術基準の整備状況や今後の整備計画等を踏まえた上で、都市計画法第 34 条第１号に規定する「当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売等を営む店舗等」として「第二種製造者が設置する圧縮水素スタンド」が含まれ得ることについて、技術的助言を発出することを検討し、結論を得る。

ウ　水素スタンドの保安基準の見直し【平成 29 年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置】

一般高圧ガス保安規則においては、水素スタンドの設置にあたり、高圧ガス設備から敷地境界まで８ｍの離隔距離を設けるか、その代替となる障壁の設置が義務付けられている。この場合の障壁は、厚さ 12 ㎝以上の鉄筋コンクリート等の構造が規定されている。これに対し、これらの規制が水素スタンドのコスト増を招いており、８ｍの離隔距離は過剰な規制ではないか、爆風圧の影響の有無や機器のパッケージ化が進んでいることを考慮すれば離隔距離や障壁の簡素化も可能ではないか、といった指摘がある。

したがって、業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、離隔距離の短縮を可能とする代替措置について、必要な措置を講ずる。

エ　パッケージ機器に係るコンテナの取扱いの緩和【平成 27 年度検討・結論・措置】

水素スタンドに設置する圧縮機や蓄圧器などの機器は、コンテナに収納してパッケージ化することが主流になっている。一方で、コンテナを土地に定着した際、人の出入りの頻度によっては建築基準法上の「建築物」に当たると判断され、建築確認申請のためにコンテナの改造やレイアウト変更などの追加的な対応が必要となる場合がある。このため、こうしたパッケージ化された水素スタンドの機器については原則建築物に当たらないものとすべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンドに設置するコンテナを利用したパッケージ型の機器について、原則として常時人が立ち入らない平屋のものについては、建築基準法上の「建築物」に当たらないこととする方向で、建築基準法上の取扱いを明確化する技術的助言を発出する。

オ　水素スタンド用蓄圧器へのフープラップ式複合圧力容器の使用【平成 27 年度措置】

一般高圧ガス保安規則において、水素スタンドの蓄圧器に使用できる複合圧力容器の構造としては、フルラップ構造（金属製ライナーの全面に炭素繊維を巻きつける方式）のみが規定されている。また、特定設備検査規則では、こうした構造に関する規定がない。これに関し、より安価なフープラップ構造（金属製ライナーの一部に炭素

繊維を巻き付ける方式）の開発状況に応じ、一般高圧ガス保安規則や民間団体等による技術基準の整備を進め、その普及を推進すべきとの指摘がある。

したがって、一般高圧ガス保安規則を改正し、フープラップ構造の複合圧力容器に係る技術上の基準を整備する。

カ　温度上昇を防止する装置（散水基準）の見直し【平成 28 年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置】

一般高圧ガス保安規則においては、蓄圧器の温度上昇を防止するために一定規模の散水設備の設置が義務付けられている。このとき、要求される散水量を確保するために大容量の貯水槽が必要となるため、コストがかかる、市街地に設置する際の障害になる、また火災原因になりうる蓄圧器の周囲に遮蔽板を置くなどした場合の効果が考慮されていない、といった指摘がある。

したがって、業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、水素スタンドに設置が義務づけられている散水設備について所要の合理化をする方向で、必要な措置を講ずる。

キ　プレクール設備の無人運転の許容【平成 27 年度措置】

蓄圧器から取り出した水素をディスペンサに導く直前に冷却する付属冷凍設備（プレクール設備）については、一般高圧ガス保安規則の製造設備に当たることから無人運転が認められない。このため、水素スタンドの閉店時に当該設備を止める必要があり、開店前に時間をかけて再度冷却しなければならないなど、効率的な運用ができないとの指摘がある。

したがって、平成 26 年 11 月に保安距離を不要とした付属冷凍設備（プレクール設備）など一定の条件を満たす付属冷凍設備について、無人運転が可能となるよう通知を発出する。

ク　水素製造用改質器に係るばい煙規制の緩和【平成 27 年度検討、平成 28 年度上期結論・措置】

大気汚染防止法上、ガス発生炉のうち、燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり 50Ｌ以上であるものについては、「ばい煙発生施設」として、設置時の届出やばい煙濃度の測定などが義務づけられている。このうち、都市ガスや LP ガスを改質して水素を得る水素製造用改質器は、改質時に発生した水素を多く含むガスを燃焼させる性質上、ばい煙の発生量が少ない傾向にあることから、他のガス発生炉と別の基準を設けるべきとの指摘がある。

したがって、水素製造用改質器に係る規制について、当該施設の排出ガスの性状やばい煙排出濃度の実態等を調査した上で、適切な規模要件等を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

ケ　圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加【平成 30 年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置】

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則例示基準上、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法としては、サドルマウント方式（容器の胴部の２カ所以上をフレームに固定する方式）のみが認められている。これに対し、低重心化やコストの面で有利なネックマウント式（容器の口金を直接フレームに固定する方式）を認めるべきとの指摘がある。

したがって、業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、ネックマウント方式を追加する方向で、必要な措置を講ずる。

コ　液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加【平成 29 年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置】

現在開発が進められている液化水素ポンプについては、ガス圧縮に比べて圧縮効率が高く、コスト面で優れていることから、安全性が確認され次第、これを水素スタンドに設置するための基準を定めるべきとの指摘がある。

したがって、業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。

サ　適切な保安検査方法の整備【平成 30 年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置】

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則上、水素スタンドに設置する高圧ガス設備は、原則１年に１回以上、都道府県知事が行う保安検査及び保安のための自主検査を行わなければならない。この検査への対応が事業者にとって負担となっている、機器ごとに適切な検査方法や検査期間を定めることで省力化ができるのではないかといった指摘がある。

したがって、水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、従前及び今後蓄積する水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準（高圧ガス保安協会規格 KHKS0850-1）も勘案した上で、82MPa 圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。

シ　検査充填に用いる容器の取扱い見直し【平成 27 年度措置】

水素スタンドで検査充填をする場合、圧縮水素自動車に積載しているものと同じ容器に、自動車積載時と同じ最大 85℃までの条件で水素を充填する必要がある。このとき、検査充填用の容器は、自動車燃料装置用容器とは異なる一般複合容器（用途や設置場所を限定されないもの）として扱われるため、特定案件事前評価が必要となり、膨張測定試験等の対象となるために試験後に廃棄しなければならないなどの問題が指摘されている。

したがって、水素スタンドでの検査充填に用いる容器について、他用途に転用されないこと等の条件を満たすものは、自動車燃料装置用容器と同様に扱うことができるよう通知を発出する。

ス　蓄圧器の製造に関する検査に係る包括申請の適用範囲の見直し【平成 27 年度検討開始、平成 30 年度までに、データ等が示され次第速やかに検討・結論・措置】

高圧ガス保安法特定設備検査規則により、特定設備である複合容器用蓄圧器を製造する場合は、「設計」「材料」「加工」「溶接」「構造」の工程ごとに全数立会検査が必要となる。これに対し、検査を実施する高圧ガス保安協会（KHK）での検査待ちが発生していることを踏まえ、包括申請（同一仕様の機器を一括して審査する仕組み）の拡充に加え、書類審査の導入など検査そのものの合理化をすべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンドに設置する複合容器用蓄圧器について、安全性に影響がない仕様変更があったときにも包括申請の対象とすることが可能とすることについて、民間団体等において安全性に影響がない仕様変更の内容について安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が示された場合には、「高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて（内規）」の見直し等を行う。

セ　海外規格材料及び同等材の例示基準への追加【必要なデータ・材料規格等が示され次第、速やかに検討・結論・措置】

水素スタンドに使用できるものとして一般高圧ガス保安規則例示基準及び特定設備検査規則例示基準で定める鋼材について、ASME、ANSI、EN 等の海外規格品（※）は極めて限定されており、これら海外規格の材料を用いた海外製の機器全体を使うことができない。このため、こうした事例を拡大し、海外で実績のある材料を用いた海外製の機器を円滑に使用できるようにすべきとの指摘がある。

したがって、水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等にて、水素脆化に対する評価を含む安全性に関する技術的検証により必要なデータ・材料規格等が示された場合には、必要な措置を講ずる。

（※）それぞれ ASME（米国機械学会、The American Society of Mechanical Engineers）、ANSI（米国国家規格協会、American National Standards Institute）、EN（欧州規格、European Norm）の略称。

ソ　国内防爆基準と海外防爆基準との整合促進

水素スタンドで使用する一部の機器は、経済産業省の告示により、労働安全衛生法に基づき防爆構造電気機械器具（以下「防爆機器」という。）として、国内の防爆規格又は IEC（International Electrotechnical Commission）規格に適合した基準等のいずれかを満たし、登録型式検定機関による型式検定に合格したものでなければならない。これに対し、IEC 規格に適合した基準等について定めた工場電気設備防爆指針が最新の IEC 規格に沿っていない場合があるとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

ａ　IEC 規格との整合の迅速化【平成 27 年度以降随時措置】

IEC 規格に適合した基準に基づく型式検定の活用を拡大する観点から、IEC 規格の改訂に併せて行う、工場電気設備防爆指針の改正に要する期間の短縮を着実に進

める。

b　IEC-Ex の枠組みによる型式検定の合理化【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度に結論を得次第措置】

IEC により認定を受けた外国の認定機関（ExCB）によって IEC 規格への適合性の確認を受けた防爆機器については、当該認定機関が発行した試験報告書（ExTR）の試験データを活用することにより、型式検定を簡略化できるよう検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

タ　外国登録検査・検定機関制度の早期普及【平成 27 年度措置】

平成 27 年６月に施行される改正労働安全衛生法によって、外国に立地する検査・検定機関が同法に基づき登録を受け、国内の登録型式検定機関と同様に、同法に基づく検定を行うことができるようになる。これにより、防爆機器の輸入時に国内で改めて同法に基づく型式検定を受ける必要がなくなることから、この仕組みを早期に拡大してほしいとの指摘がある。

したがって、改正労働安全衛生法により創設された外国登録検査・検定機関制度の普及に向けて、国内外に周知徹底するなど所要の措置を講ずる。

⑤ロボット利活用の促進

ア　新たな電波利用システムの整備【平成 27 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

ロボットの利活用に当たっては、ロボットの制御、ロボットからの画像等データの伝送、ロボットが障害物等を検知するためのセンシングなど、従来とは異なる電波の利用ニーズが生じる。例えば、小型無人機においては、長距離にわたる飛行や遠隔地からの画像転送等を行うために、一定の周波数帯や強い出力を有する電波を利用する必要があり、これが認められない場合には、小型無人機の活用範囲が限定され、ひいてはビジネス展開・拡大が阻害される可能性があるとの指摘がある。

したがって、情報通信審議会において、ロボットの利活用を支えるための新たな電波利用システムの環境整備に向けて検討し、結論を得る。具体的には、小型無人機を含めロボットの利用可能な周波数帯の拡大や出力制限の緩和等について検討を行い、結論を得る。

イ　小型無人機に係る規制制度の整備【①平成 27 年度以降順次措置、②今通常国会にも必要な法案の提出を目指す、③平成 27 年度検討、可能な限り早期に結論】

現行の航空法は人が乗る航空機のみを対象としており、小型無人機については、原則 150m 以下の空域を飛行する際には特段の安全規制等が存在しない。既に中小企業・ベンチャー等を中心に小型無人機の活用が急速に広がりつつある中、ビジネス環境を確保する観点から、こうした点について適切な運用ルールを整備すべきとの指摘がある。

したがって、①「小型無人機に関する安全・安心な運航の確保等に向けたルールの

骨子」（平成27年6月2日小型無人機に関する関係府省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、小型無人機の安全な運航等のためのルールについて、技術的合理性、将来的な活用・普及等に向けた技術開発、小型無人機を利用する事業等の発展や国際的な小型無人機に関する規制整備の動向を踏まえつつ、関係者との調整を経た上で、実施可能な点から段階的にかつ早急に取組を進める。②とりわけ、緊急の対応が求められる小型無人機の運航方法の規制については、速やかに所要の措置を講ずる。③その上で、小型無人機の機体や操縦者、小型無人機を利用する業務等については、関係者との十分な調整を図った上で法整備も視野に入れてルールの取りまとめを進める。

ウ　インフラの維持・保守におけるロボットの活用

トンネル、橋梁などの公共インフラやプラント等の産業インフラの維持・保守においては、人による作業が前提とされ、「目視」による点検が求められている場合がある。これに対し、維持管理の効果・効率の更なる向上のため、建設分野以外も含めたロボット産業全体の問題としてロボットを最大限活用できるよう検討が必要であるとの指摘があり、現在、「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」（平成 26年～）等において実証実験が進められている。

したがって、以下の措置を講ずる。

a　公共インフラ【現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置】

「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。

b　産業インフラ【平成27年度検討開始、平成28年度結論】

事業者等が行う現場ニーズに基づく技術開発及びプラント等を活用した実証・評価の成果を踏まえつつ、技術の安全性や保安の確保に必要な検知能力等を有しているかの評価を行い、必要に応じて、ロボット等による点検等に係る措置を検討する。

エ　搭乗型移動支援ロボット及び無人トラクターの公道運行【①平成27年度中に公道実証実験を全国展開、多様な環境下における実験結果を得次第検討開始、②平成27年度検討開始】

道路交通法上、搭乗型移動支援ロボットは、その原動機の総排出量又は定格出力の大小に応じて自動車又は原動機付自転車となり、公道で運行の用に供することができない。ロボット社会を実現するためには、実証実験等を行い安全性を確認した上で、公道を運行することが可能とすべきとの指摘がある。また、現行法規制では、無人トラクター等の無人農機が農地に向かう際に公道を走行することができない。

したがって、①搭乗型移動支援ロボットの公道走行に係る取扱いについて、「構造改革特区評価・調査委員会」の評価結果等を踏まえつつ、検討を進める。また、②無

人トラクター等の無人農機の公道走行に係る取扱いについて、ジュネーブ条約（※）等との整合性を整理した上で、安全性の検証を行いつつ、検討を進める。

（※）道路交通に関する条約（昭和 39 年条約第 17 号）を指す。

オ　新医療機器の審査の迅速化【平成 27 年度以降随時措置】

ロボット技術を活用した新医療機器を製造販売する場合、医薬品医療機器法に基づく承認を受ける必要がある。この点、ロボット技術の急速な進展に伴い、患者の負担を軽減できる低侵襲で精密な動きを可能とした手術支援ロボット等が開発されている現状を踏まえ、可及的速やかに承認審査をすべきとの指摘がある。

したがって、ロボット技術を活用したものを含む新医療機器について、申請から承認までの標準的な総審査期間を、通常審査品目については 14 カ月、優先審査品目については 10 カ月とすることを目指し、着実に審査を迅速化する。

カ　介護保険給付対象の迅速な拡大【①措置済み、②③平成 27 年度検討・結論、随時措置】

介護保険の給付対象は、介護保険料の見直しと合わせ、３年に１度検討が行われているが、ロボットの開発・改良が急速に進んでいる実態を踏まえ、より迅速に給付対象を拡大すべきとの指摘がある。

したがって、ロボット技術の急速な進歩に対応する観点から、①介護保険の給付対象に関する要望を随時受付ける、②「介護保険福祉用具評価検討会」及び「社会保障審議会介護給付費分科会」を必要に応じて随時開催し、新たな種目を早期に追加する、③介護保険の給付対象となった具体的な種目を速やかに周知するなどの措置を講ずる。

キ　消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備【市場における流通状況を注視しながら平成 27 年度検討開始。平成 30 年までに、結論を得たものから順次速やかに措置】

ロボットの日常生活における利用が拡大する社会を前提として、消費者の安全性の確保を図る観点から、ロボットに起因する重大製品事故等が発生した場合の情報収集・原因究明の在り方や、電気用品として取り扱われる機器に関する技術基準の在り方、製造事業者等の責任の範囲について整理すべきとの指摘がある。

したがって、消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。

⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化

ア　在留期間更新許可申請の受付可能期間の周知【平成 27 年措置】

在留期間の更新許可申請を行う際、本人が日本国内に在留している必要がある。このため、在留期間が切れる時期に日本国外への出張や駐在をさせることが出来ず、業務上不都合を生じているとの指摘がある。

したがって、在留期間更新許可申請について、必要に応じて３か月以上前から受け付けることが可能である旨を、法務省ホームページ等で、在留外国人やこれを雇用する事業主に分かりやすく明示する。

イ　在留資格「経営・管理」における手続の明確化【平成 27 年度上期措置】

外国企業が日本に進出する際、登記事項証明書がなくても在留資格「経営・管理」が取得可能となった（平成 27 年４月１日）が、対日投資を促進する観点から、今般の制度変更について外国企業への認知を促す必要があるとの指摘がある。

したがって、外国企業が日本に進出する際、支店か子会社かを問わず、登記事項証明書がなくても在留資格「経営・管理」が取得可能になったことについて、法務省ホームページ等で周知する。

ウ　日本語教育機関の開設条件の緩和【平成 27 年度検討・結論】

日本語教育機関を開設するに当たっては、原則として校地及び校舎を自己所有することが求められている。これについて、外国人留学生の受け入れを促進するという政府の方針も踏まえ、例えば賃借権の場合でも開設できるようにするなど一定の条件のもとに緩和すべきとの指摘がある。

したがって、日本語教育機関の開設に当たって原則として校地及び校舎の自己所有が求められていることについて、現行の専修学校設置基準等も踏まえて緩和の可否を、「日本語教育機関の運営に関する基準」及び「日本語教育機関審査内規」の見直しに合わせて検討し、結論を得る。

エ　GPS を主要計器とする運航の解禁【平成 27 年度上期措置】

現在の航空機の計器飛行方式においては、VOR（VHF〔Very High Frequency〕Omnidirectional Range、超短波全方向式無線標識施設）が主要計器とされ、GPS（Global Positioning System、全地球測位システム）はあくまで補助的な航法援助装置と位置づけられている。このため、諸外国で GPS 単独運航を前提に作られた航法を利用することが出来ず、GPS の精度向上が進む中で主要計器として認めるべきとの指摘がある。

したがって、GPS を主要計器とした場合の運航及び管制運用への影響等を検証するための評価運用の結果を踏まえ、航空運送事業者等の意見を聴いた上で、GPS を主要計器とした運航が可能となるよう関連通達を改正する。

オ　港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管に係る運用の統一【平成 27 年度措置】

平成 17 年３月 25 日付の通知（環廃産発第 050325002 号）により、港湾コンテナターミナルにおける密閉型コンテナの一時保管については、①輸送手段の変更を伴うものであり、②当該作業の過程でコンテナが滞留しないものである場合には、廃棄物処理法の規制を受ける積替保管には該当しないこととされている。このうち、自治体によっては「滞留」という文言が一義的に「当日中の船積み」と判断されており、円滑

な輸送に支障をきたしているとの指摘がある。

したがって、産業廃棄物のコンテナ輸送に係る積替え保管の解釈を明確化した通知における「コンテナが滞留しないこと」とは、必ずしも当日中の積替えを一義的に求めているものではなく、正当な理由に基づいたコンテナの存置に該当するか否かを各自治体において個別具体の状況に応じて適切に判断されたいという本通知の趣旨について、都道府県等に対して、各種会議等を通じて改めて周知する。

カ　コンテナ輸送用シャーシの共用に係る運用の統一【平成 27 年度措置】

産業廃棄物積載コンテナを輸送する際のコンテナ輸送用シャーシについて、「名義貸し」にあたる他業者との共用行為は認められていない。具体的に、この「名義貸し」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成９年 12 月 26 日付け衛環第 318 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）第３の２において、「外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせることをいう」とされているが、その趣旨が個別に判断を行う各自治体に周知徹底されていないとの指摘がある。

したがって、コンテナ輸送用シャーシを複数の収集運搬業者の間で相互に融通し合うことは、①当該収集運搬業者が当該シャーシの継続的な使用権限を有し、かつ、②当該融通が名義貸し（外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせること）に該当するなど産業廃棄物の不適正な収集運搬と判断される場合でなければ、現行制度下でも対応可能であることについて、都道府県等に対して、各種会議等を通じて改めて周知する。

キ　研究の用に供する指定検疫物の輸入に係る規制の見直し【平成 27 年検討・結論・措置】

細胞を凍結して輸出入する際に、凍結させるための触媒としてウシ胎児血清やウマ血清等を添加することがある。このとき、家畜伝染病予防法により、ウシやウマの血清は農林水産大臣の指定する指定検疫物として、輸出国の政府機関が個体ごとに発行する検査証明書がなければ輸入することができない。一方、海外では、研究用の血清等を輸出する際にこうした検査証明を出すことが一般的ではない。このため、海外から血清等を添加した研究用の細胞を輸入しようとする都度に日本の検疫制度を説明し、政府機関による検査証明書を出すよう交渉する必要があるばかりか、結果的に輸入ができない場合もあるなど、国内での研究活動に支障が生じているとの指摘がある。

したがって、試験研究を目的として使用する血清等の指定検疫物について、輸出国政府機関による検査証明書がなくとも輸入可能とするための条件を、事業者の意見を聴きながら検討し、結論を得た上で、通知を発出する。あわせて、この取扱いの変更について、事業者に分かりやすく周知する。

ク　デビットカードを活用したキャッシュアウトサービスに係る規制の明確化【平成 27 年度検討】

欧米等では一般的なサービスとして提供されているデビットカードを活用したキ

ャッシュアウトサービス(カード加盟店店頭で現金が受け取れるサービス)について、日本では、銀行代理業者の許可を得れば実施可能とされている。しかし、法的な整理が必ずしも明確でなく、実際にはこうしたサービスが広く提供されていない。こうした現状に鑑み、当該サービスについて、加盟店の顧客サービス拡大、利用者の利便性向上の観点からキャッシュアウトサービスの在り方について検討を進めるべきとの指摘がある。

したがって、平成 27 年度金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」中間整理(平成 27 年 4 月 28 日公表）において、『銀行と銀行サービスの利用者の間に立って、両者を介在するサービスが拡大し、当該サービスに関連してトラブルが発生する場合に、利用者保護をどのように図るかといった課題も生じる可能性がある』、『様々なプレーヤーが登場し、サービスの種類も拡大する中、適正な利用者保護等を図るための枠組みについて検討していく必要がある』、『利便性を考慮しつつも、幅広い関係者が情報セキュリティ対策を推進していくための方策が重要』等との指摘がされているところ、これらの議論を踏まえてキャッシュアウトサービスの在り方について検討する。

ケ　銀行持株会社集団に属する法人の海外子会社に対する収入依存度規制の緩和【平成 27 年度検討・結論】

銀行持株会社集団に属する法人が、経営効率化の観点から、海外において従属業務（事務受託等）を営む子会社設立を検討した場合、グループ内の銀行から同従属業務に係る収入を得ることが条件となる。しかし、当該国・地域において、グループ内の銀行が同従属業務の対象となる事業を展開していない場合等には、グループ内の銀行から収入を得ることが事実上困難であり、条件を充足できないことから、当該子会社の設立を断念せざるを得ない状況となる。このことが、本邦金融機関の国際競争力の向上や現地のリテールファイナンス市場の育成の阻害要因となっているとの指摘がある。

したがって、海外に進出している従属業務子会社に対する収入規制の在り方について、銀行持株会社集団に属する法人が海外において従属業務を営む子会社を設立する場合はグループ内銀行からの収入要件を対象外とすることなども含め、実態等を踏まえ検討し、結論を得る。

コ　投資専門子会社（特定子会社）の業務範囲の拡大【平成 27 年度検討・結論】

銀行の関連法人等が行っている出資業務においては、近年、ベンチャー企業や事業再生会社の多様な資金調達ニーズを満たす等の観点から、組合形態でスキームアップされることが多くなっている。その際、当該関連法人等が、組合に対し、有限責任組合員(LP〔Limited Partner〕)としての出資にとどまらず、無限責任組合員(GP〔General Partner〕）としての出資を行うことが、他の投資主体による出資の円滑な実施、ひいては投資先企業の円滑な資金調達に資するものと考えられ、当該関連法人等としても、自らが GP 出資を行うことにより、出資業務に伴うリターンの最大化を図っているところ。一方、特定子会社に関しては、現行法下、GP 業務の兼営が許容されておらず、

上記のような対応が困難である。一般的なベンチャーキャピタルでは兼営するGP業務の報酬を得ることによって経常的な経費を賄っているが、特定子会社では投資成果のみによって経常経費を賄わざるをえないことから業績が不安化しやすく、このことは銀行の特定子会社の活用が進まない一因ともなっているとの指摘がある。

したがって、銀行の特定子会社のGP業務の併営について、銀行グループ全体で必要となるリスク管理方法、あるいは利益相反管理の防止体制等について検討を行った上で、結論を得る。

サ　改正個人情報保護法の円滑な施行【個人情報保護法の改正法案が成立後、施行までに検討・結論・措置】

情報通信技術が飛躍的に発展し、いわゆるビッグデータの利活用が、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく寄与するものと期待されている。一方で、現行の個人情報保護法では、保護すべき情報の範囲が曖昧であるなどルールが明確でなく、事業者が個人情報の利活用に躊躇しやすい等の問題点があった。このため、政府においては、個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、①特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、②当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、③個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置する等を内容とする個人情報保護法の改正法案を国会に提出したところ。これに対し、同法案が成立した場合には、各種の届出や記録、公表の手続等により事業者にとって過重な負担とならないよう配慮すべきとの指摘がある。

したがって、個人情報保護法の改正法案が成立した場合には、個人情報の適正かつ効果的な活用ひいてはビッグデータ・ビジネスの普及が図られるよう、事業者の意見も聞きながら個人情報保護委員会の規則等を策定し、円滑に同法案を施行する。その際、届出や記録、公表の義務により事業者に過度な負担を課すことのないよう特に留意する。

シ　アクセシビリティに関するサービスに係る著作権法上の整理【平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

文章の音声への変換など、障害者等のアクセシビリティを向上させるための情報処理サービスについて、利用者にとってより利便性の高い新規サービス創出のため、著作権者の許諾を不要とする範囲の在り方等について検討を行うべきとの指摘がある。

したがって、障害者等の情報アクセスの充実を図る観点から、権利制限規定の在り方等について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、必要な措置を講ずる。

⑦その他民間事業者等の要望に応える見直し

ア　老朽化マンションの建替え等の促進【平成27年度検討・結論】

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正（平成26年12月24日施行）により、耐震性不足の認定を受けたマンションについては、区分所有者等の５分の４以上の賛成によりマンション及びその敷地の売却を新たに行えるようになった。また、

耐震性不足の認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションに係る容積率の緩和特例が設けられた。しかしながら、老朽化マンションについて、建替え、改修を含めた再生事業が円滑に進むよう、マンション敷地売却制度の創設による促進効果を見極めた上で、マンションに係る権利調整や建築規制の在り方等について引き続き多角的な観点から総合的な検討を行うこと、特に、既存の老朽化マンションストックの多くを占め、更新のニーズの強い団地型のマンションについては、その再生のための施策の在り方について幅広く検討を行うことが求められている。

したがって、老朽化マンションについて、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正により創設されたマンション敷地売却事業等の活用も含めて、建替え、改修を含めた再生事業の推進に着実に取り組む。特に、老朽化した団地型マンションの建替え等に関し、団地内の合意形成を含めた権利調整や一団地に係る建築規制等について、事業法も含めて制度の在り方を検討し、結論を得る。

イ　「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し（セーフ・ハーバーの検討）【平成 27 年度検討・結論、結論を得次第措置】

「流通・取引慣行ガイドライン」では、一部の非価格制限行為について、一定の基準や要件を満たす場合は違法とならず規制の対象にならないとされている（いわゆるセーフ・ハーバー）。しかしながら、これについて、適用対象となる行為が「競争品の取扱い」と「販売地域制限」に限定されており、「取引先制限」や「販売方法の制限」に適用されないこと、セーフ・ハーバーが適用されるための市場シェア要件も「10%未満かつ上位４位以下」とされていること、から、事業者にとって適用範囲が狭く予見可能性に貢献していないため、適用範囲を拡大すべきであるとの指摘がある。

したがって、いわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所要の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、「流通・取引慣行ガイドライン」の改正を行う。

ウ　蓄電池に係る消防法による規制の見直し【平成 27 年度検討、平成 27 年度を目処に結論】

現在、消防法の規制を受ける蓄電池設備は、省令で 4800Ah・セル以上のものと定められている。この規制下では、電圧の低いニッケル・水素蓄電池が 5.76kWh と比較的小容量のものも規制の対象となる一方で、電圧の高いリチウムイオン蓄電池は 17.76kWh まで規制の対象にならないなど不合理な状況になっており、蓄電池設備のリスクは総容量である kWh の大きさを基準に規制すべきであるとの指摘がある。

したがって、ニッケル・水素蓄電池に係る蓄電システムの設置に関して、規制対象を規定する単位を Ah・セルから kWh へ変更することの適否について、消防法の省令に定める蓄電池設備の規制の見直しを含め検討し、結論を得る。

エ　延べ面積が 300 ㎡以下の建築物に関する建築士法第 24 条の８の書面交付義務の取扱いの明確化【平成 27 年措置】

改正建築士法（平成 26 年６月 27 日公布）で、延べ面積が 300 ㎡を超える建築物に

ついて書面による契約が義務付けられたのに伴い、これらの建築物について、法令により定められた事項が記載された契約書等の書面が交付されるのであれば、建築士法第 24 条の８の書面の交付義務は果たされているとすることが法律上明確にされた（建築士法第 22 条の３の３第５項）。一方で、延べ面積が 300 ㎡以下の建築物は当該書面の交付義務を免除されないとの誤解を惹起しかねないという指摘がある。

したがって、延べ面積が 300 ㎡以下の建築物についても、法令により定められた事項が記載された契約書等の書面が交付されるのであれば、建築士法第 24 条の８における書面交付義務は果たされていると解釈される旨につき、法改正の施行通知等で明確にし、これを周知する。

オ　特定敷地内における電波法規制の緩和【平成 27 年度検討・結論】

電波法上、発信源から３ｍの距離において測定する電界強度が一定値より強い場合には、電波が遮へいされる試験設備の内部を除き、無線局免許を受けずに開設することができない。このため、電界強度が実際の敷地外では規制値内になっている場合でも電波を遮へいする施設又は無線局免許が必要となり、アンテナ等の新規装置開発時に一定の投資が必要となり、製品のコストアップ、ひいては競争力の低下を招いているとの指摘がある。

したがって、特定の敷地内に限って電界強度に係る規制を緩和することの可能性について、他の無線機器や上空を通過する航空機等に対して有害な混信・干渉を与えることのないような限定条件又は確認行為について検討し、結論を得る。

カ　主任無線従事者の講習受講機会の拡充【平成 27 年度検討・結論・措置】

主任無線従事者は、選任された日から６か月以内に主任無線従事者講習を受けなければならないとされているが、現在、主任無線従事者講習は毎年度６月、10 月及び２月の実施となっており、６か月以内の受講機会が１回のみに限られるケースが生じるなど受講機会が制限されているとの指摘がある。

したがって、主任無線従事者が選任された後速やかに主任無線従事者講習を受講し、無線設備を操作する無資格者を監督する者として知識・技能を維持・向上させられるよう、現在年３回となっている受講の機会を拡充する。

キ　展覧会における美術品損害の補償契約の手続の合理化【平成 27 年度措置】

展覧会における美術品損害の補償については、主催者が政府と補償契約を締結することができる。その申請に当たっては、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則第６条により、施設や設備に関する所要の書類を文部科学大臣宛てに毎回提出しなければならない。この点、２回目以降の申請において１回目と同じ書類を提出することは非効率であり、手続を簡素化すべきとの指摘がある。

したがって、美術品補償制度適用のための文部科学大臣宛ての申請書類について、２回目以降の申請においては、施設や設備に関する書類の提出を一定期間免除するなどの簡略化をする方向で検討し、必要な措置を講ずる。

ク　イモビライザの装着義務化【平成 27 年度検討・結論】

現在、自動車盗難は組織的窃盗団による転売目的の犯行が主流で、犯行の手口は高度化され、キーをかけるだけの対策では不十分である。また、自動車盗難による収益は反社会的勢力の資金源となっており、盗難車を用いた国際的テロも散見される。この点、既に EU 諸国、豪州、中東湾岸諸国などではイモビライザ（電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム）の標準装着が法制化されており、米国では部品取り防止のための仕組みが法制化され、実態として 95%の車にイモビライザが装着されている一方、日本においては、国内向けに生産された 180 車種のうち 158 車種にイモビライザが装着可能となっているが、2013 年の普及率は 80%に留まっている。こうした状況を踏まえ、日本においても、自動車盗難防止対策の強化に向け、イモビライザの装着を義務化すべきとの指摘がある。他方、イモビライザが装着されていない残り 20%の車両は軽トラック等安価な車両が中心であり、これら車両までイモビライザの装着を義務付けることには、ユーザー負担等の点から不適切であるとの指摘もある。

したがって、イモビライザの装備を義務付けすることの要否について、国際的な取組の状況も踏まえつつ、自動車盗難の防止及びユーザーの負担の観点から費用対効果を勘案して検討し、結論を得る。

ケ　銀行代理業を行う銀行における許可申請書変更届出の簡略化【平成 27 年度検討・結論】

現在、銀行代理業者は、役員の氏名など許可申請書の記載事項に変更があったときは、法人の登記事項証明書や役員個人の住民票、誓約書等を添付し届け出なければならないこととされている。これに対して、銀行代理業者が銀行である場合は、営業開始の申請時と同様に、法人の登記事項証明書、役員個人の住民票、誓約書等の添付を不要とすべきとの指摘がある。

したがって、銀行が銀行代理業者である場合の銀行代理業者の許可申請書の変更届出の記載事項や添付書類の内容等について、具体的要望や監督上の必要性も踏まえ、簡略化する方向で検討し、結論を得る。

コ　確定拠出年金における承認・申請手続の簡素化【平成 27 年度検討・結論・措置】

確定拠出年金の規約の変更等に係る手続は、原則厚生労働大臣への申請・承認が必要とされており、届出で足りる範囲は限定的である。これまでも、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、例えば、掛金に係る規定の条項の移動や確定給付企業年金では認められている実施事業所の増加に伴う変更等、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及及び健全な制度運営のためには更なる簡素化が必要との指摘がある。

したがって、確定拠出年金の規約の変更手続の更なる緩和について、その個別の手続をそれぞれ精査した上で検討し、結論を得た上で所要の措置を講ずる。

サ　確定給付企業年金、厚生年金基金における実施事業所（設立事業所）の減少に係る掛金の一括徴収額の計算方法の見直し【平成 27 年度検討・結論・措置】

確定給付企業年金の実施事業所（厚生年金基金の場合、設立事業所。以下同じ。）が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加する時は、当該実施事業所の事業主は、厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるもので算定した額を掛金として一括拠出する必要がある。厚生労働省令で定める計算方法のうち、①特別掛金収入現価を基に計算する額と②非継続基準上の積立不足額を基に計算する額のいずれか大きい額とする方法とした場合において、①の額の方が大きい場合は、繰越不足金等のその他の不足を加算することが可能となっているが、①の額にその他の不足額（繰越不足金など）を加算した額と②の額とを比較することができないため、こうした制度は合理的ではない、との指摘がある。

したがって、実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出額の計算方法について、厚生労働省令で定める計算方法のうち、①特別掛金収入現価を基に計算する額と②非継続基準上の積立不足額を基に計算する方法のいずれか大きい額とする方法とした場合において、繰越不足金等のその他の不足を加算して比較することを可能とする。

シ　エアラインチャーター便の運航に係る要件の見直し【平成 27 年度検討・結論・措置】

航空自由化が実現していない国･地域へエアラインチャーターを行う場合には①大規模・突発需要に対応することを目的とすること、②運航しようとする都市間で運航されている定期便では実質的に対応できないと確認されること、との要件が設定されている。しかし、航空会社から航空局に対して突発需要等を証明することは容易ではなく、事実上、チャーター便の運航には例外規定（貨物利用運送事業者と単一荷主との輸送契約の締結）を利用する方法を取らざるを得ないために多大なコスト負担を強いているとの指摘がある。

したがって、航空事業者における国際貨物チャーターに関する具体的なニーズを調査した上で、必要に応じてチャータールールの見直しについて検討し、結論を得る。

ス　操縦士学科試験の受験機会の更なる拡充【平成 27 年度検討・結論】

平成 25 年度まで操縦士の学科試験の実施は、准定期運送用操縦士が年３回、自家用操縦士が年３回、定期運送用操縦士が年３回となっていた。これに対し、昨今の操縦士不足に鑑みると、学科試験の受験機会を増大させ、短期間で効率的に操縦士を養成する体制を構築することが喫緊の課題であり、上記すべての試験について年６回とするなど受験機会を拡充するべきとの指摘がある。

したがって、平成 26 年４月から定期運送用操縦士等の受験機会を増加させたことによる乗員確保等への効果を確認し、更なる受験機会の増加について検討し、結論を得る。

５．地域活性化分野

（１）規制改革の目的と検討の視点

平成20年をピークとして日本の人口が減少局面に入り、平成27年には高齢化率が26.4%（平成27年４月１日現在、概算値）となるなど、人口減少・超高齢化社会が進む中、特に地方において活力が失われつつあるとの指摘がある。例えば、今後何の対策も打たなければ、約1,800の自治体のうち地方で４分の１以上の自治体が消滅する可能性があると指摘されている。公立学校は、毎年500校程度の廃校が発生しており、平成４年度以降、累計でおよそ8,000校が廃校となった。また、商店街における空き店舗数も平成15年度以降上昇しており、平成24年度でおよそ15%の店舗が空き状態となっている。日本経済の持続的・安定的な成長を実現する観点からも、地域の活力を取り戻し、維持・発展させることが重要である。

政府としても、地方創生に政府一体となって取り組むため、平成26年９月にまち・ひと・しごと創生本部を内閣に設置し、平成26年12月にはまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するなど、積極的に地方創生のための活動を行っているところである。地方創生のためには、地域の強み・発想を生かした産業の振興とともに、地域の実情に合わせ、地域でお金が回る仕組みを作り雇用を創出すること、地域のコミュニティを維持・再生することなどが求められるが、これらの施策を行う上で、規制改革が果たす役割は大きい。例えば、地方創生のため地域資源を効率的・効果的に利活用することが必要だが、建築物に対する規制について、廃校や空き商店等の建築物を他の用途に再利用しやすくするべきとの指摘や、道路や食品に係る規制について、賑わいの創出や集客のためのイベント等の取組みを実施しやすくするべきとの指摘がある。また、現行規制は、高度成長期や都市部を念頭においた規制をベースにしているものが多く、人口減少社会や、地方の実情に合致していないとの指摘もある。

規制改革会議としては、内閣の重要施策である地方創生に資するため、平成26年９月に新たに地域活性化ワーキング・グループを立ち上げ、地域活性化のために必要な規制改革についての議論を進めてきた。議論に当たっては、“地域が主役”との観点から、地域からの規制改革提案を積極的に受け止めるため、「規制改革ホットライン（地域活性化の集中受付）」を平成26年10月１日～10月31日に実施するとともに、地方の現場で地域活性化に取り組んでいる有識者らからのヒアリングを実施した。その結果として、地域活性化分野における規制改革の視点として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という４つの視点を設定し、これに即して個別具体的な規制改革事項を取りまとめた。

①空きキャパシティの再生・利用

少子高齢化を背景に、地域では、膨大な量の「空きキャパシティ」（空き家、空き商店、空き学校（廃校）、空き公共施設（都市公園等）など）が生じつつある。地域活性化のためには、これらを再生させ・利用することによって、地域の交流・賑わいの拠点を整備し、コミュニティ維持・再生の足がかりとするとともに、「お金が回る」仕組みを作り出して雇用を創出しなければならない。

このため、安全性を確保しつつ、建築物の用途の変更等を行いやすくするよう、用途変更時等に適用される建築基準法の規制について、性能規定の更なる合理化等の検討や運用の改善を行うとともに、建築基準法上の用途地域における建築物の制限の緩和、また、都市公園を賑わい空間として利用しやすくするため、都市公園を活用した先進的な地域活性化の取組事例、及び住民参加による維持管理の取組事例の紹介を行う。

②地域における道路の多面的機能の発揮

歩行者や自動車等の一般交通の用に供されること（いわゆる「トラフィック機能」）が道路の本来的機能であることは、言うまでもない。しかしまた同時に、地域において道路は、人と人が出会い語らうコミュニケーションの場でもあることが、古くから指摘されてきた。少子高齢化に伴って、交通量が減少し、道路にもキャパシティの余裕が生ずることが予想されるが、高速道路や幹線国道は別として、街なかの生活に密着した道路（例えば商店街内の道路等）には、交通の安全の確保は当然の前提としても、人々の会話、休息、娯楽、飲食等の場、言い換えれば一種の広場としての機能を持たせて、賑わいを創出することが望まれる。道路にこうした多面的な機能を発揮させようとすれば、自動車の通行を制限したり、道路上の空間の利用可能性を広げたりすることなど、さまざまな手法を動員することが求められる。

このため、道路を賑わい空間としても活用することを推進すべく、道路使用・道路占用に係る制度や、申請時の留意点・手続の流れ、活用事例を広く周知するとともに、地域住民・道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずる。

③主に自治体が所管する規制の改革

地域活性化については、“地域が主役”である。「規制改革ホットライン（地域活性化集中受付）」などにこれまで寄せられた規制改革提案の中には、自治体が所管する規制が少なくない。例えば、旅館業法に係る構造設備の基準は条例で定めることとなっているが、条例によっては法令上求められていない玄関帳場の設置を求められる場合があるなど、イベント等の際に自宅に有償で宿泊させる場合の障害となっているとの指摘がある。また、食品衛生法における営業許可に係る施設基準については、条例によっては許可業種毎に専用の施設を求めている場合があり、現場においても硬直的に運用されているとの指摘がある。

このため、地域活性化のために、イベント開催時の宿泊施設や農林漁業体験民宿の受け入れ先確保のための旅館業規制の見直し、インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅・別荘等を活用した民泊サービスについての実態把握及び検討、小規模で複数業種営業の飲食店・臨時的な食品提供を実施しやすくするための飲食店営業に係る規制の明確化を行う。

④その他地域活性化に資する規制改革

①～③の視点以外にも、地方における効率的な移動・輸送手段の確保や、着地型観光（※）の促進、建設業に係る事業者の負担の低減、都市再開発の促進など、地域活性化に資する規制改革の要望が多数寄せられており、これらについても広く対応する。

（※）着地型観光：旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態

これら４つの視点に基づく規制改革事項は、いずれもインバウンド（訪日外国人旅行客誘致）としての地域の魅力づくりにつながる施策が多い。2020 年に東京オリンピック・パラリンピックを控えた今こそ実行する価値が高く、また、その後の地域経済の維持・発展にも長期的に資するものと考えられる。

なお、これらの規制改革事項は、関係する府省が複数にまたがるもの、主に自治体が所管する規制の改革など地方自治体の積極的な関与が欠かせないもの、地域の同意取得など地域住民等の積極的な関与が必要なものがある。例えば、地方自治体の条例等により上乗せされている規制について、地域の実情等に照らして必ずしもその理由が明確でないものもある、との声も聞かれる。これら地域活性化に資する規制改革を効果的・効率的に進めるため、まち・ひと・しごと創生本部とも連携し、関係府省や地方自治体、地域住民等の取り組みを促すとともに、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略など、地方自治体や地域住民等による地域活性化の取り組みにおいて本規制改革事項を活用することを促すべく、継続的な活動を行うこととする。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。そこで、地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案している。その設置は各地方自治体の判断によることは当然であるが、前向きな取り組みが望まれるところである。地方版規制改革会議が設置された場合、国の規制改革会議としては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

地域活性化のためには、地方自治体や地域住民等が、地域活性化の取り組みを「他人事」とはせず「自分事」にして、自ら積極的に関与・活動することが求められる。地域活性化は“地域が主役”である。規制改革会議としては、地域の創意工夫を可能とする規制改革に今後も取り組むとともに、地域がこれら規制改革事項を自ら活用するよう促していく。

（２）重点的フォローアップ

地域活性化ワーキング・グループにおいては、平成 26 年６月の規制改革実施計画に記載された「ダンスに係る風営法規制の見直し」、及び、平成 26 年６月に意見書を公表した「改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討」を重点的フォローアップ対象事項とし、ワーキング・グループにおいて取組状況等についての議論を行った。

①ダンスに係る風営法規制の見直し

平成 26 年６月の規制改革実施計画を踏まえ、警察庁において有識者会議（風俗行政研究会）が開催され、そこで取りまとめられた報告書（ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書）に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出された。当改正案は、「ダンス」という切り口で

の規制が見直されるなど一定の評価が可能な一方で、営業所の照度によっては引き続き風俗営業に該当することとなることから、照度の測定方法について事業者からも懸念が表明されているところである。したがって、当改正案については、照度の測定方法等を定める国家公安委員会規則の規定内容、及びその運用状況に関して、事業者に対して過度な負担とならないよう、引き続き規制改革会議としてフォローアップが必要である。

②改正タクシー特措法の特定地域の指定基準に係る検討

平成26年６月に公表した規制改革会議意見書（改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準に関する意見）を踏まえ、国土交通省において特定地域に係る指定基準についての検討が成された結果、平成27年１月に指定基準が決定された。本指定基準は、事故の発生の状況についての指標が盛り込まれ、各指標への該当を必須とするなど、全体として厳格であること、また、本指定基準に該当し特定地域として指定する可能性のある地域は、車両数ベースで最大約34%となるなど、規制改革会議の意見を一定程度取り入れたものと評価できる。その一方で、協議会における利用者の意向の反映方法、特定地域の指定状況、また、運転者の雇用環境の改善については、引き続き規制改革会議としてフォローアップが必要である。

（３）具体的な規制改革項目

①空きキャパシティの再生・利用

ア　建築物の用途変更時等における規制の見直し

a　廃校の利活用促進【平成27年度検討・結論、平成28年度措置】

少子高齢化の流れを受けて、毎年500校近い廃校が発生しているが、学校のように地域の拠点である建物を地域活性化のために利活用したいというニーズは高い。また、活用に当たっては、学校がコミュニティの中心であり、情緒的な価値、文化的価値を持つことを考慮し、外観をそのまま活用する等、その価値を充分に生かした活用が望まれる。しかし、例えば廃校を宿泊施設に用途変更しようとする場合、現行の防火･避難規定に適合させるために、改修費の負担が非常に大きくなるほか、改修によってはその趣が無くなることがあるという指摘がある。

したがって、廃校の利活用を容易なものとするため、安全性を確保しつつ、事業者にとっての選択肢が拡大するよう性能規定の更なる合理化等の検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

b　既存不適格建築物の用途変更時に係る規制の運用の整理・明確化【平成27年度措置】

既存不適格建築物の用途変更を行う場合、用途変更により特殊建築物になる場合は、変更先の現行規定に適合させる必要がある他、原則として建築物全体の既存不適格について現行規定に適合させる必要がある。しかし、例えば、ビルのテナントの入替えでは、入替えの改修費の他、ビル全体に耐火建築物や避難規定を適合させる必要があるため、費用負担が大きく、改修そのものを諦めてしまう事例があるとの指摘がある。また、用途変更時の内装制限規定の適合についての解釈が難しいと

いう指摘や、防火区画を適合させることを求める特定行政庁もある等、運用面でのばらつきも大きいとの指摘もある。

したがって、既存不適格建築物の用途変更に係る規制について、関係者の要望・意見を踏まえ、特定行政庁ごとの運用解釈を整理し、必要な措置を講ずる。

c　既存不適格建築物の増築時に係る規制の見直し【平成 27 年度検討・結論、平成 28 年度措置】

既存不適格建築物を増築する場合、増築部分が既存部分と構造上一体の場合は、増築部分が小さくても、現行規定に準じた構造計算により、建物全体が構造耐力上、安全であることを確認しなければならない。しかし、規模が小さい一体増築であっても、建物全体に構造計算が求められるうえ、現行法の構造安全性を満たさない部分が出てきた場合、既存構造部材の撤去・やり替えなど大掛かりな改修工事が必要になるとの指摘がある。

したがって、吹き抜け部分増床や階高の高い室内での中間階設置等、建築物の内部に床を増設する小規模な一体増築を行う場合には、現行の構造計算によらず、耐震診断基準に適合していれば増築可能とする等、既存不適格建築物の増築時に適用される基準について、安全性を確保しつつ合理化できないか検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

d　検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善【①については平成 27 年度以降継続的に検討・結論・措置、②については平成 27 年度措置】

平成 26 年 7 月に、「検査済証のない建築物に係る指定確認計算機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」が公表されたが、民間確認検査機関や事業者に対する周知がまだ十分ではなく、検査済証のない建物に対して、用途変更・増改築を行う建物でなければ、法適合状況調査ができず、用途変更・増改築を行わない建物に対して、金融機関等から融資を受けてリフォーム等を行う場合は法適合状況調査する方法がないとの誤解がある。また、既存建築ストックに対する投資やリノベーション（機能、価値の再生のための改修）を促進するために、手続の合理化や構造等に係る調査方法や判断基準について、より一層の取組みが必要であるとの指摘がある。

したがって、

①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。

②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。

e　用途変更を伴う建築行為に係る基準の見直しと運用の改善【平成 27 年度措置】

既存建築ストックに対する法制度は、建築基準法において「第一章　総則」と「第六章　雑則」で規定されているが、建築は個別の事例であることも多いため、案件ごとに特定行政庁等に相談することが多い。一方で、事業者・有識者からは既存建築ストックの利活用は新築に比べると時間が想定できず、コストがかかるという指摘や、とりわけ、用途変更を伴う建築行為については、適合させる基準の内容やその法解釈が難しく、特定行政庁によって運用解釈が異なることがあるとの指摘がある。膨大な既存建築ストックを抱えている今、その利活用促進の観点から、より分かりやすい運用体制が求められる。

したがって、用途変更を伴う建築行為について、関係者の要望・意見を踏まえ、既存不適格建築物を用途変更する際に適合させる基準の内容や必要となる手続の事例等を整理し、必要な措置を講ずる。

イ　用途地域における建築物制限の緩和

a　住居専用地域における住民介護・看護用の事務所設置【平成 27 年措置】

都市計画法に基づき用途地域として指定される住居専用地域においては、建築基準法上の規制により事務所を設けることはできない。地域の住民介護・看護用の事務所であっても、建築基準法上は事務所とみなされるため、住居専用地域においては設置することができず、十分な住民介護・看護サービスが提供できないとの指摘がある。

したがって、住居専用地域であっても住民に訪問介護・看護サービスを提供するための事務所を設置できるよう、必要な措置を講ずるとともに、措置内容を周知徹底する。

b　遊休期間の別荘貸出し【平成 27 年度措置】

都市計画法に基づき用途地域として指定される住居専用地域においては、建築基準法上の規制によりホテル又は旅館を設けることはできない。住宅として建築された別荘を、その所有者が利用しない遊休期間中に他人に有償で貸そうとしても、建築基準法上はホテル又は旅館とみなされるため、住居専用地域において当該用途に用いることができず、地域活性化の支障になっているとの指摘がある。

したがって、住宅として建築された別荘を、その所有者が利用しない遊休期間中に他人に有償で貸し出す場合は、旅館業法による許可が必要であるが、建築基準法の用途規制においては、地域の実情に応じて、地方公共団体が特別用途地区や地区計画を活用し、条例により必要な規定を定めた場合や特定行政庁が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて個別に許可した場合には、住居専用地域においても立地できることについて、地方公共団体に周知する。

ウ　都市公園の利活用促進

a　賑わい空間としての活用【平成 27 年度措置】

都市公園について、まちなかの公園内において喫茶店や飲食店、物販などの営利

活動を行うことで、人が集まる賑わい空間としてもより一層活用すべきとの指摘がある。

したがって、人が集まる賑わい空間として都市公園を活用する際、都市公園内における喫茶店等の飲食店や売店の設置は公園管理者の許可を受けることで可能であり、物品販売等の営利活動も可能であることを周知するとともに、これらの取組を促進するため、先進的な事例を紹介する。

b　住民による維持管理の取組促進【平成 27 年度措置】

都市公園について、住民組織など住民参加によって維持管理を行うことは現状でも可能であるが、住民参加による都市公園の維持管理の取組をより一層促進すべきとの指摘がある。

したがって、住民参加による都市公園の維持管理の取組を促進するため、先進的な事例を紹介する。

②地域における道路の多面的機能の発揮

ア　道路の利活用促進

a　道路空間の利活用に関する取組の促進【平成 27 年度措置】

道路は一般交通の用に供することが本来の目的とされているが、人口減少社会が到来し交通量が減少した道路もある中、交通機能の確保を前提としつつ、地域の賑わい創出の観点から空間としての道路の活用も推進していくべきであるという指摘がある。また、まちの賑わい創出につながる道路の管理・運用を行う主体について、都市再生推進法人などの既存の枠組みや海外の BID 制度（※）等について検討して整理することが必要なのではないかとの指摘もある。

したがって、街中の道路については、自動車を中心とした交通目的としてだけではなく、地域の賑わいを創出する空間として積極的に利用し地域活性化を図るために、これまでに行われた道路空間の活用に関する有識者会議での議論の蓄積を踏まえて設けられた道路占用許可基準の特例制度等の活用が進むよう、制度の手続の流れや地方公共団体における工夫を含めた活用例を広く周知する。

（※）BID 制度：地域が主体となって、行政が通常行う範囲を超えるサービスを提供するための、組織化と財源調達について定めた制度。例えば米国では、主に商業地域内において、指定されたエリア（BID〔Business Improvement District〕）から賦課金を徴収し、NPO である BID の運営組織がその賦課金を活用して、指定エリア内の様々なマネジメント活動（道路、公園等のオープンスペースの維持管理、治安の改善、マーケティングなど）を行う。

b　道路使用・道路占用の許可制度の弾力的な運用に係る周知【平成 27 年度措置】

地域活性化に資する空間としての道路利活用に係る道路使用・道路占用の許可について、警察庁・国土交通省より以前から通達が発出されているが、弾力的な運用がなされていることについてより広く周知が図られるべきであるとの指摘がある。

したがって、地域の賑わいを創出する目的で、地方公共団体が関与するような公共性の高いイベント等の実施について申請があった場合には、警察及び道路管理者は、その社会的な意義を踏まえ、道路の構造や交通への支障の程度を低減させつつ、安全かつ円滑にイベント等が開催できるよう検討することとしており、また、許可した場合には、イベント等の実施主体と連携して必要な対策を講ずることとしているという弾力的な運用がなされていることを広く周知する。その際、合意形成が上手くなされた事例について紹介しつつ、道路使用許可・道路占用許可の申請における留意点や手続の流れを広く周知する。

c　協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置【平成 27 年度検討・結論・措置】

地域活性化に資する空間としての道路利活用に係る道路使用・道路占用の許可について、警察庁・国土交通省より以前から通達が発出されているが、ある地域では許されることが別の地域では認められない場合があるところ、警察と地域のコミュニケーションがよい場合は上手く運用されており、そうした運用を一般化して周知すべきであるという指摘がある。

したがって、道路使用については、その行為を行う場所を管轄する警察署長が、個別具体の交通実態等に応じて、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を踏まえつつ許可を行うとともに、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することとなっているが、警察と地域のコミュニケーションを図るべきとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、道路使用許可申請者に協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずるよう改めて周知する。

また、地域活性化に資する空間として道路の利活用を図ろうとする者に対し、交通の安全と円滑の確保にも留意しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成を図ることを周知する方法について、まち・ひと・しごと創生本部及び地方公共団体の役割も含めて検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

d　アーケードの取扱いに関する通達の位置付け等に係る周知【平成 27 年度措置】

道路上空に設置するアーケードについて、設置可能な条件等について記した「アーケードの取扱について」という技術的助言が、地方分権一括法により基準としての拘束力は消失したにもかかわらず、現場では、あたかも法的拘束力をもつものとして取り扱われている場合があり、アーケードの架け替えによる快適な公共空間の実現が阻害されているとの指摘がある。

したがって、昭和 30 年 2 月 1 日発出の通達「アーケードの取扱について」に関し、文書の位置付けが技術的助言であり法的拘束力を有していないことを改めて周知する。その際、当該技術的助言が法的拘束力を有していないことを表す例を紹介する。

e　立体道路制度の活用促進【平成 27 年度措置】

平成元年に道路の立体的区域を指定して、道路と建物を一体的に整備するための「立体道路制度」が設けられ、平成 17 年 4 月 8 日発出の文書「立体道路制度の運用について」において、高架の歩行者専用道路等も対象とする旨の通知がなされたが、地方公共団体が制度利用に消極的で活用事例が少ないという指摘がある。

したがって、高架の歩行者専用道路等、道路の上部空間を活用して地域の活性化が進むよう、制度の利用例を紹介する。

③主に地方自治体が所管する規制の改革

ア　小規模宿泊業のための規制緩和

a　イベント等を実施する際の「民泊」における規制緩和【平成 27 年度措置】

自宅に有償で宿泊させる場合、一軒ごとの家庭で旅館業法の許可を受け、旅館業法や旅館業法施行令、及び各自治体の条例で定める構造設備等を備える必要がある。しかし、例えば、時期限定（１回２～３日）ではあるが、継続的なイベント（年に１回、数年程度）等を実施し、一時的に増加した旅行者を宿泊させる場合にあっても、旅館業法の許可が必要であるだけでなく、33 ㎡以上の客室の延べ床面積を求められるほか、条例によっては玄関帳場の設置を求められるなど、一般住宅ではクリアすることができない構造設備に係る規制が多いとの指摘がある。

したがって、イベント開催時であって、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いケースについては、旅館業法の適用外となる旨を明確にし、周知を図る。

b　農林漁家民宿の対象範囲の拡大【平成 27 年度検討・結論・措置】

旅館業法の特例である農林漁業体験民宿業における農家民宿は簡易宿所営業の客室延べ床面積基準（33 ㎡以上）が適用されていないが、農林漁業者が営む施設に限定されている。中山間地域では、高齢化、後継者不足により農林漁家自体の数が減少しており、体験教育目的等の受け入れであっても農家民宿の数が十分でないという指摘がある。

したがって、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積 33 ㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。

c　インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供【平成 27 年検討開始、平成 28 年結論】

自宅又は自宅の一部や専ら自らが使用することを目的としている別荘等について、自ら使用していない期間等に他人に有償で貸し出す場合、旅館業法の許可を受け、旅館業法や旅館業法施行令、及び各自治体の条例で定める構造設備等を備える必要がある。一方で、自宅又は自宅の一部や遊休期間が長くなった別荘等を活用した宿泊サービスについては、その地域に様々な消費を生む可能性があることから、

その利活用について柔軟に考えるべき、との指摘がある。また、インターネットを通じ宿泊者を募集するシェアリングのような、新たなサービス形態について、実態が先行している問題と空きキャパシティの利活用の観点から検討すべき、との指摘がある。

したがって、インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。

イ　複数業種・臨時飲食店営業の許可要件の周知

a　飲食店など複数の業種を営む場合の営業許可についての周知【平成 27 年措置】

飲食店等の営業については都道府県知事等の許可を受ける必要があり、調理場等の営業施設の基準については、都道府県が条例で定めているが、一事業者が複数の業種を営む場合、業種毎に専用の施設を設けることが求められることがあり、特に中小事業者の場合はこれが負担になっているため、複数の営業を行う事業者の負担軽減に資するよう、調理場の利用時間分離や調理器具の使い分け等により衛生上の支障がないと認められる場合には業種毎に専用の施設を設けなくてもよいとすべきという指摘がある。

したがって、それぞれの施設の基準に合致し、公衆衛生上支障がないと認められる場合には、許可を受ける業種が複数であっても施設を業種毎に専用のものとしなくてもよいことを、国から都道府県等に周知する。その際、新規に許可を受ける場合はもとより、既に営業を行っている事業者が、提供する商品の多様化等により追加で別の業種の許可を得ようとする場合も同様の考え方によることを明確化する。

b　臨時的に食品を提供する際の規制についての周知【平成 27 年度措置】

飲食店営業については都道府県知事等の許可を受ける必要があるが、臨時的な営業の場合は、都道府県において地域の実情を踏まえ、一定の日数以内の営業であれば許可は不要とする等の運用が行われており、また、施設基準についても、知事が公衆衛生上の支障がないと認めた事項については斟酌することができるとされている。近年、地域の特産品を販売するマルシェなど新たな形態の食のイベント等が広域的に開催されるようになっているが、地方公共団体での臨時的な食品提供に関する規制とその運用がまちまちであり、イベント主催者等にとって分かりづらいとの指摘がある。

したがって、各都道府県等において、地域の実情に応じて実施している臨時的な食品提供に係る規制について、その考え方や許可要件に関する情報をホームページに掲載することにより、事業者に分かりやすい形で公表するよう、国から都道府県等に対し技術的助言を行う。

④その他地域活性化に資する規制改革

ア　移動・輸送手段の多様化

a　自家用有償旅客運送における貨物の運送【平成 27 年度検討・結論・措置】

一般乗合旅客自動車運送事業においては、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙、その他の貨物を運送することは可能だが、自家用有償旅客運送においては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通再編実施計画の国土交通大臣認定を受けた場合に認められる等、原則として当該貨物の運送は認められていない。本規制により、例えば過疎地域において、NPO 等が旅客運送と一緒に買い物支援として受注配達サービスを提供しようとしても難しいとの指摘がある。

したがって、過疎地域等において、自家用有償旅客運送に付随して有償で買い物支援のための受注配達サービス等が実施できるよう、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障が無い等一定の条件を満たした場合には、公共交通に関する計画等を必要としないなど簡素な手続により、自家用有償旅客運送者が有償で少量の貨物を運送できる新たな制度の創設に向けて検討を行い、所要の措置を講ずる。

b　福祉有償運送の対象者、対価の明確化【平成 27 年措置】

福祉有償運送の運送対象者は身体障害者・要介護者等に限られており、地域の移動困難者の送迎ニーズに十分に対応できるよう、子供や障害者手帳を持たない障害者等も対象とすべきではないかとの指摘がある。また、福祉有償運送の対価は実費の範囲内とされ、送迎ニーズの調整を電話で行う等コーディネートする人の費用は認められないとの指摘がある。

したがって、福祉有償運送において、地域の移動困難者の送迎ニーズに十分に対応し、その運営に支障をきたすことが無いよう、以下の点について周知徹底する。

①運営協議会等により、福祉有償運送による運送を必要とする者であると認められるならば、障害者手帳等を持たない者であっても対象者とすることが可能であること

②旅客から収受する対価に、輸送に係る適切な範囲内であれば、オペレーターの人件費等も実費の範囲として含むことは可能であること

③旅客から収受する対価については実費の範囲内で定めるものであり、「タクシーの上限運賃の概ね１／２の範囲内であること」はあくまでも目安であること

c　運営協議会の改善【平成 27 年度措置（設置に当たっての支援は継続的に実施）】

福祉有償運送の実施に当たっては、地方公共団体の長が主宰する運営協議会の合意が必要となっている。地方公共団体の判断によるものであるが、運営協議会が設置されない場合があるなど、福祉有償運送の実施に困難をきたしている場合があるとの指摘がある。

したがって、福祉有償運送についての運営協議会の設置状況の調査を行い、公表する。また、運営協議会を設置していない地方公共団体が新たに運営協議会の設置を検討する場合、運輸支局等は地方公共団体に設置に当たっての支援を引き続き行うこととする。

イ　着地型観光を促進するための旅行業の見直し

a　第三種旅行業者の範囲の拡大【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】

交通網の発達により旅行者の一日の行動範囲が広域化しており、旅行者が求める着地型旅行も隣接する都道府県にまで広がることもあるなか、第三種旅行業者の提供できる募集型企画旅行の範囲は隣接市町村等までに限定されており、隣接市町村より広い範囲の着地型旅行商品の造成の機会が阻害されているとの指摘がある。

したがって、第三種旅行業者が実施できる募集型企画旅行の催行範囲（拠点区域）について、各地域及び事業者の個別、具体的なニーズも踏まえ、拠点区域の範囲の見直しも視野に入れ、検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

b　地域限定旅行業等の登録の容易化【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】

着地型観光の普及を進めていくためには、旅行商品の造成を促進するとともに、販売経路を拡大することも重要であり、意欲のあるホテル・旅館などの宿泊施設が着地型観光商品を容易に取扱うことをできるようにすべきとの指摘がある。

したがって、ホテル・旅館についての旅行業等の登録要件について、ホテル・旅館のニーズ及び登録を受けるに当たり障壁となる要件について把握した上で、かかる要件の在り方について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

c　旅行業務取扱管理者試験の見直し【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】

旅行業の登録を受けるには、旅行業務取扱管理者試験に合格した旅行業務取扱管理者を選任する必要がある。旅行業務取扱管理者試験では、全国の地理の知識が問われているが、限定された地域のみの旅行商品を扱う地域限定旅行業の場合には、全国の地理の知識を問う必要性はないとの指摘がある。

したがって、着地型旅行のみを取り扱う営業所に選任すべき旅行業務取扱管理者の資格試験について、現行の国内旅行業務取扱管理者試験より簡易な試験を新設することを含め、見直しに向けた検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

ウ　建設業許可基準の見直し

a　経営業務管理責任者としての一定の経験が必要な「役員」の範囲の見直し【平成 27 年度措置】

昨今、コーポレートガバナンスの強化の観点から、社外取締役を選任する企業は増加傾向にあり、また、業務執行と管理監督機能の分離といった観点から具体的な業務執行を担う人材はあえて取締役とせず、いわゆる執行役員とすることが適切と考える企業もある。こうした流れを踏まえれば、今後、建設業許可の取得又は更新にあたり、当該建設業（許可対象業種）に関して５年以上の経営経験を有する取締

役を選任することはますます困難になり、企業の人事ローテーション、新規参入、事業承継や企業再編等、業務執行と管理監督の分離などの面での弊害が大きくなるとの指摘がある。

したがって、建設業許可基準において経営業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に、業務の執行権限を明確に委譲されている等、一定の要件を満たす者（一定の要件を満たすいわゆる執行役員等を想定）も含めることとする。

b　経営業務管理責任者としての「経験年数」要件の見直し【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置】

常勤の役員の１人が、許可対象業種の建設業に関して５年以上の経営経験を有する者と同等の能力を有する者であれば建設業の許可を受けられるが、「同等の能力を有する者」として認められるのは、許可対象業種の建設業に関する経営業務補佐経験（７年以上）を有する者や、許可対象業種以外の建設業に関する経営経験（７年以上）を有する者などであり、いずれも年数が長く、企業等が役員を選任する際の支障となっているケースがある。

したがって、５年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮することの可能性について検討する。

c　経営業務管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることの証明書類等の合理化【平成 27 年度措置】

許可対象業種の建設業に関して５年以上の経営経験を有する者と同等の能力を有する者が常勤役員に１人いれば建設業の許可を受けられ、当該「同等の能力を有する者」であることを証明するために必要とされる書類が多く、証明が困難な場合があるとの指摘がある。

したがって、常勤の役員の１人が、許可対象業種の建設業に関し５年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることを示すために事業者が提出する書類は、必要最小限のものとなるよう、ガイドライン等の見直しを行う。

d　建設業の許可基準の在り方の見直し【平成 27 年度検討開始】

建設業の特殊性を鑑み、適正な施工確保や発注者の保護等を図るため、建設業許可の要件として、常勤の役員の１人に外形的に経営業務の経験年数を課していることについては、必ずしもそれ自体の論理的整合性が十分に示されたわけではなく、また、企業統治における最適な人員配置を妨げているケースがあるなどの指摘もある。

したがって、建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。

エ　建設業に係る技術者専任要件の見直し

a　現場ごとの技術者専任に係る請負金額要件の見直し【平成 27 年度検討・結論・措置】

建設業法においては、公共性のある工作物に関する重要な工事で、工事１件の請負金額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上となる場合、工事現場ごとに専任のもの（主任技術者あるいは監理技術者）を設置しなければならないとされている。当該金額要件は、平成６年の改正以降、見直されていないが、機器・設備の高仕様化等も含めて、実質的な工事費の水準は上がっており、建設業者の負担になっている、との指摘がある。また、金額要件が税込金額とされていることから、増税の都度、請負金額から消費税額を差し引いた税抜金額が引き下げられることとなっており、事実上、技術者設置に係る規制は強化されている。

したがって、建設業法における監理技術者等の専任に係る請負金額要件について、経済・社会情勢の変化等を踏まえた見直しについて検討し、結論を得る。

b　適正かつ効率的な技術者の確保、配置のための制度・運用の見直し【平成 27 年度検討・結論・措置】

公共性のある工作物に関する重要な工事においては、請負金額により技術者の専任が求められ、基本的に一連の工期を通じて１人の技術者が１つの現場に拘束されるため、技術者の確保やより適切な現場への配置がままならず、事業者が受注を断念するケースが生じている実態がある。

したがって、技術者の専任が負担となり、建設工事の適正かつ円滑な受発注に支障を来しているケースについて、事業者等の意見も聞きながら、運用面も含めた制度上の課題を整理した上で、適正な施工が確保されることを前提に、事業者が個々の技術者の適正（専門性、経験など）や現場の状況等に応じて、より効率的に技術者の確保、配置ができるよう、「監理技術者制度運用マニュアル」等の見直しを行い、周知・徹底する。

オ　都市再開発における手続の合理化

a　都市計画決定及び市街地再開発組合の設立認可に係る手続の合理化【①については平成 27 年度上期措置、②については平成 27 年度措置（以降、定期的に措置）】

都市再開発に係る都市計画の決定に当たり、地権者等の同意は要件とされていないことについて、国土交通省より過去３度に渡り通知を発出し、周知・徹底されてきたが、事業の現場においては、依然として地方公共団体より地権者の同意を求められる実態がある。さらに、都市計画決定時に地権者の同意が既に得られているにもかかわらず、その後の市街地再開発組合の設立認可申請においても事業計画の縦覧を行う必要があるなど、それぞれの手続の目的は異なるものの、実質的な内容の重複が発生し、工事着手までに多くの時間を要することで関係権利者の財産権等への影響が出ているとの指摘がある。

したがって、

①市街地再開発事業の都市計画決定に当たっては、法律上、地権者等の同意は要

件とされておらず、大多数の地権者等の同意や、同意を証明する書面の提出を必要とするなど、過度に慎重な対応を行うべきでないことについて、改めて周知・徹底を図る。同時に、やむを得ず都市計画の決定時に地権者の同意を求める必要がある場合も、都市計画の内容に変更が生じないという予測のもとで、都市計画決定の手続と市街地再開発組合の設立認可の手続を並行して進めることが可能であることを明確化する。

②上記の一連の手続が適切かつ効率的に進められた事例を蓄積し、事業者、関係地方公共団体の双方に対して定期的に周知・共有する。

b　市街地再開発組合の設立に係る地権者の合意形成の在り方の検討【平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論】

市街地再開発組合の設立認可に当たっては、宅地の所有権者及び借地権者それぞれの３分の２以上の同意が求められているところ、関係する所有権者及び借地権者それぞれの人数が大きく異なる場合には、多数を占める意見を持つ地権者の権利が過剰に制限されてしまうとの指摘がある。さらに、現行制度は、実質的に同一の権利者と考えられる者への権利の移転・設定により、恣意的に一方の権利者数を操作することで、不当に関係地権者の権利を制限し、事業の実現を妨げることを必ずしも回避できず、運用において法の趣旨が歪められる恐れがあるとの指摘もある。

運用上、過度に多数意見の地権者の権利が制限される恐れがある場合について、事例や想定されるケースを踏まえた課題等の整理を行うとともに、関係者の意見等も聞きながら、法定再開発における少数意見の地権者の権利保護の考え方や適切な合意形成の在り方について検討し、結論を得る。

c　市街地再開発事業に係る施行区域要件の整理【平成 27 年度措置】

第一種市街地再開発事業の施行区域については、低利用・老朽化・災害等による機能低下等の状態でない耐火建築物の面積の割合が要件とされているところ、これにより、現に都市機能の更新や防災・減災対策等が望まれる地域において、一体的な再開発が阻害されているケースがあるとの指摘がある。また、要件の一部については、過去に緩和されてきた経緯はあるものの、地方都市における再々開発のニーズ等に応えるため、所有者の同意等を条件に、耐用年限を短縮すべきとの意見もある。

したがって、地方公共団体や事業者等にとって、法定再開発による事業の選択肢を実質的に拡大するため、施行区域に関し、合計に占める耐火建築物の面積や、耐用年限に対する経過年数に係る要件を満たさない場合でも、他の要件に適合することで高い公共性が認められ、現に再開発が実現された事例や、今後想定される再開発のモデル等を関係者の意見を踏まえて整理し、公表する。

d　市街地再開発事業によって実現される公共性の在り方の再整理【平成 27 年度措置】

都市再開発法が目的としている土地の高度利用や都市機能の更新は、必ずしも木

造密集地域の解消や人口密集地における再開発のような高層ビル等の建築を伴う事業のみを指しているものではなく、都市の国際競争力の向上や地方の魅力創出等も含め、その地域に合った公共性を実現するための手法として、より一層都市の価値の向上に資する活用がなされるよう、法定再開発が果たす公共性の在り方を再整理し、公表する。

カ　深夜酒類提供飲食店の営業開始届出の運用合理化【措置済み】

深夜酒類提供飲食店の営業を行う場合、営業開始10日前に届出書を当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に提出する必要があるが、添付書類として、法令上規定されていない「保健所の営業許可証の写し」を求められることがあり、営業開始まで時間がかかるとの指摘がある。

したがって、深夜酒類提供飲食店の営業を行う場合に提出が必要な届出書の添付書類について、法令上規定されていない保健所の営業許可証の写しを届出時に求められる場合があるとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、深夜酒類提供飲食店営業の届出制度の適切な運用について指示する。

キ　古物商における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大【平成27年度検討・結論、結論を得次第措置】

古物営業法において、古物商は古物を買い受け、又は交換しようとするとき等は、相手方の真偽を確認するための措置をとらなければならない。その方法の一つとして、相手方の住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書（その者の署名のあるものに限る）の交付を受けることが認められているが、署名は、当該古物商又はその代理人、使用人その他の従業者の面前において万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたものでなければならず、現行では電子タブレット等に対して行った手書きの署名を用いる方法は認められていない。本手法も認めることで、事業者の負担軽減や、照会に対する迅速な対応が可能となるのではないかとの指摘がある。

したがって、古物営業法における古物商による相手方の真偽の確認方法として、電子タブレット等に対して行った手書きの署名を用いる方法も認めるべきとの指摘について、古物商における当該方法の需要について調査を実施するなどした上で、その実施方法や古物営業法施行規則の改正の要否等について検討し結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講ずる。

III　規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー等）

１．規制レビューの必要性

規制改革は、時代の変化に合わせて、その所管府省自らが主体的に取り組むことが本来の在り方である。過去において、所管府省の自主的見直しを促す仕組みや制度が設けられたことがあったが、持続的な取組にならず、十分な成果を得ることができずに今日に至っている。

不断に規制改革を進め、着実に実現していくためには、所管府省自身が、規制改革会議等と連携しつつ、主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みをつくる必要がある。

平成 26 年６月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、このような「規制レビュー」の仕組みが構築されたところである。今期においては、このシステムを開始した上で、規制改革会議としてもこれを軌道に乗せるべく、所要の取組を行った。具体的には、規制改革実施計画及び「規制レビューの実施について」（平成 26 年 10 月 10 日規制改革会議決定）に基づき、規制所管府省による規制シートの作成を通じて、その取組が開始されたところである。

今後とも、規制改革会議として、所管府省がより主体的・積極的に規制改革に取り組んでいくことができるよう、必要な役割を果たしていく。

２．規制レビューの具体的な実施方法

（１）規制レビューの実施状況

①当面優先的に作成すべき規制シートの範囲

規制改革実施計画においては、

ア　見直し時期が到来する規制

イ　規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

ウ　規制改革会議における審議事項に関連する規制

を対象とする一方、「規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する」としている。

規制改革実施計画を踏まえ、「規制レビューの実施について」において、アについては、対象を「通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下の者となっている規制のうち平成 27 年度に見直し時期が到来するもの」に限定し、イについては、規制改革実施計画どおりとし、ウについては、ア及びイの作成状況等を踏まえ、作成対象及び作成時期等について別途検討するものとしていた。

②規制シートの規制改革会議への提出状況（平成 27 年５月 18 日現在）

ア　見直し時期が到来する規制　４件

イ　規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制　46 件

ウ　規制改革会議における審議事項に関連する規制　０件

（２）今後作成すべき規制シートの範囲

（１）②の状況を踏まえ、当面優先的に作成すべき規制シートの範囲について、以下のとおり拡大することとする。

ア　見直し時期が到来する規制

平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち、法律の形式により制度化されたもの

イ　規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制

ウ　規制改革会議における審議事項に関連する規制

（３）規制の見直し期限の設定及び公表について

規制の見直し期限については、平成 26 年６月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、平成 27 年末までに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」に必要な修正を行った上で、規制所管府省のホームページ等において公表することとする。

３．留意事項

規制レビューは、既にある規制を事後的に見直すシステムであるが、これとは別に、規制創設時に所管府省が留意すべき事項もある。例えば、本来は各府省による法的拘束力のない目安や事例として発出されたものが、「ガイドライン」の名称を付けることで、運用段階において事実上の規範性を持たせているとみられかねないケースも存在する。また、法的根拠が曖昧な通知や通達で規制と同様の効果をもたらしているケースも少なくない。

所管府省が発する文書等は、企業や消費者の行動に直接的な影響をもたらすものだけに、恣意性や不透明性を極力排除するように、十分な注意が必要である。このような状況を改善していくためには、各府省自らが取組を進めることはもとより、政府全体としても行政改革の視点から統一した対応が必要である。

Ⅳ　今期規制改革会議の審議経過

１．審議体制

今期の規制改革会議においては、本会議での審議に合わせて、前期に引き続き「健康・医療」「雇用」「農業」について、ワーキング・グループを設置して検討を行った。さらに、前期における「創業・IT 等」「貿易・投資等」の各ワーキング・グループを再編し、地域活性化に特に資すると考えられる事項を「地域活性化ワーキング・グループ」で、国内外からの投資の促進などに広く関連する事項を「投資促進等ワーキング・グループ」で検討を行った。

それぞれのワーキング・グループでは、各分野の専門家や有識者からの意見も聞きながら、効果的・効率的に検討する体制を整え、成長戦略に盛り込むテーマを分野ごとに選定し、優先的に審議することとした。

２．機動的な意見の表明

前期に引き続き、規制改革会議として適時適切な対応をするため、会議の「意見」を機動的に表明することにより、規制改革の議論を加速した。

・農業協同組合の見直しに関する意見（平成 26 年 11 月 12 日）
・「雇用仲介事業の規制の再構築」に関する意見（平成 27 年 1 月 28 日）
・「多様な働き方を実現する規制改革」に関する意見（平成 27 年 3 月 25 日）
・「労使双方が納得する雇用終了の在り方」に関する意見（平成 27 年 3 月 25 日）

３．公開ディスカッションの開催

規制改革会議が規制改革を推進するための世論喚起を目指し、前期の２回の試行結果を踏まえ、今期においても、２回の公開ディスカッションを開催した。

各回とも、前期同様、国民にとって関心が高いと思われる分野における規制改革の検討テーマを選定のうえ、一定の結論付けを目的とはせず、規制の多くが内包しているトレードオフの構造を明確にする形の論点整理を主眼に開催した。

第１回：平成 27 年 2 月 12 日（木）
　○多様な働き方を実現する規制改革
　　～すべての人が能力を発揮するための働き方改革～
第２回：平成 27 年 3 月 12 日（木）
　①地域の空きキャパシティの利用に係る規制
　②医薬分業における規制の見直し

４．規制改革ホットライン

規制改革会議は、規制改革を推進していく上で、国民・企業・団体からの様々な提案を重視しており、今期も、規制改革ホットラインにおいて、規制改革の提案を常時受け付けた。

また、前期同様、「集中受付月間」を定め、内閣府のホームページ上での広報や各種団体への集中的な周知活動を行った。平成 26 年 10 月には「地域活性化」を募集テーマとして集中受付を実施し 239 件の提案を受け付けたほか、11 月には「多様な働き方の実現」を募集テ

ーマとして集中受付を実施し40件の提案を受け付けた。当該期間においては、集中受付以外のテーマも通常どおり受け付けた（10月：319件、11月:20件）。

規制改革ホットラインには、平成25年3月以降3,523件（平成27年6月1日現在）の提案が寄せられ、随時、関係府省に検討要請（提案のうち規制改革に関係しないと認められるものを除いた1,969件）し、回答を得た1,838件について、ホームページに公表した。また、関係府省から回答を得た事項のうち更に精査・検討を要する事項については、ホットライン対策チームから順次会議に報告し、各ワーキング・グループにおいて精査・検討を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

今期の規制改革会議においては、182項目の答申を取りまとめたが、この182項目のうち、約6割が規制改革ホットラインに寄せられた提案と関連している。

５．他の会議との連携

主として成長戦略を議論している産業競争力会議との関係では、一部の規制改革会議委員が同会議の委員を兼ねて双方の会議に参加すること等により、効果的な連携を図り規制改革の成果を高めた。

また、規制改革と関連する経済財政諮問会議、まち・ひと・しごと創生本部、国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特区ワーキング・グループ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）、対日直接投資推進会議などとも、情報共有を図ってきた。

６．国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものであり、総理指示(平成25年1月25日日本経済再生本部)においてその活用が言及されていたものである。

今回は、検討項目の内から、ライフサイエンスなどでのイノベーションの活用や進展に資するものなど以下の6件について実施した（付属2参照）。

＜健康・医療分野＞

・市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直し
・医療情報の有効活用に向けた規制の見直し
・遠隔モニタリングの推進

＜投資促進等分野＞

・研究の用に供する血清等の輸入に係る規制の見直し
・水素スタンドにおけるセルフ充填の許容
・海外規格材料及び同等材の例示基準への追加

具体的には、規制所管府省から規制の現状についての国際比較と規制を維持する必要性等について回答を求め、その妥当性や改革の方向性についての議論を行った。なお、国際先端テストの対象とならなかった案件についても、極力、国際比較を行った上で規制の必要性・妥当性などを議論することに努め、国民の理解を得やすいものとなるようにした。

国際先端テストは、規制所管府省自らが当該規制の意義・効果等について改めて考える契機となったが、本来、国際的な政策・制度の趨勢に照らして、当該府省において不断の見直しを行うことは当然の責務である。

国際先端テストの手法は、あらゆる規制改革の項目に適用すべき強力なツールであり、今後も、その定着に努めるべきである。

（参考資料１）

規制改革会議委員名簿

議　　長	岡　　素　之	住友商事株式会社相談役
議長代理	大　田　弘　子	政策研究大学院大学教授
	安　念　潤　司	中央大学法科大学院教授
	浦　野　光　人	株式会社ニチレイ相談役
	大　崎　貞　和	株式会社野村総合研究所主席研究員
	翁　　百　合	株式会社日本総合研究所副理事長
	金　丸　恭　文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
	佐久間　総一郎	新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
	佐々木　かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
	滝　　久　雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
	鶴　　光太郎	慶応義塾大学大学院商学研究科教授
	長谷川　幸　洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
	林　　いづみ	桜坂法律事務所弁護士
	松　村　敏　弘	東京大学社会科学研究所教授
	森　下　竜　一	大阪大学大学院医学系研究科教授

専 門 委 員 名 簿

■健康・医療ワーキング・グループ

滝口　　進	日本メディカルビジネス株式会社代表取締役／ 東京女子医科大学第二外科非常勤講師
竹川　節男	医療法人社団健育会理事長
土屋　了介	地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長
松山　幸弘	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹／経済学博士

■雇用ワーキング・グループ

島田　陽一	早稲田大学理事・法学学術院教授
水町勇一郎	東京大学社会科学研究所教授

■農業ワーキング・グループ

北村　　歩	株式会社六星取締役
田中　　進	農業生産法人・株式会社サラダボウル代表取締役
本間　正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
松本　　武	株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント代表取締役／ 農業生産法人松本農園プロジェクトマネージャー
渡邉　美衡	カゴメ株式会社取締役常務執行役員・経営企画本部長

■投資促進等ワーキング・グループ

川本　　明	慶應義塾大学経済学部教授
久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／弁護士
小林三喜雄	花王株式会社購買部門企画部戦略企画グループシニアエキスパート
圓尾　雅則	ＳＭＢＣ日興証券株式会社マネジングディレクター
道垣内正人	早稲田大学法科大学院教授

各ワーキング・グループの構成員

（◎：座長
○：座長代理）

ワーキング・グループ	構成員	
■健康・医療 ワーキング・グループ	◎翁　百合　委員 ○林　いづみ　委員 金丸　恭文　委員 佐々木かをり　委員 森下　竜一　委員	滝口　進　専門委員 竹川　節男　専門委員 土屋　了介　専門委員 松山　幸弘　専門委員
■雇用ワーキング・グループ	◎鶴　光太郎　委員 ○佐々木かをり　委員 浦野　光人　委員 大崎　貞和　委員 佐久間総一郎　委員	島田　陽一　専門委員 水町勇一郎　専門委員
■農業ワーキング・グループ	◎金丸　恭文　委員 ○浦野　光人　委員 滝　久雄　委員 長谷川幸洋　委員 林　いづみ　委員	北村　歩　専門委員 田中　進　専門委員 本間　正義　専門委員 松本　武　専門委員 渡邉　美衡　専門委員
■投資促進等 ワーキング・グループ	◎大崎　貞和　委員 ○松村　敏弘　委員 安念　潤司　委員 森下　竜一　委員	川本　明　専門委員 久保利英明　専門委員 小林三喜雄　専門委員 圓尾　雅則　専門委員 道垣内正人　専門委員
■地域活性化 ワーキング・グループ	◎安念　潤司　委員 ○滝　久雄　委員 翁　百合　委員 佐久間総一郎　委員 長谷川幸洋　委員 松村　敏弘　委員	

（参考資料２）

規制改革会議及び各ワーキング・グループの審議経過(平成 26 年７月以降)

【規制改革会議】

第 36 回	H26.9.16	・規制改革会議及びワーキング・グループの進め方 ・規制改革ホットラインの集中受付 ・公開ディスカッションの進め方
第 37 回	H26.10.10	・新たな保険外併用の仕組みの創設 ・多様な働き方を実現する規制改革 ・規制レビューの実施方針
第 38 回	H26.11.10	・多様な働き方を実現する規制改革 ・新たな保険外併用の仕組みの創設
第 39 回	H26.12.15	・多様な働き方を実現する規制改革 ・介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立
第 40 回	H27.1.22	・多様な働き方を実現する規制改革
第 41 回	H27.1.28	・「雇用仲介事業の規制の再構築」に関する意見 ・地域活性化に寄与する規制改革の審議方針
第 42 回	H27.2.24	・建設業法上の法人の役員要件の見直し ・多様な働き方を実現する規制改革（論点整理） ・老朽化マンションの建替え等の促進
第 43 回	H27.3.25	・着地型観光等を促進するための旅行業の見直し ・「多様な働き方を実現する規制改革」に関する意見 ・「労使双方が納得する雇用終了の在り方」に関する意見
第 44 回	H27.4.17	・規制レビューの見直し
第 45 回	H27.5.18	・規制シートの作成対象の拡大 ・規制の見直し期限の設定
第 46 回	H27.6.5	・答申案
第 47 回	H27.6.16	・答申取りまとめ

【健康・医療ワーキング・グループ】

第 23 回	H26.10.6	・健康・医療ワーキング・グループの今後の進め方
第 24 回	H26.10.17	・介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し ・一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの早期構築
第 25 回	H26.11.6	・医療情報の有効活用に向けた規制の見直し ・医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築
第 26 回	H26.11.17	・介護付有料老人ホーム等に関する規制の見直し
第 27 回	H26.12.5	・医療情報の有効活用に向けた規制の見直し ・保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入
第 28 回	H27.1.14	・医療情報の有効活用に向けた規制の見直し ・一般健康食品の機能性表示を可能とする仕組みの早期構築
第 29 回	H27.2.2	・特別用途食品における申請手続き・表示制度の見直し
第 30 回	H27.2.17	・特定保健用食品における審査手続きの見直し ・医療情報の有効活用に向けた規制の見直し
第 31 回	H27.3.5	・遠隔モニタリングの推進 ・保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入
第 32 回	H27.3.19	・市販品と類似した医療用医薬品の処方の在り方等の見直し ・特別用途食品における申請手続き・表示制度の見直し ・特定保健用食品における審査手続きの見直し
第 33 回	H27.4.7	・遠隔モニタリングの推進 ・市販品と類似した医療用医薬品の処方の在り方等の見直し
第 34 回	H27.4.16	・新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し ・医薬分業推進の下での規制の見直し
第 35 回	H27.5.11	・医薬分業推進の下での規制の見直し ・特定保健用食品における審査手続きの見直し
第 36 回	H27.5.21	・医薬分業推進の下での規制の見直し等

【雇用ワーキング・グループ】

第 27 回	H26.8.7	・「多様な正社員」の普及・拡大のための有識者懇談会報告書
第 28 回	H26.9.25	・雇用ワーキング・グループの今後の進め方 ・雇用仲介事業の規制の見直し
第 29 回	H26.10.30	・雇用仲介事業の規制の見直し
第 30 回	H26.11.14	・雇用仲介事業の規制の見直し
第 31 回	H26.11.27	・製造請負現場の労働者の声と働き方ニーズ
第 32 回	H26.12.4	・労使双方が納得する雇用終了の在り方 ・雇用仲介事業の規制の見直し
第 33 回	H26.12.17	・労使双方が納得する雇用終了の在り方
第 34 回	H27.1.23	・労使双方が納得する雇用終了の在り方 ・雇用仲介事業の規制の見直し
第 35 回	H27.2.6	・労使双方が納得する雇用終了の在り方
第 36 回	H27.2.20	・労使双方が納得する雇用終了の在り方
第 37 回	H27.3.18	・労使双方が納得する雇用終了の在り方
第 38 回	H27.4.9	・規制改革ホットラインにおける提案（雇用ワーキング・グループ関係）

【農業ワーキング・グループ】

第 18 回	H26.10.1	・農業ワーキング・グループの今後の進め方
第 19 回	H26.11.12	・農業協同組合の見直しに関する意見
第 20 回	H26.11.25	・農地中間管理機構の現状
第 21 回	H26.12.12	・全国農業会議所の組織改革の検討状況 ・農地情報公開システムの整備状況
第 22 回	H26.12.16	・女性・若手農業者からのヒアリング
第 23 回	H27.2.10	・農業改革
第 24 回	H27.5.27	・農地中間管理機構の現状について

【投資促進等ワーキング・グループ】

(※)	H26.7.11	・適格機関投資家等特例業務の見直し
(※)	H26.7.23	・「民法（債権法）の改正
第１回	H26.10.9	・投資促進等ワーキング・グループの今後の進め方 ・ビッグデータ・ビジネスの普及
第２回	H26.10.24	・廃棄物処理に係る規制の見直し ・クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し
第３回	H26.11.20	・廃棄物処理に係る規制の見直し ・在留資格制度に係る規制の見直し
第４回	H26.12.1	・日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し
第５回	H27.1.26	・出張理美容に係る規制の見直し ・土壌汚染対策法の見直し ・民法（債権法）の見直し ・次世代自動車に係る規制の見直し
第６回	H27.2.20	・理美容業の在り方に係る規制の見直し ・次世代自動車に係る規制の見直し ・「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し ・民法（債権法）の見直し
第７回	H27.3.9	・土壌汚染対策法の見直し ・廃棄物処理に係る規制の見直し ・クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し ・適格機関投資家等特例業務の見直し
第８回	H27.3.23	・「小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン」の見直し ・理美容業に係る規制の見直し ・日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し ・ビッグデータ・ビジネスの普及

第９回	H27.3.30	・理美容業に係る規制の見直し
第 10 回	H27.4.6	・ロボットに係る規制の見直し ・研究の用に供する血清等の輸入に係る規制の見直し ・流通・取引慣行ガイドラインの見直し
第 11 回	H27.4.24	・次世代自動車に係る規制の見直し ・理美容師の国家試験及び養成施設の在り方の見直し ・国立・国定公園内における地熱開発の取扱いの見直し

※ これらの会合は、前期の創業・IT 等ワーキング・グループとして開催。

【地域活性化ワーキング・グループ】

第１回	H26.9.30	・地域活性化ワーキング・グループの今後の進め方 ・ダンスに係る風営法規制の見直し
第２回	H26.10.8	・ダンスに係る風営法規制の見直し ・地域活性化ワーキング・グループの今後の進め方
第３回	H26.10.20	・市街地集約化のための規制改革の方向
第４回	H26.10.29	・ダンスに係る風営法規制の見直し ・地域の廃校利用に係る規制の見直し ・建設業に係る技術者専任要件の緩和
第５回	H26.11.7	・ヒト・モノ・カネを地域内で循環させる規制緩和の方向性
第６回	H26.11.21	・地域・中小企業の現場からみた規制改革 ・地域活性化ワーキング・グループの今後の取組方針
第７回	H26.11.28	・地域活性化における民間組織の役割と規制改革 ・リノベーションまちづくりと規制緩和
第８回	H26.12.4	・観光分野の事業展開における課題
第９回	H26.12.16	・既存不適格建築物に対する遡及適用の緩和 ・地域活性化ワーキング・グループの検討項目
第 10 回	H27.1.22	・都市再開発における手続きの合理化 ・改正タクシー特措法における特定地域の指定基準
第 11 回	H27.1.30	・建築物の用途変更時等における規制の見直し ・用途地域における建築物制限の緩和
第 12 回	H27.2.12	・道路利活用促進のための規制緩和 ・小規模宿泊業のための規制緩和 ・改正タクシー特措法における特定地域の指定基準
第 13 回	H27.2.18	・小規模・臨時飲食店営業の許可要件緩和等
第 14 回	H27.3.13	・小規模宿泊業のための規制緩和
第 15 回	H27.3.27	・移動・輸送手段の多様化
第 16 回	H27.4.2	・市民生活を豊かにするための公園利活用のあり方と規制改革 ・建設業に係る技術者専任要件の緩和
第 17 回	H27.4.23	・既存公共施設の利活用促進のための規制緩和（都市公園の利活用） ・小規模宿泊業・遊休期間の別荘貸出し